

みんなを**元気**にする 
水と**緑**のふるさとながいずみ

長泉町環境基本計画

後期計画

平成 29 (2017) 年度～平成 33 (2021) 年度

～いつまでも住み続けたい  まちをめざして～



は じ め に

長泉町は、愛鷹山麓に広がる雄大な自然と豊富な地下水や広域交通網の発展などの恵まれた環境により、企業誘致が進み、町内に4つの工業団地を持った工業に特化した町であります。人口は4万3000人に到達し、平成27年の国勢調査においても人口増加率、人口増加数がともに県内トップであり、今後も人口の増加が見込まれている全国でも数少ない自治体であります。

その一方で、私たちが住む環境は、都市化などにより、状況は大きく変化しています。



このような状況の中で、平成22年には環境の保全及び創造について基本理念を定め、町・町民・事業者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めた「長泉町環境基本条例」を施行いたしました。この条例に基づき、平成24年に本町が目指すべき将来の環境像を掲げ、取り組むべき行動を明確化し、計画的かつ持続的な取り組みを進めるために、「長泉町環境基本計画」を策定しました。この計画策定から5年が経過し、社会経済状況や環境の変化、他の計画との整合を図るために中間見直しを行うこととなりました。

本見直しでも、町民・事業者に対してのアンケート調査を実施しました。平成22年度に実施したアンケート調査に比べ、全ての行動指針で満足度が向上している結果となりました。この結果を踏まえ、さらに満足度が向上するよう、重点プロジェクトを中心として施策を展開し、本計画で望ましい環境像として掲げる「みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ～いつまでも住み続けたい eまちをめざして～」を実現できるよう、町・町民・事業者が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様には一層のご理解とご協力、そして積極的なご参加をお願いいたします。

結びに、本計画の見直しに当たり、熱心にご審議、ご検討いただきました長泉町環境審議会委員の方々、貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

長泉町長

遠藤日出夫

目 次

第1章 計画の基本的事項 1

- 第1節 計画策定の背景 2
- 第2節 前期計画の中間評価 3
- 第3節 基本的事項 13

第2章 環境の現状 17

- 第1節 町の概況 18
- 第2節 自然環境 27
- 第3節 快適環境 36
- 第4節 生活環境 41
- 第5節 廃棄物・地球環境 46
- 第6節 環境教育・環境情報 52

第3章 計画の目標 55

- 第1節 基本理念 56
- 第2節 望ましい環境像 57
- 第3節 環境目標 58

第4章 環境施策 61

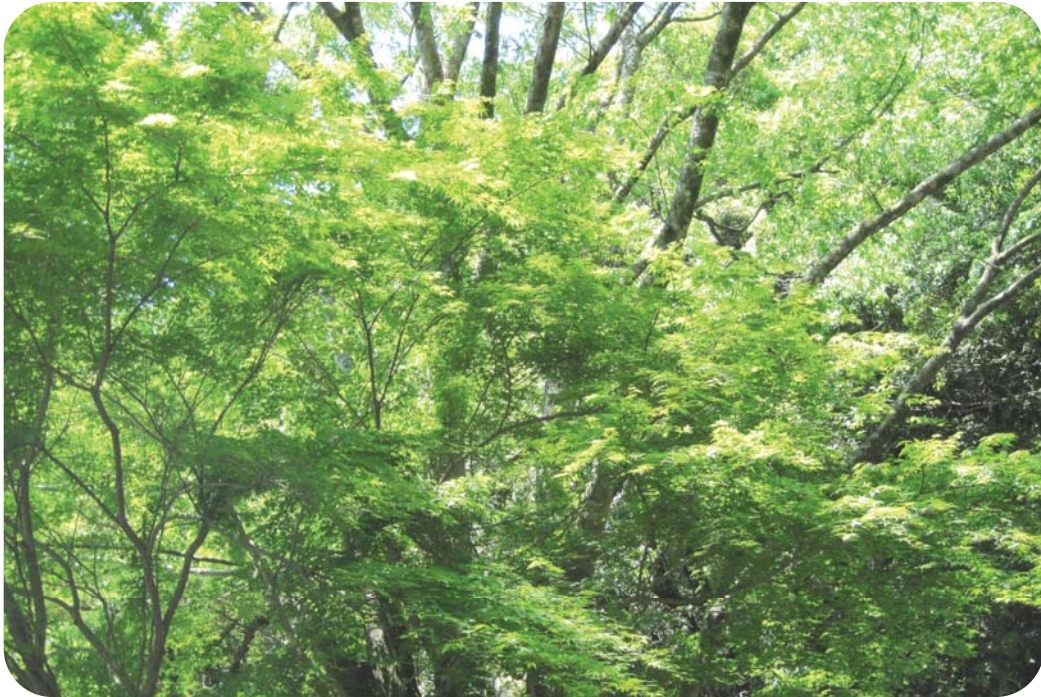
- 第1節 環境施策の体系 62
- 第2節 重点プロジェクト 63
 - ◇重点プロジェクト1 水のふる里ながいずみ プロジェクト 64
 - ◇重点プロジェクト2 まちじゅう緑花 プロジェクト 66
 - ◇重点プロジェクト3 みんなでごみゼロ プロジェクト 68
 - ◇重点プロジェクト4 低炭素な暮らしを生み出す プロジェクト 70
- 第3節 行動方針 73
 - ◇行動方針 1 川や水をまもる 74
 - ◇行動方針 2 森をまもる 76
 - ◇行動方針 3 田畑をまもる 78
 - ◇行動方針 4 生きものをまもる 80
 - ◇行動方針 5 自然とふれあう 82
 - ◇行動方針 6 公園や緑をふやす 84
 - ◇行動方針 7 きれいな風景や歴史をのこす 86
 - ◇行動方針 8 落ちているごみをなくす 88
 - ◇行動方針 9 きれいな水の環境にする 90
 - ◇行動方針 10 きれいな空気と静かな環境にする 92
 - ◇行動方針 11 公害や化学物質の問題をなくす 94
 - ◇行動方針 12 ごみを少なくする 96
 - ◇行動方針 13 ごみを運んで処理する 98
 - ◇行動方針 14 地球温暖化を止める 100
 - ◇行動方針 15 環境について学び活動する 104
 - ◇行動方針 16 環境について知る 106

第5章 推進体制・進行管理 107

- 第1節 推進体制 108
- 第2節 進行管理 110

資料編 113

第1章 計画の基本的事項



第1節 計画策定の背景

第2節 前期計画の中間評価

第3節 基本的事項

第1節 計画策定の背景



① 環境問題の現状

長泉町には、愛鷹山麓のまとまった緑や桃沢川の清流などに代表される豊かな自然環境が残るとともに、これらの自然の恵みと交通利便性などを活かした産業集積や居住などの多彩な都市機能が展開され、魅力と活力ある町の形成が図られてきました。

一方、私たちの物質的な豊かさや利便性を追求した生活スタイルと引き換えに、地球温暖化問題をはじめ、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁など、さまざまな環境問題が生じています。このような環境問題の多くは、わたしたちの日常生活や経済活動に密接に結びついています。今後もこれまでと同じような生活を続けていくと、未来の世代に大きな負の遺産を残すことになります。このような状況を少しでも改善させていくためには、地域に暮らすすべての人々が、自らの生活を見つめ直し、環境に配慮した生活スタイルを考え、足もとの行動を着実に進めていく必要があります。



桃沢川

② 長泉町環境基本計画の策定

環境の保全及び創造について基本理念を定め、町・町民・事業者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めた「長泉町環境基本条例」が平成22年4月から施行されています。本条例に基づき、本町が目指すべき将来の環境像を掲げるとともに、町・町民・事業者が取り組むべき行動を明確にし、計画的かつ持続的に取り組みを進めるため、平成24年3月に「長泉町環境基本計画」（以降、「前期計画」と呼ぶ。）を策定しました。



長泉町環境基本計画

③ 長泉町環境基本計画の見直し

平成24年度以降は、前期計画に基づいた環境施策を推進してきましたが、社会情勢や環境を取り巻く状況は大きく変化しており、計画策定から5年が経過する平成28年度に中間見直しを行うこととしました。

そのため、町民及び事業者の皆さんにアンケート調査を行うとともに、庁内各課で数値目標や環境施策の実績などを評価し、さらには長泉町環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、平成29年度から平成33年度を計画期間とする新たな「長泉町環境基本計画（後期計画）」を策定しました。



長泉町環境審議会

第2節 前期計画の中間評価



① 環境に関する取り組みの主な成果

前期計画期間中の主な成果を紹介します。

■水生生物観察会の継続的な開催 自然環境



くらし環境課が事務局を務める狩野川水系水質保全協議会裾野長泉支部では毎年、桃沢野外活動センターで水生生物観察会を開催しています。親子で川の中にいる生き物を観察し、自然とのふれあいを深めるとともに、きれいな川を守ることへの意識を高めています。

■景観行政団体への移行 快適環境

良好な景観形成に積極的に取り組んでいくため、平成25年12月1日に本町は景観行政団体になりました。また、同月には「長泉町景観条例」の制定や「長泉町景観形成基本計画」「長泉町景観計画」を策定しました。



■「長泉ビジターセンター」の開館 快適環境

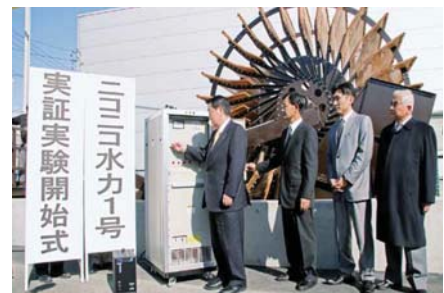
平成28年4月に伊豆半島ジオパークの魅力を紹介する「長泉ビジターセンター」がオープンしました。富士山が約1万年前に噴火した時の溶岩など火山活動に関する展示品が並ぶほか、鮎壺の滝や割狐塚稲荷神社といった町内10カ所のジオポイントを解説するパネル展示のほか、3Dプリンターで造形した伊豆半島北部の立体模型も置いてあります。なお、伊豆半島ジオパークは平成24年9月に日本ジオパークネットワークへの加盟が認められ、現在は世界ジオパークの認定を目指しています。



■「ニコニコ水力1号」の設置 廃棄物・地球環境

桜堤を流れる久保田川に毎時8kW、年間発電量は一般家庭4軒分の49,000kW/年を想定した小水力発電装置「ニコニコ水力1号」を設置し、平成27年3月から実証実験を開始しました。

この小水力発電装置は民間事業者が設置したもので、通常時は発電した電力を売電し、売電利益の一部を水利関係者や設置自治会住民に地域づくり協力金として還元します。災害発生時に停電が発生した場合、小水力発電装置を独立運転させることで昼も夜も絶え間なく電気の供給が可能になります。そのため、災害発生時には町がその電気を使えるよう「災害時における電力の供給に関する協定」を締結し、被災住民の生命の維持と減災対策の充実を図りました。



■県内の市町では初の家庭用 LED 照明への補助 廃棄物・地球環境

本町では、平成 27 年度から省エネ効果の高い LED（発光ダイオード）を普及するため、県内の市町では初めて一般家庭向けの補助金制度を始めました。LED は一般電球と比べて消費電力を約 8 割カットできるほか、二酸化炭素の削減効果も見込めます。



■地球温暖化対策実行計画の策定 廃棄物・地球環境

本町では、「パリ協定」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「地球温暖化対策計画」に基づく地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、県内の町では初めて地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を平成 28 年度に策定しました。

廃棄物・地球環境

■「ウェルピアながいずみ」が地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞

「ウェルピアながいずみ（長泉町健康づくりセンター）」が、環境省の平成 28 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞しました。「ウェルピアながいずみ」は、第 3 次長泉町地球温暖化対策実行計画に基づいて、太陽光発電、太陽熱利用、井水熱冷房利用、地中熱利用などの再生可能エネルギーに加え、自然換気・自然採光などを最大限活用するとともに、全館 LED 照明を採用し大空間であるアリーナや温水プールにおいては居住域空調や太陽熱利用暖房などの高効率システム、エネルギーマネジメントを導入したことが評価されました。



富士裾野に立地する豊富な自然エネルギーポテンシャルを最大限活用した環境配慮・省エネルギーシステムを構築し、CASBEE でも 2.2 (A : 大変良い) と評価されています。なお、電気自動車を短時間で充電できる急速充電スタンドも設置されています。

■環境創造型まちづくり協定の締結 環境教育・環境情報

本町では「環境と経済の好循環」を進め、「ニコニコのながいずみ」となるように、平成 27 年度から「環境創造型まちづくり協定」の締結を進めています。平成 27 年 9 月には東レ建設株式会社及び静岡ガス株式会社と、平成 28 年 6 月には東レ株式会社及び東邦テナックス株式会社と、それぞれ環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定の締結をしました。

環境と経済の調和



NAGAIZUMI

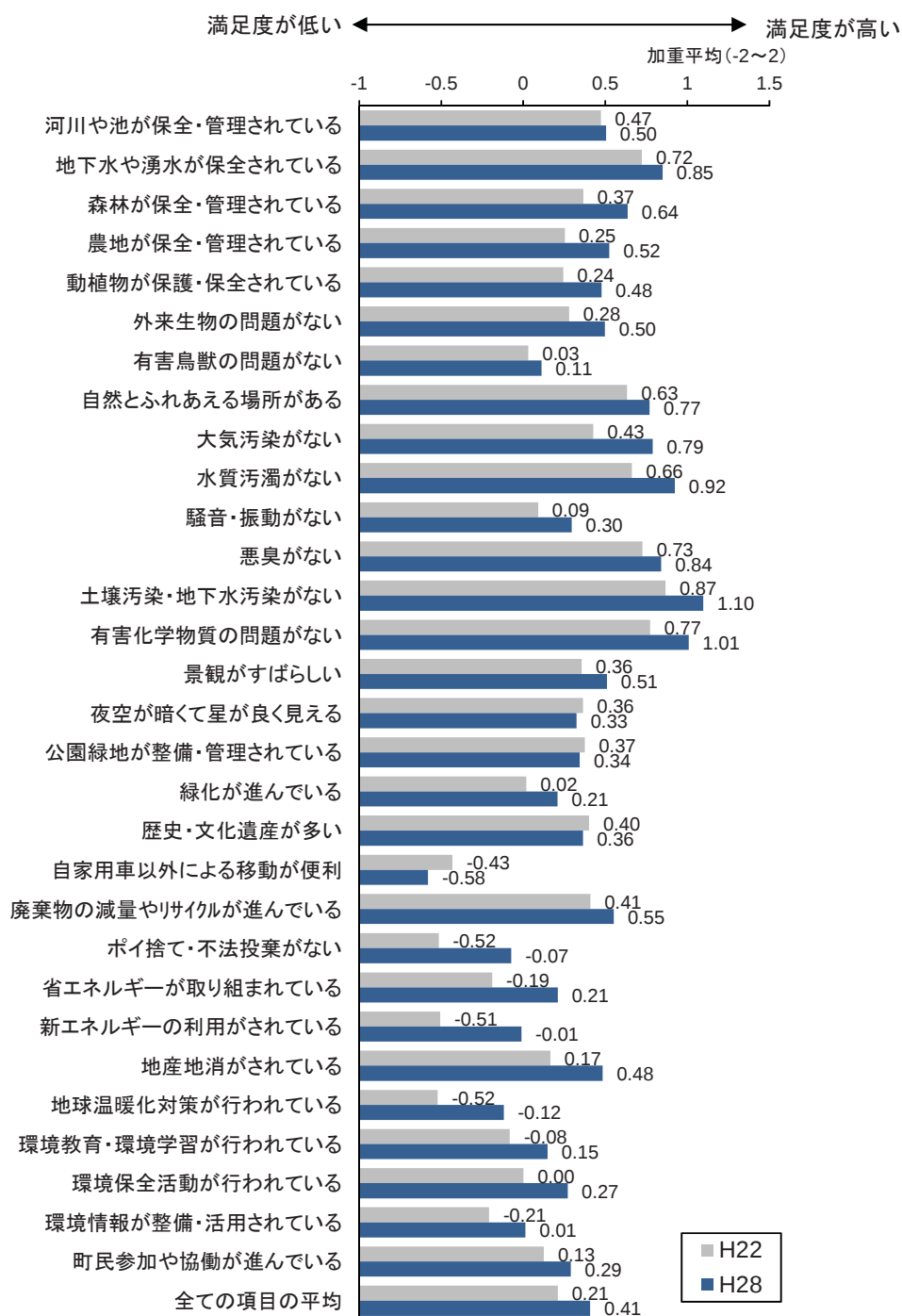
協定書で使用しているシンボルマークは、「環境と経済の調和した好循環」の社会の実現に向け、エコスマイルを強調させ、自然とやる気を起こす力を発信していく志を表現しています。長泉町のデザインアドバイザー・岩崎堅司氏によって描かれました。



② 町民の満足度による評価

平成 28 年度に実施した「長泉町環境基本計画（後期計画）に関するアンケート」によると、平成 22 年度の結果と比較して、環境に対する満足度は概ね向上しています。特に「新エネルギーの利用がされている」(+0.50)、「ポイ捨て・不法投棄がない」(+0.45)、「省エネルギーが取り組まれている」(+0.40)、「地球温暖化対策が行われている」(+0.40)などは満足度が高くなっています。

一方で、満足度が低くなったのは「自家用車以外による移動が便利」(-0.15)、「歴史・文化遺産が多い」(-0.04)、「夜空が暗くて星がよく見える」(-0.03)などでした。



満足度の比較（平成 22 年度、平成 28 年度）

注）「満足」（2 点）、「やや満足」（1 点）、「やや不満」（-1 点）、「不満」（-2 点）で加重平均した。

③ 数値目標の評価

前期計画で掲げた数値目標の達成状況の評価を行います。

目標を達成（A）、目標に向けて順調に推移（B）については、より高い目標を設定するとともに、目標への進捗が低い（C）、目標達成が困難（D）については、目標値の再検討や指標の見直しを行います。

平成28年度の目標値に対する平成27年度現状値の評価

【評価】	【目標達成率】
A：目標を達成	100%以上
B：目標に向けて順調に推移	80%以上～100%未満
C：目標への進捗が低い	50%以上～80%未満
D：目標達成が困難	50%未満

■行動方針1 川や水をまもる

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
河川清掃参加者数	2,831 人/年	2,490 人/年	3,250 人/年	3,500 人/年	C

➔ 平成27年度の参加者数は目標を達成していませんが、毎年2,000～3,500人程度で推移しており、今後も河川清掃への協力呼び掛けを行って早期に目標の達成を目指します。

■行動方針2 森をまもる

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
民有林の間伐面積（累計）	40ha	195ha	76ha	106ha	A

➔ 民有林の間伐要望があり、目標値どおりに整備が進んでいます。間伐を実施する民間業者と連携し、計画的に作業を進めていきます。

■行動方針3 田畑をまもる

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
耕作放棄地面積	36,161m ²	322,580m ²	34,000m ²	29,000m ²	—

➔ 農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地は年々増加しています。耕作放棄地の増加を未然に防ぐため、農業委員会による所有者への相談、指導を強化するとともに、山林化しているような農地は非農地化を検討していきます。なお、耕作放棄地の集計方法が変わったため、平成22年度と平成27年度の数値は単純に比較できません。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
認定農業者数	15 人	15 人	20 人	25 人	C

➔ 新たな担い手を増やすため、平成27年度は有害鳥獣防護柵設置費補助金の上限を上げるなど支援策を拡充しました。認定農業者への更なる支援を検討し、営農環境の充実を図ることで目標達成を目指します。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
学校給食での地場産物の使用割合（日）	49.3%	80.8%	80.0%	80.0%	A

➔ 地産地消の地場産物購入費を増額した結果、学校給食における地場産物の利用率は大幅に向上しています。今後も継続して、地場産物を学校給食に積極的に取り入れていきます。

■行動方針4 生きものをまもる

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
水生生物観察会の参加人数 (累計)	83 人	348 人	220 人	360 人	A

- 参加者数は例年横ばいで推移しています。参加者が水生生物による水質判定をすることにより、自らが取り組める水質保全活動を模索し、水環境への意識付けを促す効果があります。自然豊かな長泉町の環境を守り、共生していくために環境学習推進の体制を継続強化します。また、各種環境保全団体や地域との連携を図り、環境学習を推進するとともに、環境学習の地域指導者を養成できる組織育成に努めます。

■行動方針5 自然とふれあう

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
桃沢野外活動センターの利用者数	29,755 人/年	34,385 人/年	30,330 人/年	30,800 人/年	A

- 近隣に類似施設が少ないことから、近隣市町はもちろんのこと、他県からの利用者が増加していると考えられます。今後は民間のノウハウを取り込みながら、利用者の満足度が高いサービスの提供を目指します。

■行動方針6 公園や緑をふやす

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
町民 1 人当たりの公園広場の面積	10.6 m ² /人	10.4 m ² /人	10.8 m ² /人	11.0 m ² /人	B

- 公園の整備は進めていますが、人口が増加しているため町民 1 人当たりの面積は減少しました。今後も広場整備事業を推進していきます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
公共施設の花苗配布数 (累計)	140,194 本	271,750 本	289,434 本	419,434 本	B

- 花苗配布数は増加傾向にあり、目標達成間近となっています。今後も配布を継続していきます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
花壇コンクール参加数 (累計)	84 件	156 件	264 件	464 件	C

- 花壇コンクールの参加件数は伸び悩んでおり、目標の達成は難しい状況です。参加しやすい工夫をし、参加件数を増やしていきます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
町民が管理する花壇数	29 箇所	78 箇所	35 箇所	40 箇所	A

- 目標は大きく上回っていますが、花壇を管理している方の高齢化により、継続性が課題となっています。今後も継続していきます。

■行動方針7 きれいな風景や歴史をのこす

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
景観に対する町民の満足度	63.6%	68.3%	68.0%	72.0%	A

- 平成 27 年 12 月に景観行政団体への移行、景観条例の制定、景観形成基本計画や景観計画の策定などを行いました。景観に対する町民の満足度は 68.3%であり、目標を達成しています。

■行動方針8 落ちているごみをなくす

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
清掃の日参加延べ世帯数 (累計)	44,608 世帯	35,258 世帯	45,700 世帯	46,800 世帯	C

- 高齢世帯や単身世帯の増加により、参加者数は横ばいとなっています。清掃の日は強制ではありませんが、地域の環境維持や地域コミュニティの形成にも役立つと考えますので、清掃活動が実施しやすいようにこれからも支援します。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
不法投棄防止パトロール日数	24 日/年	200 日/年	200 日/年	200 日/年	A

- 平成 26 年度までは業務委託を実施していましたが、平成 27 年度は職員が対応しました。環境整備と不法投棄対策について他課との連携が必要です。

■行動方針9 きれいな水の環境にする

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
黄瀬川環境基準達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A

- 町民や事業者の環境啓発活動が活発に行われていることから、環境基準は達成しています。引き続き水質保全、改善を目指します。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
公共下水道普及率	66.4%	70.6%	69.5%	75.3%	A

- 平成 28 年度の目標値を達成しています。前期計画では平成 28 年度末の公共下水道普及率の目標値を 69.5%としています。現状値とこれまでの推移を考慮して 71.2%とする行政評価を行いました。今後も下水道整備を推進し、目標の達成を目指します。

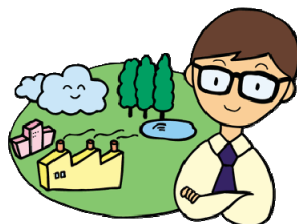
指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
汚水処理人口普及率	77.5%	83.6%	90.5%	100.0%	B

- 公共下水道への接続と新築による合併浄化槽の設置により、普及率は徐々に増加しています。平成 26 年度より下水道区域外の合併浄化槽付け替えに対して補助金を交付していますが、今後も継続していきます。

■行動方針10 きれいな空気と静かな環境にする

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
大気・騒音苦情件数	25 件/年	5 件/年	20 件以下/年	20 件以下/年	A

- 畑や庭先での野焼きによる悪臭苦情、騒音苦情は減少傾向にあります。特定施設設置事業所に対しては、より一層の指導を実施していきます。



■行動方針 11 公害や化学物質の問題をなくす

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
公害苦情件数	38 件/年	6 件/年	25 件以下/年	25 件以下/年	A

➔ 苦情件数は年々減少傾向にあります。苦情内容に応じて、県等と連携して減少するように実施していきます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
公害防止協定締結数	35 社	36 社	38 社	43 社	B

➔ 企業の事業活動に応じて内容の見直しを実施し、新規稼働企業においては積極的に協定締結を推進しています。引き続き、企業活動内容に応じて見直しを実施し、未締結企業においては締結を促していきます。

■行動方針 12 ごみを少なくする

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
1人1日当たりごみ排出量	784g/人・日	724g/人・日	746g/人・日	671g/人・日	A

➔ 人口が増加しているため、1人当たり排出量が減少していますが、資源物の引き抜きなど社会情勢の影響があります。人口増加によってごみ量は増加するため、リユース、リデュースを啓発し、ごみ総量の削減に努めます。

指標	基準 H22	現狀 H27	目標 H28	目標 H33	評估
再資源化率	28.4%	23.5%	29.2%	29.1%	B

→ 再資源化率は20%強で推移しています。燃やせるごみに含まれる資源物（紙、布、ペットボトル、プラ）の分別により、資源化量を増加させていくことが必要です。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
生ごみ処理機器補助基数 (累計)	1,057 基	1,153 基	1,270 基	1,390 基	B

➔ 年間補助台数は横ばい傾向にあります。今後も継続しますが、申請量が予定の 1/10 程度になった場合は見直しが必要です。

■行動方針 13 ごみを運んで処理する

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
最終処分場の埋め立て ごみ搬入量	1,487t/年 (H21)	1,372t/年	1,506t/年	1,497t/年	A

➔ 最終処分場の埋め立てごみ搬入量は減少傾向にあります。埋立場の更新には莫大な費用が掛かるため、ごみの減量に努めます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
最終処分場の 1 人当たり 埋め立てごみ搬入量	36.4kg/人・年	32.1kg/人・年	36.1kg/人・年	35.6kg/人・年	A

➔ 最終処分場の1人当たり埋め立てごみ搬入量は減少傾向にあります。埋立場の更新には莫大な費用が掛かるため、ごみの減量に努めます。

■行動方針 14 地球温暖化を止める

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
町公用車の低公害車の導入割合	26.7% (H23)	32.6%	30.0%	65.0%	A

→ 新規で車両を購入する際は、原則として低公害車を購入しているため、割合は年々上昇しています。今後も車両を購入する際は、環境性能に優れた車両を購入し、環境に配慮していきます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
アースファミリー参加者数 (累計)	525 世帯 (H23)	データなし	800 世帯	1,000 世帯	—

→ 現在はアースファミリー事業を実施していません。その代わりに「うちエコ診断」を 20 世帯で実施しています。平成 28 年度は「うちエコ診断」を 5 世帯で実施する予定です。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
アースキッズ参加者数 (累計)	791 人 (H23)	1,291 人	1,650 人	2,500 人	C

→ 各学校の 4 年生が持ちまわりで実施しているため、生徒数により数が増減します。環境教育の一環として、温室効果ガスの削減を推進するために継続して実施していきます。

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
太陽光発電設置件数 (累計)	120 件	619 件	520 件	770 件	A

→ 太陽光発電システムも比較的に安価となってきたことから、各家庭での導入が進んでいます（年間 100 件程度）。平成 28 年度に制度の見直しを行います。さらに推進を図りたいと考えています。

■行動方針 15 環境について学び活動する

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
環境に関する講座や教室の参加者数 (累計)	310 人	405 人	360 人	460 人	A

→ 平成 25 年度から環境に関する講座は開催していません。今後は地球温暖化対策などの講座を開催することを検討します。

■行動方針 16 環境について知る

指標	基準 H22	現状 H27	目標 H28	目標 H33	評価
環境情報に対する町民の満足度	43.3%	51.2%	50.0%	55.0%	A

→ 毎年、「長泉町の環境行政」を作成し、公共水域水質測定結果を公表しています。また、一部啓発は広報を通じて発信しています。今後もホームページを活用し、臨機応変に情報提供を行っていきます。



4 評価のまとめ

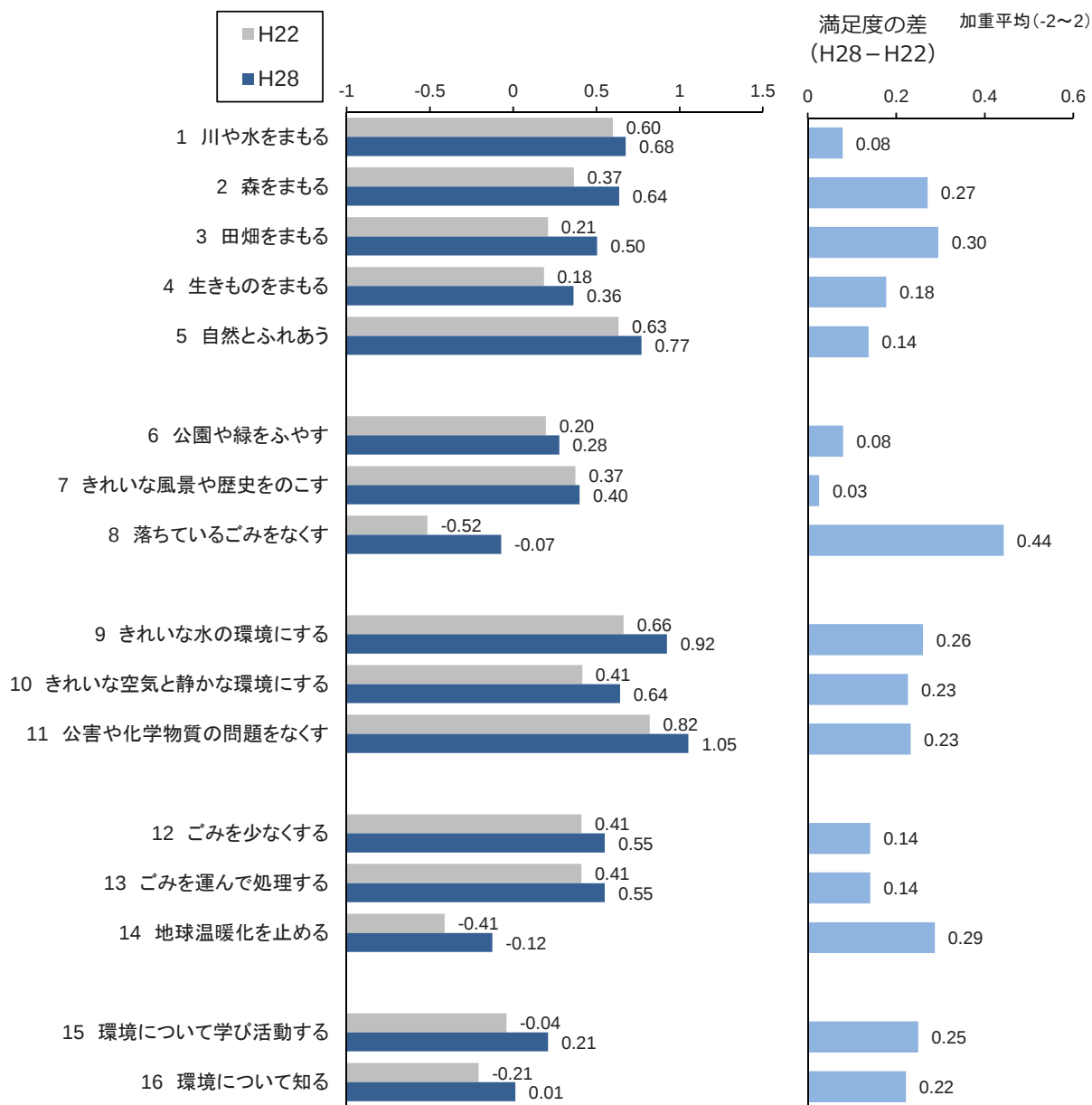
町民の満足度及び数値目標の結果を以下にまとめます。

行動方針	町民の満足度			数値目標	
	H22 (%)	H28 (%)	差 (%)	指標	評価※
■環境目標 1 人と自然がともに生きるまち 【自然環境】					
01 川や水をまもる	0.60	0.68	+0.08	河川清掃参加者数	C
02 森をまもる	0.37	0.64	+0.27	民有林の間伐面積	A
03 田畑をまもる	0.21	0.50	+0.30	耕作放棄地面積	－
				認定農業者数	C
				学校給食での地場産品の使用割合	A
04 生きものをまもる	0.18	0.36	+0.18	水生生物観察会の参加人数	A
05 自然とふれあう	0.63	0.77	+0.14	桃沢野外活動センターの利用者数	A
■環境目標 2 心地よく 住みよいまち 【快適環境】					
06 公園や緑をふやす	0.20	0.28	+0.08	町民1人当たりの公園広場の面積	B
				公共施設の花苗配布数	B
				花壇コンクール参加数	C
				町民が管理する花壇数	A
07 きれいな風景や歴史をのこす	0.37	0.40	+0.03	景観に対する町民の満足度	A
08 落ちているごみをなくす	-0.52	-0.07	+0.44	清掃の日参加延べ世帯数	C
				不法投棄防止パトロール日数	A
■環境目標 3 水や空気がきれいで 安全なまち 【生活環境】					
09 きれいな水の環境にする	0.66	0.92	+0.26	黄瀬川環境基準達成率	A
				公共下水道普及率	A
				污水处理人口普及率	B
10 きれいな空気と静かな環境にする	0.41	0.64	+0.23	大気・騒音苦情件数	A
11 公害や化学物質の問題をなくす	0.82	1.05	+0.23	公害苦情件数	A
				公害防止協定締結数	B
■環境目標 4 地球にやさしい 循環するまち 【廃棄物・地球環境】					
12 ごみを少なくする	0.41	0.55	+0.14	1人1日当たりごみ排出量	A
				再資源化率	B
				生ごみ処理機器補助基数	B
13 ごみを運んで処理する	0.41	0.55	+0.14	最終処分場の埋め立てごみ搬入量	A
				最終処分場の1人当たり埋め立てごみ搬入量	A
14 地球温暖化を止める	-0.41	-0.12	+0.29	町公用車の低公害車の導入割合	A
				アースファミリー参加者数	－
				アースキッズ参加者数	C
				太陽光発電設置件数	A
■環境目標 5 みんなで環境をまもり つくり出すまち 【環境教育・環境情報】					
15 環境について学び活動する	-0.04	0.21	+0.25	環境に関する講座や教室の参加者数	A
16 環境について知る	-0.21	0.01	+0.22	環境情報に対する町民の満足度	A

注) 満足度は「満足」(2点)、「やや満足」(1点)、「やや不満」(-1点)、「不満」(-2点)で加重平均した。

※A: 目標を達成(目標達成率100%以上)、B: 目標に向けて順調に推移(目標達成率80%以上～100未満%以上)

C: 目標への進捗が低い(目標達成率50%以上～80未満%)、D: 目標達成が困難(目標達成率50%未満)



- ＊ 平成 22 年度と平成 28 年度を比較すると、全ての行動方針で満足度が向上しました。
- ＊ 平成 22 年度に満足度が低かった「8 落ちているごみをなくす」や「14 地球温暖化を止める」などの行動方針は、平成 28 年度には大幅に満足度が向上しています。今後も引き続き、満足度を高めていく必要があります。
- ＊ 満足度が比較的伸び悩んでいる「7 きれいな風景や歴史をのこす」「1 川や水をまもる」「6 公園や緑をふやす」などは、今後より一層取り組みの推進を図る必要があります。

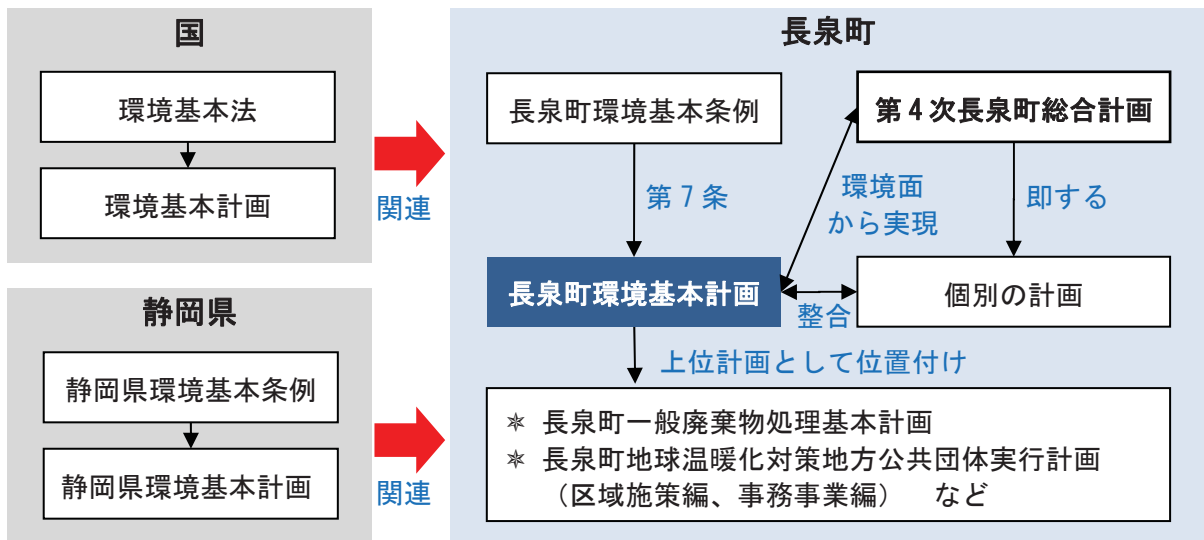
行動方針ごとの町民満足度の比較（平成 22 年度、平成 28 年度）

注）満足度は「満足」（2 点）、「やや満足」（1 点）、「やや不満」（-1 点）、「不満」（-2 点）で加重平均した。

第3節 基本的事項

1 計画の位置付け

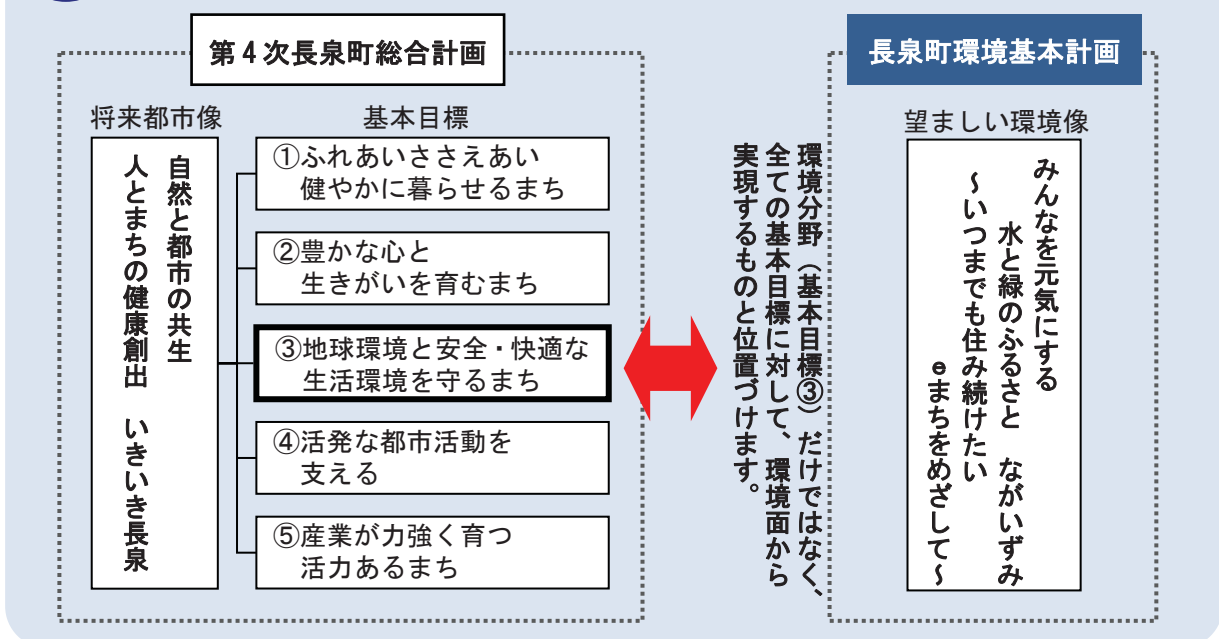
「長泉町環境基本計画（後期計画）」（以降、「本計画」と呼ぶ。）は「長泉町環境基本条例」第7条に基づき策定するものであり、環境に影響を及ぼすと思われる町の施策・事業は、この環境基本計画と整合を図りつつ進めることで、長泉町総合計画を環境の面から実現していくこととします。なお、国や県の環境基本法・環境基本条例や環境基本計画などとの関連性にも配慮するとともに、本町が国や県、その他の自治体などと連携を取りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。



計画の位置付け

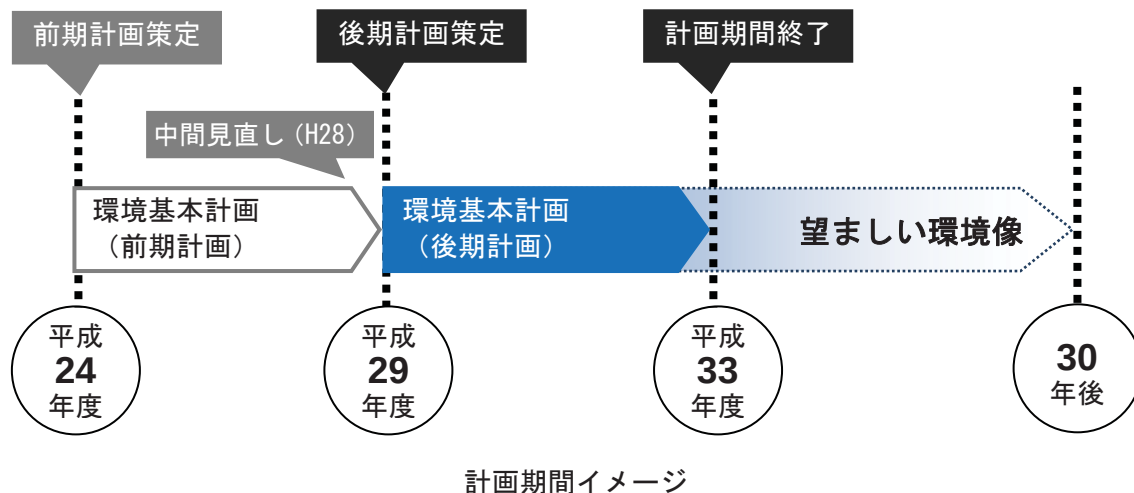


第4次総合計画と環境基本計画



② 計画の期間

本計画の目標期間は、平成29年度からの5年間とし、計画の目標年次は平成33年度とします。環境問題への取り組みは長期的な視点に立つことが重要であることから、本計画では30年後に実現させたい環境像を「望ましい環境像」として設定し、その実現のため、5年間に実施していく施策や取り組みの基本的方向を示すという形をとります。



③ 計画の役割

本計画には、以下に示すような役割があります。

■長泉町の望ましい環境像についての共通認識を示す

良好な環境の保全及び創造にあたっては、長期的な視点に立って計画を定めることが重要です。そのため、本計画ではおよそ30年後までに実現すべき環境像を長泉町の「望ましい環境像」とし、持続的発展が可能な社会を目指していきます。このような望ましい環境像の設定によりゴールのイメージを明確にし、町・町民・事業者の意識統一を図ることができます。

■各主体の役割と取り組みの基本的な方向、具体的な行動を示す

本計画では、町の環境施策の方向だけでなく、町民・事業者の取り組みの基本的方向をあわせて示すことで、町全体での取り組みの方向性を示します。

■計画の推進方法や取り組みの実施状況を分かりやすく示す

計画の着実な実施と望ましい環境像の実現を図るために、環境の状況や施策・取り組みの実施状況を示す環境指標を設定するほか、進行管理のための組織体制や手法を示します。

■長泉町の環境の現状と課題についての認識を深める

地域の環境の現状についてまとめることで長泉町の環境を知り、課題について考えるきっかけとなる資料とします。また、地域の環境学習にも役立てることを目的とします。

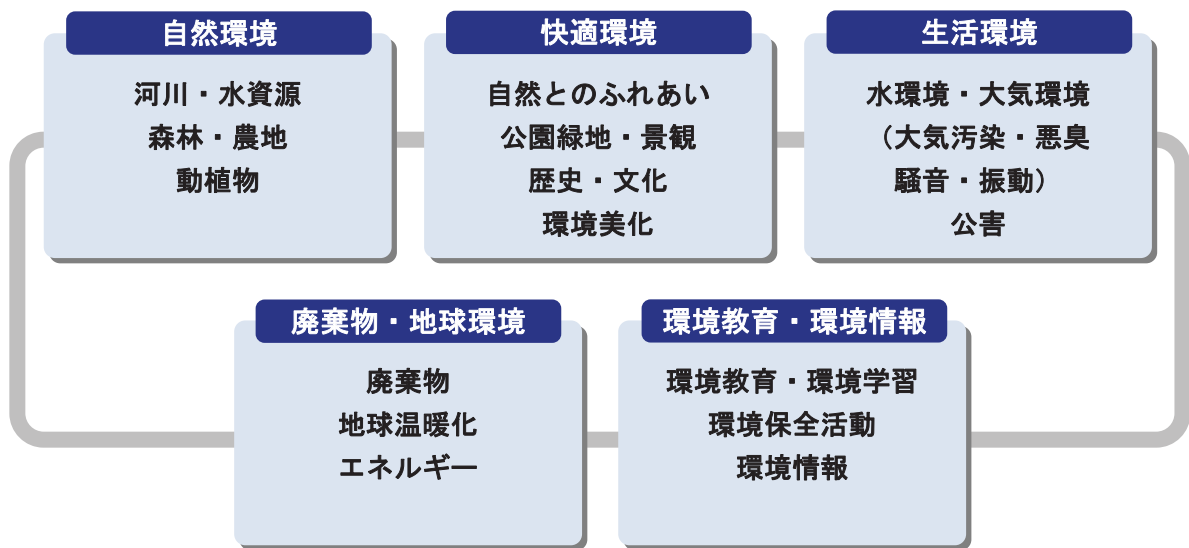
④ 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、長泉町全域とします。

⑤ 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野を自然環境、快適環境、生活環境、廃棄物・地球環境、環境教育・環境情報・環境情報に分け、さらにその各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。

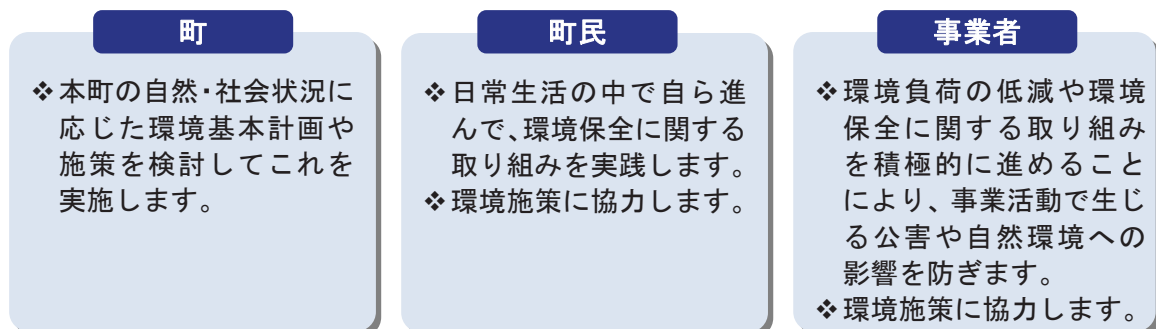
なお、これらの環境は人口・世帯数、産業、交通、土地利用などの「社会」や「経済」などとも密接に関わるものであり、ここにあげた範囲に限らず、「環境」「社会」「経済」という視点で総合的に捉えていくこととします。



対象とする環境分野と環境の範囲

⑥ 計画の推進主体と役割

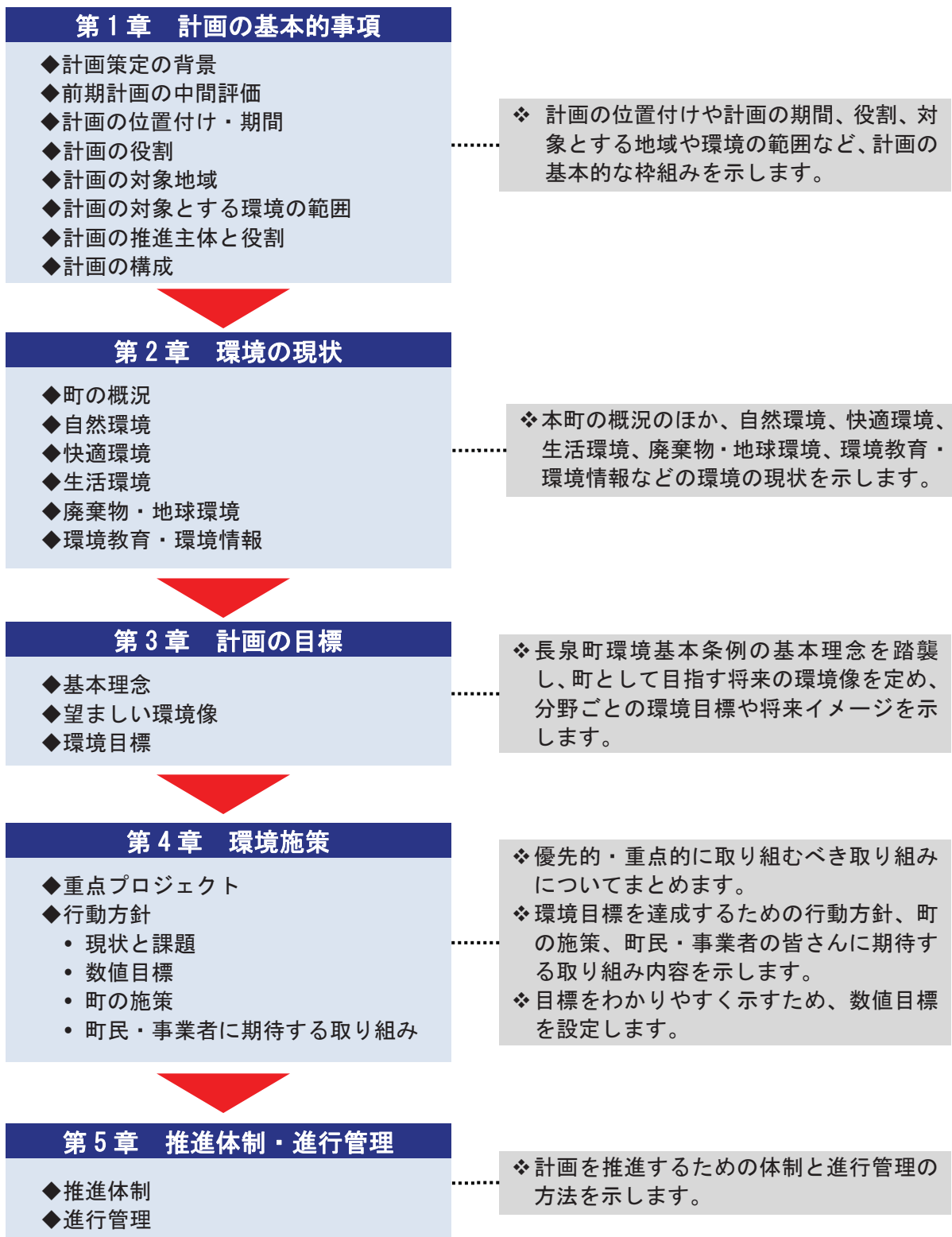
本計画を推進する主体は、町・町民・事業者とします。各主体は、長泉町環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していく必要があります。



計画の推進主体と役割

7 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。



第2章 環境の現状



第1節 町の概況

第2節 自然環境

第3節 快適環境

第4節 生活環境

第5節 廃棄物・地球環境

第6節 環境教育・環境情報

第1節 町の概況



長泉町の概要

位置・人口

- ❖ 本町は愛鷹山麓に広がる古い歴史をもつ町であり、近年では産業の発達と交通網の整備が進み、県内でも有数の財政力を有しています。
- ❖ 本町の人口増加率や出生率は県内で最も高くなっています。
- ❖ 社会的な傾向である高齢化や核家族化が進むものの、その変化は緩やかです。

産業構造

- ❖ 第1次産業・第2次産業から第3次産業へと産業構造が変化しています。
- ❖ 製造業、卸売・小売業、医療・福祉が多いです。

農業

- ❖ 都市化の進展、従事者の高齢化や担い手不足、販売価格の低迷などにより、農業・林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

工業・商業

- ❖ 豊富な地下水と交通の便のよさに加え、積極的な企業誘致を行った結果、現在では県下でも有数の工業特化した町となっています。
- ❖ 近隣市町や町内における郊外型大型店の相次ぐ進出などにより、町の商業を取り巻く環境は大きく変化しています。

交通・法指定状況

- ❖ 交通の流れは街中から国道 246 号へと変化しています。
- ❖ 自動車保有台数が増加しています。
- ❖ 循環バスの利用は横ばい、鉄道の利用は減少しています。
- ❖ 静岡県自然環境保全地域、鳥獣保護区などが指定されています。



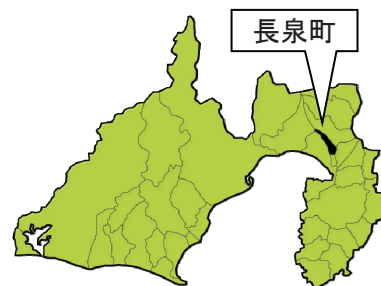
町の概況 1 町の位置・沿革

いわゆる「平成の大合併」により、国内の多くの市町村が合併したなか、本町は昭和 35 年 4 月 1 日に町制を施行し、平成 22 年に 50 周年を迎えました。

愛鷹山麓に広がる町

本町は静岡県東部の伊豆半島の付け根にあり、北に富士山、東に箱根連山を仰ぐ愛鷹山麓に位置しています。東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接しています。

地勢はほぼ 5 分の 4 を愛鷹山地が占め、愛鷹山位牌岳から、桃沢川や梅ノ木沢川の川筋を含む長大な緩斜面となっています。箱根山地を源とする黄瀬川から東は、富士山の噴火による溶岩扇状台地です。上土狩地区から竹原地区にかけては、わずかな斜面となっており、竹原地区から清水町、三島市を含む海底堆積物の沖積平野に連なっています。なお、町域の標高差は約 1,370m です。



南北に細長い町

町域は南北方向の長さが約 12km、東西方向の長さは最長の場所で約 3.5km であり、南北に細長い形となっています。総面積は 26.63km² です。静岡県の面積に占める長泉町の占める割合は 0.34% であり、県内では清水町、吉田町に続く、県内 3 番目に面積の小さい町です。

古い歴史の町

本町の歴史は古く、旧石器時代から人類の生活が営まれ、町内各所にある遺跡や遺物からは、古代の人々の営みを垣間見ることができます。明治 22 年、下土狩村をはじめ下長窪村など 10 ヶ村が合併し「長泉村」が誕生、昭和 35 年には町制を施行し「長泉町」が誕生しました。

産業の発達と交通網の整備が進む町

本町には JR 東海道新幹線三島駅、東名高速道路沼津 IC、国道 246 号などの交通利便性に加え、豊富な地下水に恵まれていることから企業進出が進みました。先端技術やバイオテクノロジーを駆使した産業も多く、異業種による工業特化が進む町であるとともに、首都圏のベッドタウンにもなっています。平成 14 年 9 月には町内に県立静岡がんセンターが開院し、JR 御殿場線の「長泉なめり駅」が開業しました。

また、最近では平成 21 年 7 月には伊豆縦貫自動車道、平成 24 年 4 月には新東名高速道路及び長泉沼津 IC が開通し、交通利便性の一層の向上が図られました。



伊豆縦貫自動車道

県内有数の財政力の町

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる財政力指数（基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額、過去 3 カ年の平均値を指す）をみると、本町は 1.234（平成 24～26 年度）であり、県内 1 位となっています【財政力指数：県平均 0.875、平成 24～26 年度】。

町の概況 2 人口・世帯数

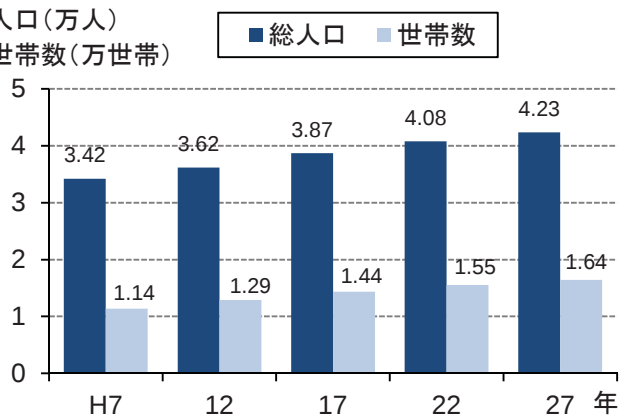
平成 27 年の国勢調査によると、我が国の人口構造は少子高齢化が進行しており、さらに核家族化しています。

県内の町では最も多い人口

平成 27 年の本町の総人口は 42,321 人で増加傾向にあり、県内の町では最も多い人口となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、これまで安定的に人口増加をしてきましたが、本町においても高齢化などの要因により 2030 年をピークに人口減少に転ずると推計されています。

そのため、「長泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 32 年（2020 年）に人口 43,500 人程度、平成 72 年（2060 年）に 43,000 人程度を目標としています。

人口(万人)
世帯数(万世帯)



総人口・世帯数の推移(各年 10 月 1 日現在)

【資料:国勢調査】

県内1位の人口増加率と出生率

平成 27 年国勢調査によると、人口増加率（H22～27）は 3.8%、年少人口（0～14 歳）比率は 16.3%で、ともに県内 1 位となっています。【人口増加率：全国平均-0.8%、県平均-1.7%】【年少人口：全国平均 12.6%、県平均 13.0%】

さらに、平成 25 年度の合計特殊出生率（女性の年齢別出生率を 15～49 歳にわたって合計した数値）は 1.82 であり、県内 1 位となっています。

高齢人口比率は低いが進む高齢化

平成 27 年国勢調査によると、高齢人口（65 歳以上）比率は 21.2%で、県内 1 位の低さとなっています。しかし、平成 7 年に 4,004 人（11.7%）だった高齢人口は、平成 27 年には 6,862 人（21.2%）に増加しており、高齢化は緩やかながら着実に進んでいます。【高齢人口：全国平均 26.6%、県平均 27.8%】

核家族化の進行

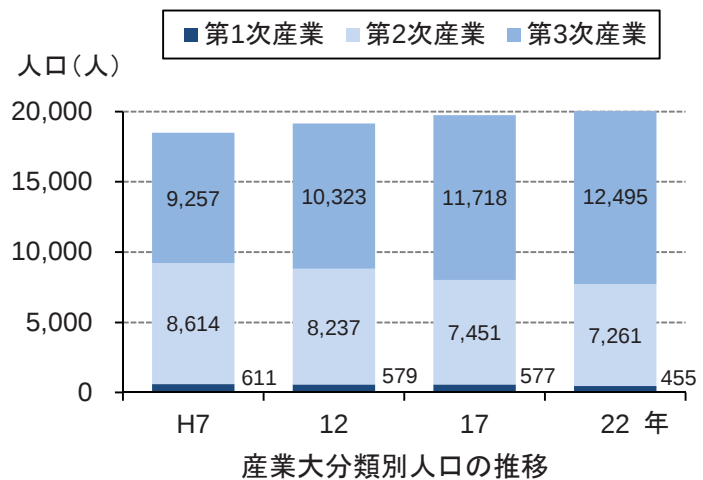
一般世帯人員は毎年減少し続け、平成 7 年には 3.01 人/世帯でしたが、平成 27 年には 2.51 人/世帯となり、核家族化が進行しています。【一般世帯人員：全国平均 2.33 人/世帯、県平均 2.54 人/世帯】

町の概況 3 産業構造

我が国の産業構造は、戦後は第1次産業が大きな割合を占めていましたが、高度経済成長の過程でその割合が次第に低下し、第2次産業及び第3次産業の割合が増大しました。また、昭和45年以降は第2次産業の割合は横ばいで推移し、第3次産業の割合が年々高まっています。環境省によると、今後さらに第3次産業化が進むと、結果的に環境負荷が低減されるとされていますが、業務部門の二酸化炭素排出量の増加、紙使用量による廃棄物量の増大の可能性も指摘されています。

第3次産業への産業構造変化

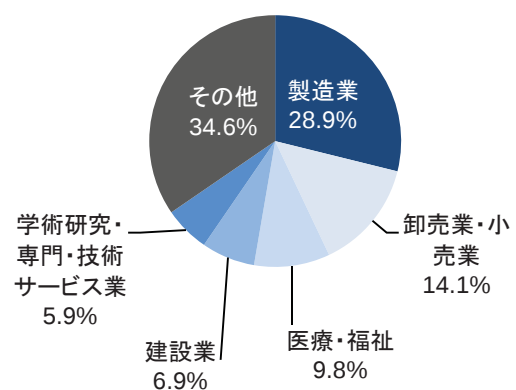
平成22年の産業別就業人口は第1次産業が455人(2.3%)、第2次産業が7,261人(35.9%)、第3次産業が12,495人(61.8%)となっています。平成7年からの推移をみると、第1次産業と第2次産業の就業者が減少して第3次産業の就業者が増加しています。



【資料：国勢調査】

3割を占める製造業

産業大分類別人口は、製造業(28.9%)が最も多く、次いで卸売業・小売業(14.1%)、医療・福祉(9.8%)が多くなっています。



産業大分類別人口（平成22年）

【資料：国勢調査】



第3次産業への移行

経済や産業が発展するにつれて、第1次産業から第2次産業、第2次から第3次産業へと就業人口の比率や国民所得に占める比率の重点がシフトしていくことが知られています。この現象は「ペティ・クラークの法則」と呼ばれており、国内の多くの自治体や海外の先進国で同じような傾向が見られます。

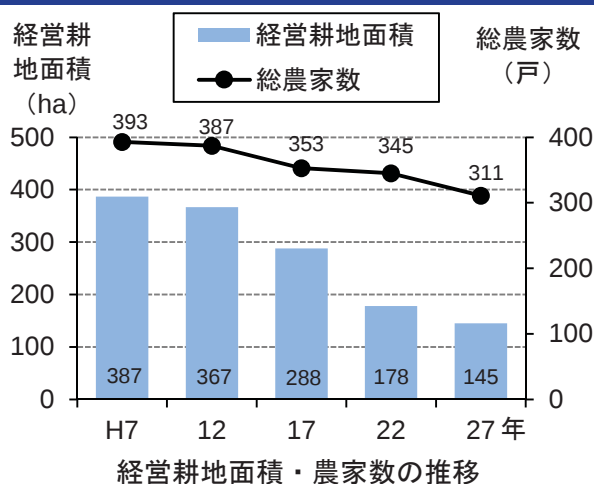
町の概況 4 農林業

近年、農林業など第1次産業の縮小に伴い、第1次産業が有している自然環境の維持・保全や資源の持続可能な利用を可能とする機能が縮小することも懸念されています。

減少する農家と農地

本町の農業は、優位な立地条件と恵まれた自然環境を背景に、地域の特性に応じた多様な経営がなされてきました。しかしながら、都市化の進展に伴う農家数の減少、従事者の高齢化や担い手不足、販売価格の低迷など、その環境は一段と厳しさを増しています。

平成27年の農家数は311戸、経営耕地面積は145haであり、いずれも減少傾向が続いています。なお、町内の特産物は、四ッ溝柿、大和芋、白ネギ、長泉メロン、あしたか牛、クレマチスとなっています。



【資料：農林業センサス】

林業の衰退

本町の林業は、個別林家の所有林面積が少ないうえ、かつて採草や薪炭林など、農業生産や日常生活にかかわった林産物も、農業の変革や燃料革命により需要が減退し、林業所得の低下が続いています。

町の概況 5 工業・商業

戦後の日本経済は急速な成長を遂げましたが、一方では工場などが排出するばい煙、汚水などにより環境汚染が進み、公害の発生が大きな社会問題となりました。近年では、公害に対する関係法令も整備され、事業者も公害対策や環境保全に関する積極的な取り組みを進めています。一方、かつての商業は市街地にある商店街がメインでしたが、近年の自家用車の普及や消費者ニーズの多様化により、郊外型の大型商業施設が立地しています。これにより、交通渋滞などの環境への負荷の増大や、中心市街地が空洞化する現象が見られます。

県下有数の工業特化した町

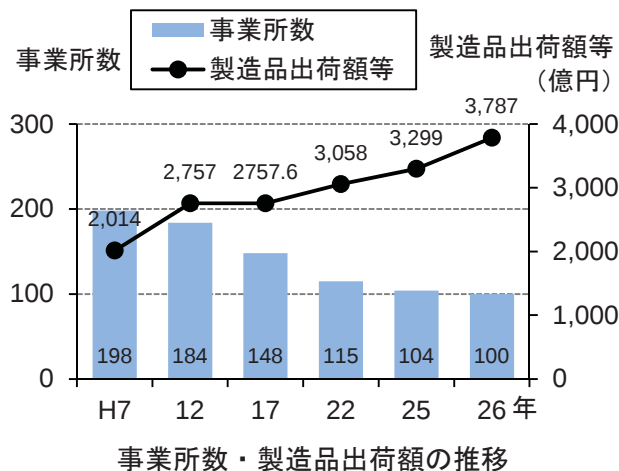
本町は、日本の主要国土軸である太平洋ベルト地帯に位置し、豊富な地下水と交通の便のよさから、化学繊維、機械、自動車部品、製紙、医薬工場などが進出し、県下でも有数の工業特化した町となっています。

町ではこれまで業種の異なるいくつかの大規模工場を誘致するとともに、長泉工業団地、富士長泉工業団地、長泉一色工業団地に見られるように、企業誘致や中小工場の集団化・協業化を進めてきました。また、平成14年の静岡県立静岡がんセンターの開院を機に、静岡県が推進する

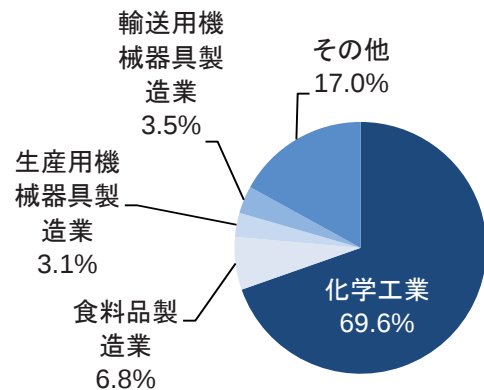
ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積）プロジェクトに基づき、ファルマバレー長泉工業団地を整備し、関連企業の誘致に努めてきました。

7 割を占める化学工業

平成 26 年工業統計調査によると、町内の製造品出荷額は約 3,787 億円、従業者数は 5,103 人、事業所数は 100 事業所となっています。製造品出荷額を産業（中分類）別に見ると、化学工業（69.6%）が約 7 割を占めています。事業所数は減少していますが、製造品出荷額等は増加しています。



【資料：工業統計調査】



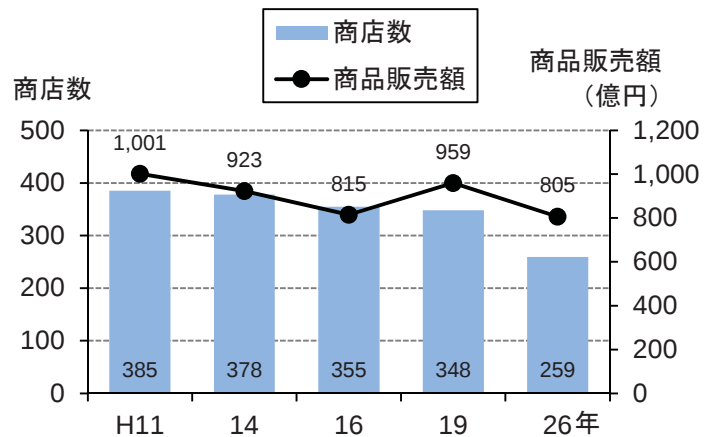
製造品出荷額の内訳（平成 26 年度）

【資料：工業統計調査】

郊外型大型店の進出と商店街の衰退

平成 26 年の商業統計調査によると、町内の年間販売額は 805 億円、従業者数は 2,860 人、商店数（卸売・小売）は 259 店であり、店舗数の減少傾向が続いています。

長泉町の商業は、飲食料品の小売業を中心とした小規模な店舗が大半を占めていますが、近年の自家用車の普及や消費者ニーズの多様化、近隣市町や町内における郊外型大型店の相次ぐ進出などにより、町の商業を取り巻く環境は大きく変化しています。



商店数・商品販売額の推移

【資料：商業統計調査】

町の概況 6 交通

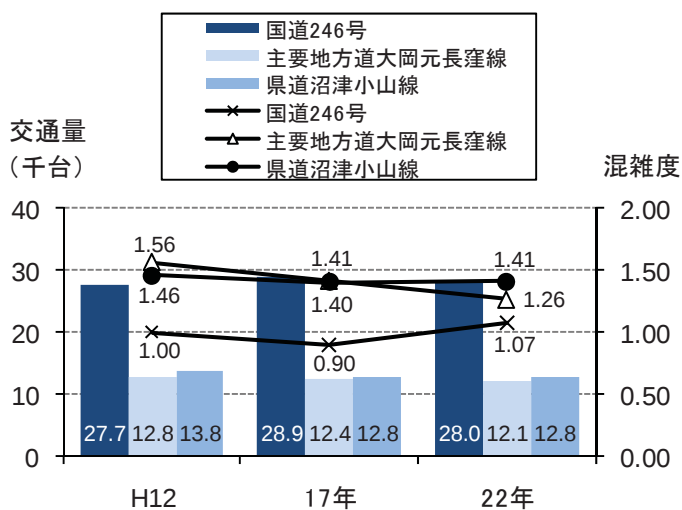
現在、交通は自動車に大きく依存しています。自動車保有台数の増加や都市中心部への人や物の集積は、自動車交通の集中に拍車をかけ、交通渋滞、大気汚染、沿道騒音、交通事故といったさまざまな弊害をもたらしています。これらを解消するため、道路の拡幅、新規道路の建設、防音・遮音壁の設置などが講じられてきていますが、最近では環境負荷の少ない交通手段に転換していく「モーダルシフト¹」や、自動車を使わなくてよい都市構造の集約したまちづくり（コンパクトシティ）が注目されています。

広域交通網の要所

鉄道は JR 東海道新幹線と JR 東海道本線の三島駅、JR 御殿場線の下土狩駅と長泉なめり駅があります。道路は東名高速道路、新東名高速道路の長泉沼津 IC、伊豆縦貫自動車道の長泉 IC があるほか、国道 1 号、国道 246 号、一般県道沼津小山線、主要地方道大岡元長窪線、主要地方道三島富士線などがあり、広域交通網の要所となっています。また、東西の道路軸である池田柵線が平成 28 年 3 月に開通しました。

街中から国道246号へと変化した交通流

国道 246 号の交通量は増加傾向にありますが、街中の主要道路については減少傾向にあります。混雑度（道路の交通容量と実際の交通量の割合を示し、1.0 以上は混雑していると見なせる）については、平成 22 年は国道 246 号で増加しました。



注) 棒グラフは 12 時間交通量、折れ線グラフは混雑度。

道路交通量・混雑度の状況

【資料：道路交通センサス】



広域交通網の状況

【資料：国交省沼津河川国道事務所】

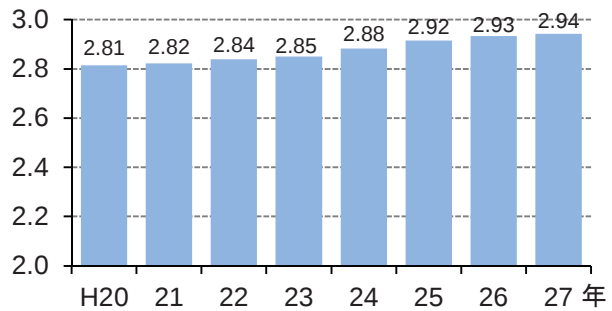
¹ モーダルシフト：国内の貨物輸送をトラック輸送から、大量輸送機関である鉄道または海運に転換することで、二酸化炭素排出量抑制、エネルギー消費効率の向上、道路混雑問題の解消と交通事故の防止効果につながるとされている。

自動車保有台数の増加

本町の自動車保有台数は増加傾向にあり、平成 27 年は 29,427 台でした。

1 世帯当たりの自家用車台数は 1.34 台/世帯（県平均は 1.51 台/世帯）であり、県内 35 市町のうち 28 位です。

保有台数(万台)



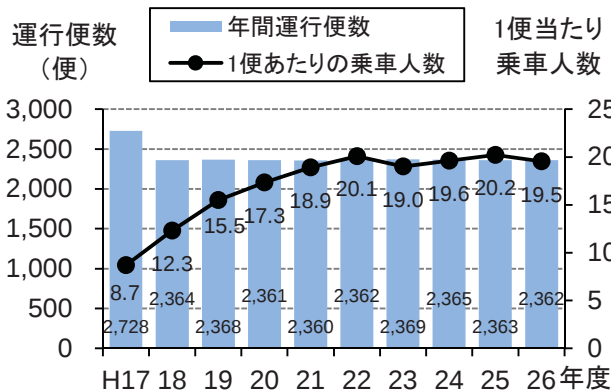
自動車保有台数の推移

【資料：静岡県の自動車保有台数】

伸び悩む循環バスや御殿場線の利用

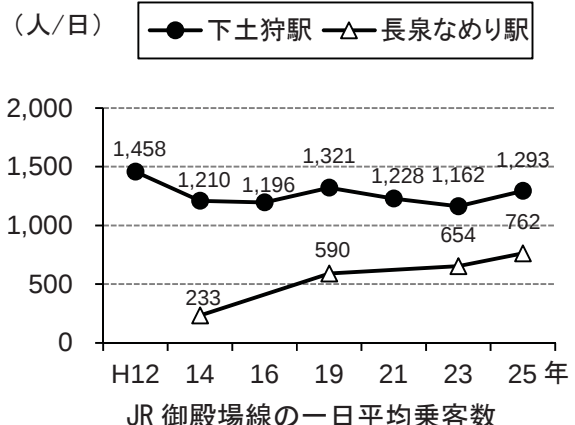
平成 15 年度から、本町と清水町を結ぶ「長泉・清水循環バス」（コミュニティバス）を運行しています。1 便あたりの乗車人数は、平成 22 年度までは年々増加していましたが、それ以降は横ばい傾向にあります。

御殿場線の下土狩駅の乗客数はほぼ横ばい傾向にあり、平成 25 年は 1,293 人/日でした。一方、長泉なめり駅の乗客数は増加傾向にあります。



長泉・清水循環バスの運行便数と
1 便あたりの乗車人数

【資料：企画財政課】



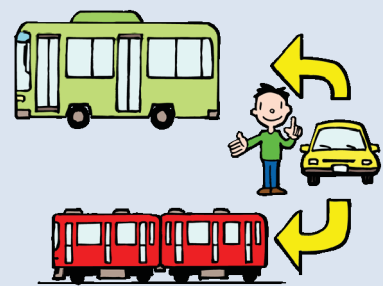
JR 御殿場線の一日平均乗客数

【資料：静岡県統計年鑑】



自家用乗用車からバスや鉄道への転換

輸送量当たりの二酸化炭素排出量（旅客）を、輸送手段別に見ると、自家用乗用車が 147 g-CO₂/人・キロ、航空が 103 g-CO₂/人・キロ、バスが 56 g-CO₂/人・キロ、鉄道が 22 g-CO₂/人・キロとなっています。特に鉄道は自家用乗用車の約 15% にとっても省エネルギーな乗り物であることが分かります。そのため、なるべく自家用乗用車からバスや鉄道の利用に転換していくことが重要です。



【資料：国土交通省】

町の概況

7

土地利用・法指定状況

土地利用は、国土利用計画法に基づく「国土利用計画」と都道府県が定める「土地利用基本計画」を中心に体系化されています。このうち、土地利用基本計画では対象地域を「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の5地域と土地利用の調整などに関する事項を定めており、それぞれ都市計画法、農業地域の振興に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの個別法に基づく計画の下で土地利用規制が行われています。

国 土地利用計画と土地利用事業指導要綱

本町の場合は「長泉町国土利用計画（第3次）」（平成23年3月）が策定されており、土地利用基本計画は「静岡県土地利用基本計画」が適用されます。

また、個別の土地利用事業に関しては、良好な自然及び生活環境の確保に努め、調和の取れた住みよいまちづくりを進め、町の均衡ある発展に寄与することを目的に「長泉町土地利用事業指導要綱」（昭和59年）を定めています。

環境保全に関する法指定地域

本町における環境保全に関する法指定地域として、愛鷹山自然環境保全地域（静岡県自然環境保全地域）、鳥獣保護区、保安林などがあります。

法指定地域の概要

法指定地域	概要
静岡県自然環境保全地域	「静岡県自然環境保全条例」に基づく地域。特別地区（野生動植物保護地区を含む）と普通地区がある。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣保護法」に基づき設定される区域。区域内では鳥獣の捕獲が禁止されている。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」で指定された区域。農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、指定用途以外の土地利用も制限されている。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊防備、生活環境の保全など、特定の公共目的を達成するために「森林法」に基づいて指定される森林。保安林では立木の伐採や土地の形状の変更などが制限されている。
地域森林計画対象民有林	都道府県が定める「地域森林計画」において、「森林として使用することが適当」とされている民有林のことをいう。1haを超える開発行為を行おうとする場合は、予め知事の許可を受ける必要がある（林地開発許可制度）。
市街化区域	「都市計画法」で指定された区域。既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。



愛鷹山自然環境保全地域

昭和50年2月に本町のほか、富士市、沼津市、裾野市を含む3,195haが指定されました。越前岳より愛鷹山に至る稜線一帯のブナやミズナラ、カエデなどの天然林をはじめ、アシタカツツジ、ハコネサンショウウオなど貴重な動植物が見られます。

【資料：静岡県の自然保護（静岡県）】

第2節 自然環境



自然環境 の概要

河川・水資源

- ❖ 本町を代表する河川として黄瀬川、桃沢川、梅ノ木沢川があります。
- ❖ 表流水の数十倍にもものぼる伏流水があり、本町の貴重な工業用水となっています。
- ❖ 愛鷹山水神社や窪の湧水などの湧水池がありますが、湧水地点は減少しつつあります。

森林・農地

- ❖ 愛鷹山山頂から標高 700mまでの森林は国有林であり、町の森林の約 3 割を占めています。
- ❖ 民有林の約 7 割が人工林で、そのうちの約 9 割が伐採適期を迎えています。
- ❖ 住宅などへの農地転用が進んでいます。
- ❖ 学校給食では地産地消が進められています。

生物多様性

- ❖ 山地や里地里山などの環境に 1,666 種の動植物が確認されています。
- ❖ 植林、草地、耕作地が減少し、市街地や二次林などが増加しています。

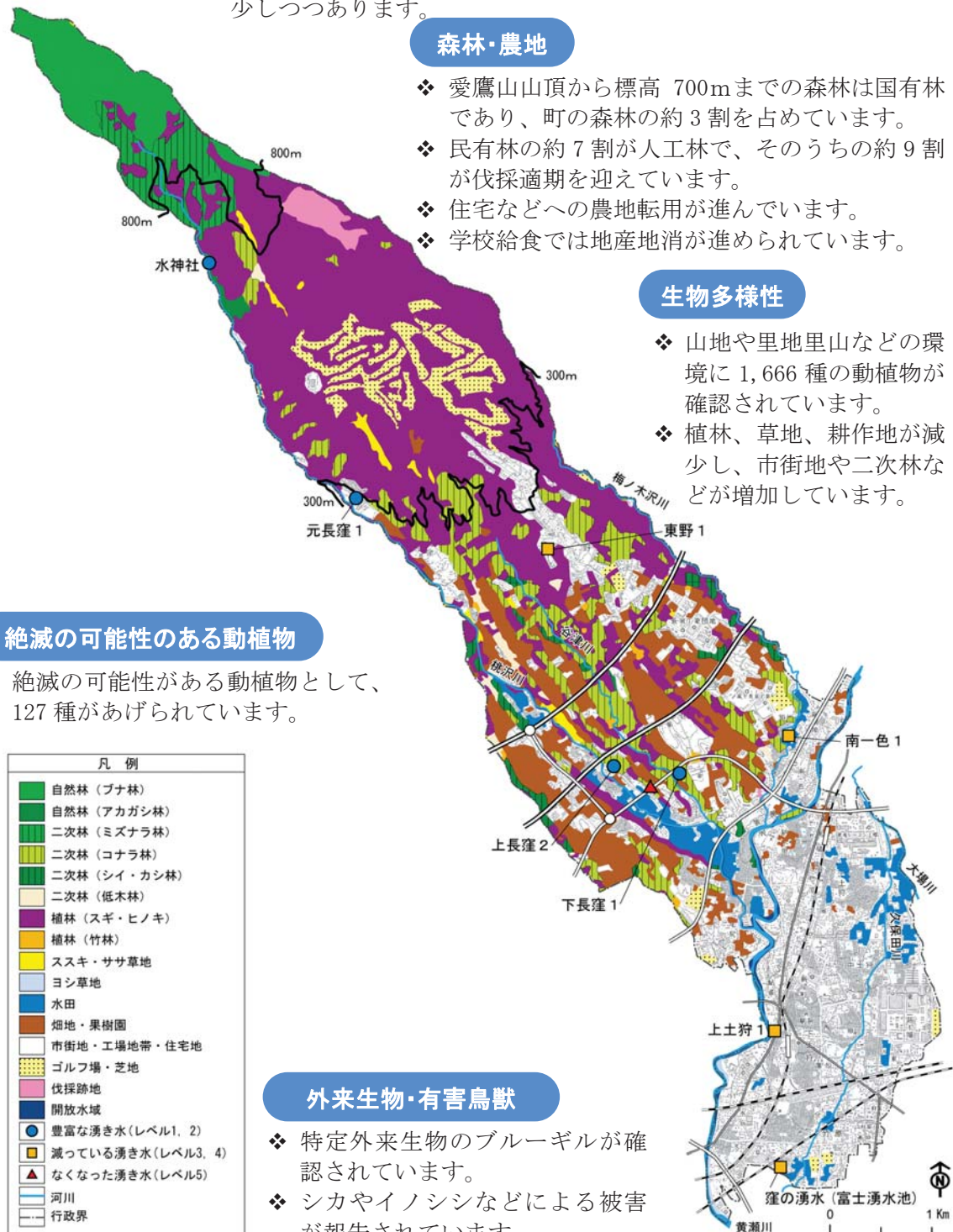
絶滅の可能性のある動植物

- ❖ 絶滅の可能性のある動植物として、127 種があげられています。

凡 例	
	自然林（ブナ林）
	自然林（アカガシ林）
	二次林（ミズナラ林）
	二次林（コナラ林）
	二次林（シイ・カシ林）
	二次林（低木林）
	植林（スギ・ヒノキ）
	植林（竹林）
	ススキ・ササ草地
	ヨシ草地
	水田
	畑地・果樹園
	市街地・工場地帯・住宅地
	ゴルフ場・芝地
	伐採跡地
	開放水域
	豊富な湧き水（レベル1、2）
	減っている湧き水（レベル3、4）
	なくなった湧き水（レベル5）
	河川
	行政区界

外来生物・有害鳥獣

- ❖ 特定外来生物のブルーギルが確認されています。
- ❖ シカやイノシシなどによる被害が報告されています。



自然環境 1 河川・水資源

河川は地域社会にうるおいを与え、用水、発電など、私たちの生活を支える重要な自然です。また、川の流れは植物や魚などの生物を育て、地球の水循環を形成しています。平成9年の河川法改正により、「治水」「利水」に加えて、「河川環境の整備と保全」が目的に加えられました。これにより、河川改修と同時に緩斜面型親水護岸や、生物の生息環境に配慮した護岸の整備などが各地で進められています。

また、かつては身近にあった湧水も、都市化の進行や森林の伐採などにより地中に雨がしみこみにくくなり、さらに地下水を大量に使うようになったことで湧水量が減ったり、枯れてしまう所も増えています。

町の中心を流れる黄瀬川

黄瀬川は御殿場市に源を発する狩野川水系最大の支流であり、本町の中央を北東から南西に縦貫します。その後、本宿南端で清水町に入り、狩野川に合流しています。富士溶岩流の層上を洗いながら、牛ヶ淵（落差3m）、鎧ヶ淵（落差3m）、鮎壺の滝（落差8m）などの特徴的な地形・景観をつくっています。富士溶岩流は多孔質透水性であることから、普段の黄瀬川の水位・水量は極めて少量ですが、豪雨になると降水が黄瀬川に集中して氾濫し、大きな被害を与えてきました。また、昔からこの地域は水不足に苦しめられてきましたが、1670年に大庭源之丞・友野与右衛門らの努力によって芦ノ湖から深良用水が引かれ、黄瀬川流域の水不足が解消しました。



黄瀬川（鎧ヶ淵）

断層谷を流れる桃沢川

桃沢川は愛鷹山の位牌岳（1,458m）直下の山腹に発し、下長窪で黄瀬川に注ぐ全長約12.5kmの河川であり、沼津市大岡との境界に位置します。地質がもろいために荒廃が激しく、土砂流出防止対策として砂防堰堤が整備されています。また、桃沢川が流れる長窪の谷の左右の崖がまっすぐであることから、桃沢川は断層谷を流れる川であることがわかります。



桃沢川

湧水や伏流水が豊富な梅ノ木沢川

梅ノ木沢川は愛鷹山の「池の平」東方の標高700m付近に発し、黄瀬川に合流する河川であり、裾野市富沢との境界に位置します。梅ノ木沢川の上流には多くの湧水源があり、伏流水も豊富で下流域には南一色浄水場の施設がつくられ、養鱒も行われています。

表流水の数十倍にもものぼる豊富な伏流水

本町の伏流水は裾野方面から数条の河川になって、地下40～50m付近を流下し、三島市の菰池や小浜池、丸池・泉川、清水町の柿田川などから湧き出しています。

伏流水の水量は、表流河川の数倍から数十倍にも達する豊富さであり、絶大な価値を持つ水資

源となっています。この水資源が本町における貴重な工業用水となっています。

減りつつある湧水

静岡県の調査（平成 13 年度）によると、町内の湧水地点として 9 地点が記録されていますが、このうち 4 地点が「豊富な湧き水」、4 地点が「減っている湧き水」、1 地点が「無くなった湧き水」に分類されています。

代表的な湧水としては、「愛鷹山水神社」と「窪の湧水（富士湧水池）」があります。愛鷹山水神社の裏手の岩穴からは、愛鷹山の伏流水が湧き出し、高さ 3m の滝となって流れ出ています。水にこだわりを持つ人が水を汲みに来る水どころとなっています。また、長泉町と清水町の町境にあたる段丘下にある窪の湧水（富士湧水池）は、長泉町では唯一といわれる富士山の伏流水が湧き出している場所です。安政元年に発生した大地震の折に突然、湧き出したと伝えられています。今は水源から 50m ほどのせせらぎ水路が整備されています。特種東海製紙株式会社の敷地内にあります。



窪の湧水（富士湧水池）

自然環境 2 森林

森林は木材などの生産のほかに、渇水や洪水の緩和、良質な水を育む水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、保健・レクリエーション・環境教育の場の提供、野生鳥獣の生息の場など、さまざまな機能を有しています。

国土の 3 分の 2 を占める森林の約 3 割が国有林であり、原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されています。

愛鷹山に分布する国有林

本町の森林面積は 1,064ha で、総面積（2,663ha）の約 40% を占めます。愛鷹山山頂から標高 700m までは国有林（340ha）、それ以下が民有林（724ha）であり、国有林と民有林の構成比は 3 : 7 となっています。

9 割が伐採適期を迎えている人工林

林業振興の対象となる民有林面積（680ha）のうち、ヒノキを主体とした人工林面積は 461ha であり、人工林率は 68% です。民有林の人工林の約 96% は 41 年生以上を占めていますが、森林整備計画で定める標準伐採期はヒノキが 45 年、スギが 40 年とされていることから、町内の民有林のほとんどが伐採適期を迎えています。しかし、人工林は各地に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にあります。

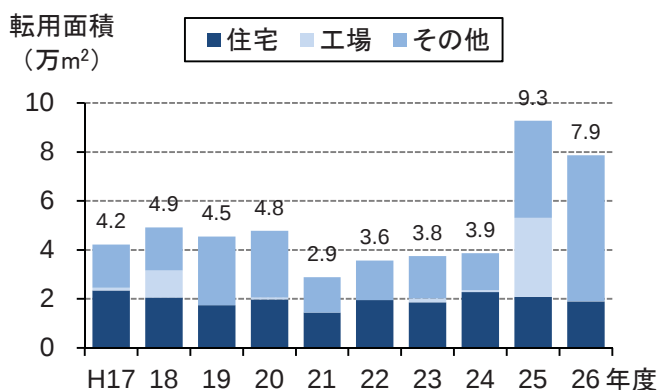
自然環境 3 農地

農地は食料の供給だけではなく、大気や水環境の保全、生態系維持などの自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和、地下水の涵養、自然や農業を通じた環境教育、良好な景観形成など、多面的機能を有しています。しかし、近年では高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、農地面積の減少などが生じています。また、地球温暖化防止や安全・安心な食材への志向が強まり、地産地消や環境保全型農業の推進に注目が集まっています。

毎年続く農地転用

住宅や工場、その他施設などへの農地転用は、年間4～9万m²程度となっています。平成17～26年度合計では、住宅が40%、工場が10%、その他施設が50%です。

また、「2015年農林業センサス」によると、平成27年度の耕作放棄地面積は19.1万m²となっています。

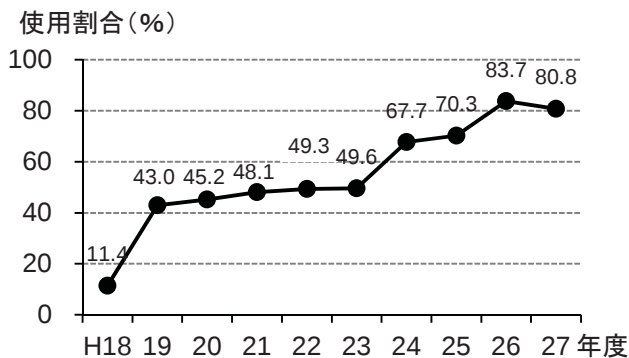


農地転用面積の推移

【資料：行政資料集】

進む学校給食の地産地消

平成27年度の学校給食での地場産品の使用割合は80.8%であり、平成18年度以降、大幅に増加しています。



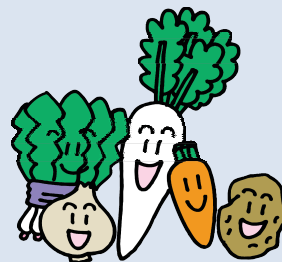
学校給食における地産地消の状況

【資料：学校給食センター】



地産地消

「地産地消」とは「地域生産・地域消費」の略で、地域で生産されたものを生産された地域で消費することをいいます。この地産地消の推進は、地域の農業振興、地域活性化、環境保全につながるとともに、食料の輸送距離が短くて済むため、環境への負荷を低減させることができます。



自然環境 4 生物多様性

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることをいい、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性があります。

平成20年6月には「生物多様性基本法」の制定、平成22年10月には愛知県名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」の開催、平成24年9月には「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されるなど、近年、生物多様性に対する注目度が高まっています。

植物1,396種の記録

本町は愛鷹山上部から黄瀬川沿い低地まで、約1,370mの標高差があります。このため、冷涼な気候に生育する山地性の植物から温暖な気候に生育する低地性の植物まで、さまざまな植物が分布しており、学術論文などの既存資料では1,396種の植物が記録されています。特徴的な植物としては、「フォッサマグナ要素」の植物があげられます。フォッサマグナ要素の植物とは、火山噴出物による種の変成、隔離による分化、海洋性気候への適応により生まれたとされる植物群で、アシタカツツジ、マメザクラ、オトメアオイなどの植物が含まれます。



アシタカツツジ



マメザクラ



オトメアオイ

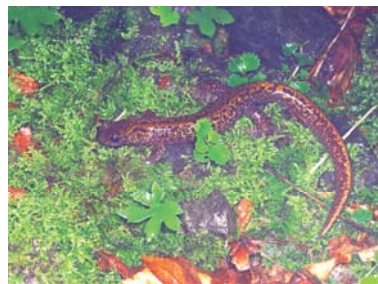
動物270種の記録

学術論文などの既存資料によると、今までに町内では270種（哺乳類21種、鳥類93種、両生類10種、爬虫類8種、魚類23種、昆虫類108種、陸淡水産貝類7種）の動物が確認されています。

特に町の北西側約4分の3を占める愛鷹山とその山麓には、大型哺乳類など多くの種類が生息しているほか、魚類や水辺に生息する種類は、黄瀬川や桃沢川などの河川や窪の湧水（富士湧水池）などの湧水などで確認されています。



キジ



ハコネサンショウウオ



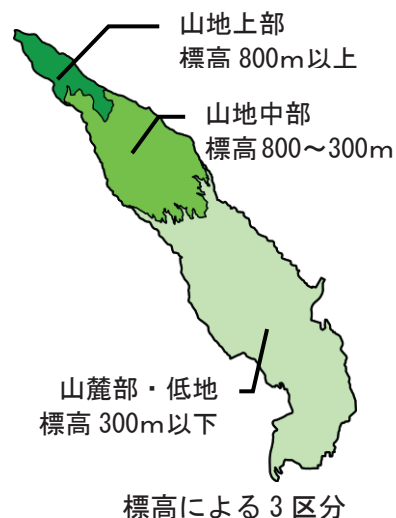
モリアオガエル

多様な環境に暮らす動植物

■山地上部(標高800m以上)

愛鷹山の山地上部(標高 800m以上)では、山地帯の自然林であるブナ林や、二次林のミズナラ林などの植生が分布しています。これらの森林には、ブナ、ミズナラのほか、ヒメシャラ、イヌシデ、ヤマハンノキ、スズタケなど多くの山地性の植物が生育しています。

動物ではツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカといった大型哺乳類をはじめ、コノハズク、コマドリといった山地性の鳥類、沢沿いの林床にはハコネサンショウウオなども生息しています。



■山地中部(標高800~300m)

愛鷹山の山地中部(標高 800~300m)では、木材生産のために植林されたスギ・ヒノキの人工林が広く分布しています。スギ・ヒノキなどの人工林は、全国的に間伐などの整備が遅れています。間伐をしないで過密な状態が続くと林内が暗くなり、植林以外の植物があまり育ちません。さらに植物が少ないことから昆虫類もあまり生息せず、これらを餌としている哺乳類や鳥類などの生息種も限られています。

薄暗い植林地などに生息する種としては、ヤマドリ、サンコウチョウ、アズマヒキガエルなどがあげられます。

■山麓部・低地(標高300m以下)

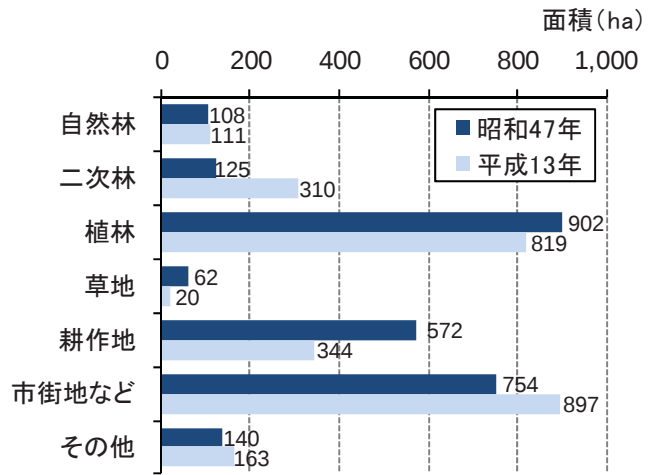
愛鷹山の山麓部は、二次林、人工林、畑地、住宅地などさまざまな環境がモザイク状に分布しています。コナラなどの二次林はいわゆる雑木林とよばれており、薪をとるためにコナラ、クヌギなどを定期的に伐採して継続してきた樹林です。ここには、エゴノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、コウヤボウキ、アズマネザサなどの植物が生育しています。現在は薪を使わなくなったことで、コナラなど落葉広葉樹の二次林は放置され、いずれはシイ・カシなどの常緑広葉樹林になると考えられます。

また、人里に馴染みの深い、ニホンザル、タヌキ、ノウサギといった哺乳類や、キジ、ヒバリ、モズ、ホオジロなどの鳥類、アオダイショウ、カナヘビなどの爬虫類、ヤマアカガエル、モリアオガエルなどの両生類が生息しています。二次林はカブトムシ、カナブン、ルリタテハなどの昆虫が多く生息する環境です。

黄瀬川や桃沢川周辺の低地は、人間活動の影響を受け、ほとんどが水田や住宅地・市街地として利用されています。低地部にわずかに残された緑地である日吉神社、八幡神社、諏訪神社などの社寺林は、クスノキ、タブノキ、スダジイなどの大木がみられ、かつて常緑広葉樹に覆われていた頃の面影を残しています。市街地にはスズメ、ムクドリ、ハシブトガラスなどが多く、神社や寺などに残る鎮守の森は、これらの鳥類の巣やねぐらとして利用されています。洞のある大木ではアオバズクやフクロウが利用している場合がありますが、周囲の都市化とともにこれらは著しく減少しています。

変わる植生

昭和47年と平成13年の植生図を比較すると、自然林の面積はほとんど変わらないものの、植林、草地、耕作地が減少し、市街地など、二次林、その他（主にゴルフ場）が増加しています。このうち、市街地などは畑地・果樹園や水田などの耕作地が改変されたことによって増加したほか、植林の管理・施業が行われなくなった結果、遷移により二次林が増加したものと考えられます。



植生図の面積の変化
【資料：自然環境保全基礎調査】

植生図の面積の変化

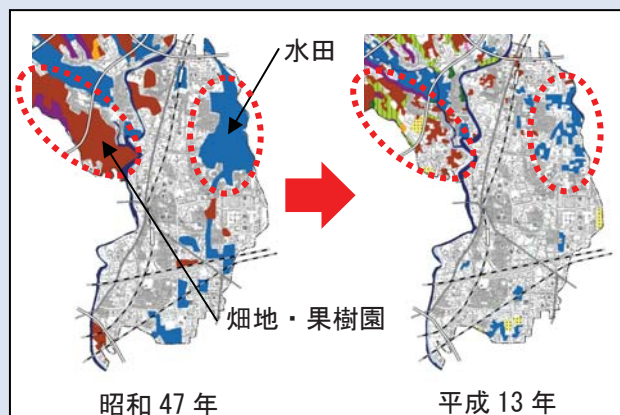
区分		S47 (ha)	H13 (ha)
自然林	落葉広葉樹林（ブナ林）	107.8	103.9
	常緑広葉樹林（アカガシ林）	0.0	7.0
二次林	常緑広葉樹林（シイ・カシ林）	0.0	29.5
	落葉広葉樹林（コナラ林）	80.0	199.1
	落葉広葉樹林（ミズナラ林）	44.9	67.4
	低木林	0.0	14.1
植林	スギ・ヒノキなど植林	898.0	812.1
	竹林	3.7	6.5
草地	ススキ、ササ草地	62.1	16.8
	ヨシ草地	0.0	3.2
耕作地	畑地・果樹園	395.9	267.7
	水田	176.4	75.8
市街地など	市街地・工場地帯・住宅地	754.4	897.0
その他	ゴルフ場・芝地	74.4	107.7
	伐採跡地	44.4	22.4
	開放水域	20.8	32.5

【資料：第1回～第7回自然環境保全基礎調査・現存植生調査】



減少する耕作地

近年では住宅地や工場地帯、道路などの整備が進む一方、水田及び畑地・果樹園などの耕作地は平成47年から平成13年の間に228haも減少しています。耕作地は食料の生産の場としての役割だけでなく、環境保全や動植物の生息・生育地としての機能もあります。今後はこれらの機能にも注目して開発との調和を図っていくことが求められます。



自然環境 5 絶滅の可能性のある動植物

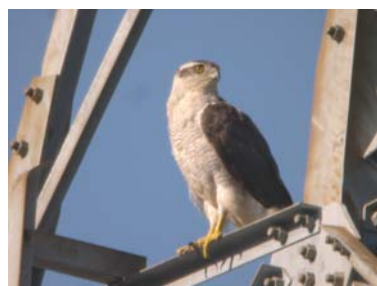
地球上には多様な生物が存在しており、全世界の既知の総種数は約 175 万種、まだ知られていない生物も含めた総種数は 500 万～3,000 万種といわれています。人間による乱獲のほか、生息地の変化や外来種の侵入により、多くの動植物が絶滅の危機にあります。

環境省では、レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブックを発行しています。また、静岡県でも平成 16 年 3 月にレッドリスト・レッドデータブックを発表しており、レッドリスト種は 1,048 種となっています。

絶滅の可能性が懸念される 127 種の動植物

「静岡県版レッドリスト・レッドデータブック」によると、本町で絶滅の可能性があるとしてされているのは植物 84 種、動物 43 種の計 127 種です。植物の絶滅危惧種は森林に生育する種が多く含まれ、その大部分は愛鷹山での記録です。これらの植物は森林の伐採、園芸目的の採取などが主な要因で減少しています。また、草刈によって維持されていた採草地に生育していた種もこれらの草地が放置されて樹林化し、減少しています。

動物ではオオタカ、ハコネサンショウウオ、ヘイケボタルなどが確認されています。これらの減少は特に平地や山麓で著しく、宅地造成や道路建設に伴う樹林の伐採、農業の近代化（コンクリート護岸化、農薬の使用）、農林業の過疎化に伴う放棄地の増加などの要因があげられます。農地の自然とともに繁栄してきた多くの昆虫や小動物の減少は、それを餌としている猛禽類（ワシタカ類、フクロウ類）の生息にも影響を及ぼしています。



オオタカ（絶滅危惧Ⅱ類）



ヘイケボタル（準絶滅危惧）

絶滅の可能性のある種の町内確認種数

カテゴリー区分			本町での確認種数		
			植物	動物	合計
静岡県版 レッドリスト	絶滅 (EX)		0	0	0
	野生絶滅 (EW)		0	0	0
	絶滅危惧Ⅰ類	Ⅰ A 類 (CR)	2	0	2
		Ⅰ B 類 (EN)	15	3	18
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		35	17	52
	準絶滅危惧 (NT)		14	9	23
	情報不足 (DD)		0	1	1
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)		0	1	1
	要注目種 (N)	現状不明 (N-Ⅰ)	6	0	6
		分布上注目種 (N-Ⅱ)	0	5	5
部会注目種 (N-Ⅲ)		12	7	19	
合計		84	43	127	

【資料：平成 22 年度長泉町環境基本計画策定業務委託報告書、静岡県版レッドデータブック】

自然環境 6 外来生物と有害鳥獣

外来生物とは、もともとその地域にいなかったものが、人間活動によって海外から入ってきた生物のことをいいます。「外来生物法」では、生態系や人の身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。

また、近年では里地里山地域の過疎化が進み、耕作放棄地の増加、狩猟者の減少や高齢化が進んでいます。これらの要因によって、シカやイノシシなど一部の野生鳥獣の分布域や個体数が拡大・増加し、農林業や自然生態系に大きな被害や影響を及ぼしています。

外来生物による影響が懸念される

本町では、特定外来生物としてブルーギル、生態系被害防止外来種として、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ニジマスなどが確認されています。

植物の外来種が侵入しやすい場所は、人間活動の影響を大きく受けている造成地や荒地、路傍、川原などがあげられます。また、ブルーギルは黄瀬川で確認され、ニジマスは梅ノ木沢川などにおける放流によるものです。



ブルーギル

シカやイノシシなどによる被害が発生

野生鳥獣による生活環境や農林業への被害がある場合、被害者からの申請により町が現状を調査し、有害鳥獣の捕獲を許可することができます。平成27年度はシカ23頭、イノシシ2頭の合計25頭羽を捕獲しました。

また、本町ではイノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、カラス、ドバト、ヒヨドリに対する「長泉町鳥獣被害防止計画」を策定し、鳥獣の捕獲や防護柵の整備など、総合的な鳥獣被害対策を推進しています。



ニホンジカ



生物多様性に迫る4つの危機

生物多様性には現在、以下に示す4つの大きな危機が迫っていますが、これらの危機のほとんどは人間活動の影響によるものです。私たちは生きものやその生息・生育環境である生態系を今後も保全していく必要があります。

- 第1の危機：開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- 第3の危機：外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
- 第4の危機：地球温暖化など地球環境の変化による危機



【資料：環境省・生物多様性センター】

第3節 快適環境



快適環境 の概要

自然とのふれあい

- ❖ 愛鷹山麓や桃沢川などに自然とふれあえる場所が多く分布しています。

公園緑地

- ❖ 町民参画による公園づくり・管理や緑化推進が行われています。

景観

- ❖ 富士山や愛鷹山への眺望がすばらしく、景観行政団体に移行しました。
- ❖ 鮎壺の滝などの景観資源やジオポイントが分布しています。



快適環境

1

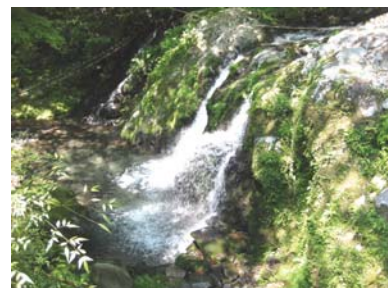
自然とのふれあい

自然とのふれあいは、自然の大風景に感動したり、身近な自然に接して安らぎを覚えるなど、自然や人を大切にする豊かな心を育みます。また、自然とふれあう機会を増やすことは、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることにつながります。

また、近年では自然環境や歴史文化について体験し、学ぶとともに、これらの保全に責任を持つ観光のあり方として「エコツーリズム」が注目されています。エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を目指し、平成19年には「エコツーリズム推進法」が制定されました。

湧水や滝などの水辺のふれあいの場

水辺のふれあいの場としては、「静岡県のみずべ100選」に選ばれている「鮎壺の滝」、「静岡県の湧き水100」に選ばれている「愛鷹山水神社」「窪の湧水（富士湧水池）」などがあります。そのほか、渇水期に水がなくなることから“幻の滝”と呼ばれている「つるべ落としの滝」などがあります。



愛鷹山水神社

ハイキングや自然観察を楽しめる愛鷹山や河川沿い

ハイキングや自然観察が楽しめる場所としては、愛鷹山水神社付近や長泉町森林公園付近を起点として、「池の平展望公園」や「つるべ落としの滝」などを経由し、位牌岳山頂へと続く「愛鷹山ハイキングコース」のほか、桃沢川、黄瀬川などがあります。

また、花や紅葉を観賞できる場所として、「下土狩のイチョウ」「町道425号線の桜並木」「駿河平のイチョウ並木」などがあります。



愛鷹山ハイキングコース

自然とふれあえる施設や公園

ふれあい施設・公園として、「桃沢野外活動センター」「桃沢キャンプ場」「水と緑の杜公園」「長泉町森林公園」「池ノ平展望公園」「駿河平自然公園」「富士竹類植物園」などがあります。なお、平成27年の桃沢野外活動センターの利用者数は、屋内23,756人、屋外11,164人でした。



桃沢野外活動センター



駿河平自然公園



池ノ平展望公園

人と自然とのふれあいの活動の場

	項目	地点名称
水辺・湧水	静岡県のみずべ 100 選	鮎壺の滝
	静岡県の湧き水 100	愛鷹山水神社、窪の湧水（富士湧水池）
	その他	つるべ落としの滝
ハイキング 自然観察	ハイキングコース	愛鷹山ハイキングコース、池ノ平展望公園
	自然観察ポイント	愛鷹山麓・桃沢川コース、黄瀬川、桃沢川
花の観賞	花・紅葉の名所	下土狩のイチョウ、町道 425 号の桜並木、 駿河平のイチョウ並木
その他	ふれあい施設	水と緑の杜公園、桃沢野外活動センター、桃沢キャンプ場、長泉町森林公園、駿河平自然公園、富士竹類植物園

【資料：静岡県のみずべ 100 選、静岡県の湧き水 100、自然観察コース 100 選ガイド、ふるさとの自然（東部編）、長泉町観光パンフレット】

快適環境 2 公園緑地

都市において公園緑地は、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育地、観光振興拠点、町民のレクリエーション活動の推進など、さまざまな役割が期待されています。また、近年では、一度失えば容易に取り戻せない自然環境を公園として整備することや、自然に接することの少ない都市部で自然にふれあえる場として都市公園を整備すること、都市部における生物多様性の確保などの視点から、その重要性が指摘されています。

町民参画の進む公園づくりと管理

平成 28 年 3 月末現在、都市計画公園が 1.87ha（5 箇所）、条例公園が 24.07ha（10 箇所）の合計 25.94ha であり、町民 1 人当たりの都市公園等面積は 10.2m²/人となっています。また、それ以外の児童公園や広場などは 17.66ha（39 箇所）あります。これらの公園の管理は町と地元自治会などが行っています。

なお、水と緑の杜公園は自然共生公園として整備されており、一部の園路の整備を町民参画による森林として整備しています。



水と緑の杜公園

協働で進む緑化活動

町と町民との協働により、県立静岡がんセンター周辺の道路の花壇を花で飾る活動（フラワーロード事業）を実施しています。平成 27 年度に町民が管理する花壇の数は 78 箇所となっています。

平成 19 年度から緑化推進委員会主催で花壇コンクールを開催しています。学校や個人、団体、企業の 4 部門があり、表彰や緑化啓蒙を実施しています。



フラワーロード事業

快適環境 3 景観

戦後の急速な都市化が終息するのに伴って、美しい自然風景や街並みなど、良好な景観に関する関心が高まっています。そのような状況の中、平成 17 年 6 月には景観に関する総合的な法律である「景観法」が施行されました。景観法では、「良好な景観は地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などとの調和により形成されるものであること」として、景観の重要性を基本理念の中で謳っています。

すばらしい富士山や愛鷹山への眺望と景観行政団体への移行

本町における景観要素の中で、最も重要なものとして「富士山」があげられます。富士山は長泉町や静岡県だけではなく、日本を代表するランドマークとなっており、三島駅前や下土狩駅前、役場など町内のあらゆる場所から眺めることができます。特に鮎壺の滝からの富士山の眺望は有名で、「静岡県の富士見二百景」にも選ばれています。また、市街地から富士山を眺望した場合に前景となり、よく目立つ丘陵・斜面として「愛鷹山」の景観も重要となっています。

良好な景観形成を図っていくため、平成 25 年 12 月に本町は景観行政団体に移行するとともに、「長泉町景観条例」の制定や「長泉町景観形成基本計画」「長泉町景観計画」が策定されました。

鮎壺の滝などの景観資源やジオポイントの分布

優れた景観資源としては、鮎壺の滝（静岡県の自然景観、県指定天然記念物）、駿河平のイチョウ並木（伊豆の道風景 30 選）、下土狩のイチョウ（県指定天然記念物）などが選定・指定されています。また、町内には「伊豆半島ジオパーク」のジオポイントが 10 箇所あります。



鮎壺の滝

眺望点及び優れた景観資源

項目		地点名称
眺望点		池ノ平展望公園、森林公園、駿河平（2 地点）、静岡がんセンター周辺、桜堤遊歩道、荻素橋、牧堰橋、コミュニティながいずみ、寿橋・新寿橋、鮎壺の滝
景観資源	静岡県の自然景観	鮎壺の滝
	伊豆の道風景 30	駿河平のイチョウ並木
	天然記念物	鮎壺の滝（県指定）、下土狩のイチョウ（県指定）
	ジオポイント	割狐塚稲荷神社、原分古墳、窪の湧水、駿河平、鎧ヶ淵、牛ヶ淵、つるべ落としの滝、愛鷹山水神社、谷津の湧水、鮎壺の滝
	その他	富士山（町外）、愛鷹山、黄瀬川、牛ヶ淵、鎧ヶ淵、桃沢川、梅ノ木沢川

【資料：静岡県の富士見二百景、伊豆の道風景 30、静岡県の自然景観、ながいずみ行政資料集、伊豆半島ジオパーク・ジオポイントリスト、長泉町景観形成基本計画】

景観を阻害する要素

都市化の進展に伴い、電線電柱や看板、煙突、マンションなどによる景観阻害が生じています。

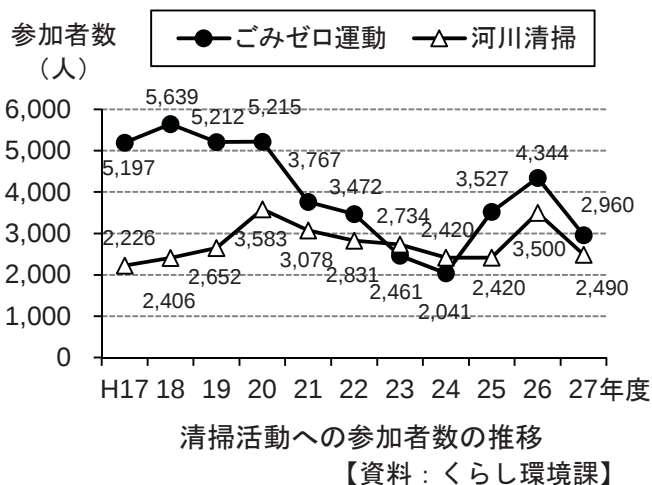
快適環境 4 環境美化

モラルやマナーの低下に伴い、道路や河川などの公共空間にごみを捨てたり、不適切なごみ処理を行うなどのごみのポイ捨て、散乱ごみについての問題が深刻化しています。

また、産業廃棄物などの不法投棄は、河川や地下水、土壌などの汚染にとどまらず、原状回復費用などの経済的損失、周辺地域のコミュニティへの影響などから社会問題に発展するケースもあります。こうした不法投棄に対して、廃棄物処理法では罰則規定を設けて、取り締まりを行っています。

ごみゼロ運動などの拡大

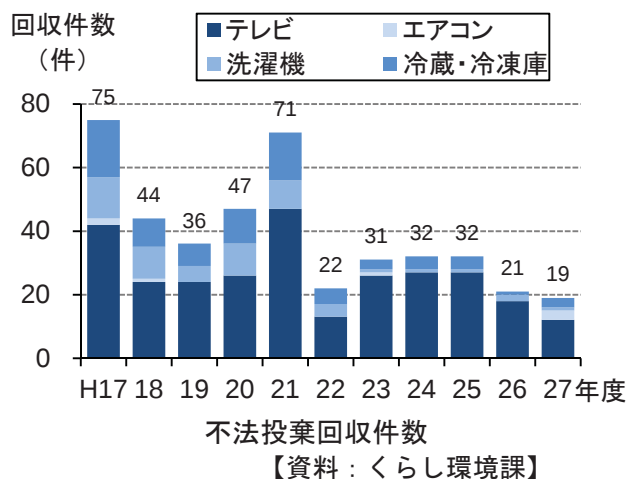
本町では関東地方1都9県と連携し、空き缶の投げ捨て防止や再資源化の啓発について町民意識の高揚を図ることを目的とした「ごみゼロ運動」（空き缶拾い活動）を行っています。また、町職員及び町民・事業者の協力により河川清掃を毎年4月に実施しています。さらに、町民の自発的な清掃活動を促すため、毎月第一日曜日を「清掃の日」と定め、地域単位の清掃活動参加へのきっかけづくりを行っています。



なくなる不法投棄

平成13年4月から施行されている「家電リサイクル法」により、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電6製品は、小売業者による引取りが義務化されたため、本町による収集及び受け入れは行っていません。しかし、小売業者への引渡しに処理料金がかかることなどから、適正な引渡しが行われず、不法投棄されるケースが見受けられます。本町では、平成13年度から不法投棄物の監視パトロール及び回収・処理を行っていますが、家電6製品は毎年20台近く回収するなど、依然として不法投棄が無くなる状況にあります。また、平成21年度からは移動式の監視カメラを設置するなどの対策を講じています。

不法投棄は山間部をはじめ、町内のごみステーションにも発生しており、景観や環境保全において大きな問題となっています。町では土地所有者との協働でのごみ回収実施や不法投棄防止柵などの設置をお願いしています。処分費が必要な製品や町で収集しないもの（排出禁止物）の細分化などにより、不法投棄が増加する傾向にあります。



第4節 生活環境



生活環境 の概要

水環境

- ❖ 河川の水質は、ほとんどの地点で良好な数値となっています。
- ❖ 汚水処理人口普及率は年々増加しています。

大気環境

- ❖ 大気汚染・騒音・悪臭を含む大気環境の公害苦情が多くなっています。
- ❖ 悪臭は特定物質の濃度による規制を行っています。

公害

- ❖ 公害苦情は大気汚染、騒音、悪臭に対するものが多くなっています。



生活環境

1 水環境

水質の環境基準を達成するため、水質汚濁防止法により工場・事業場などに対する規制が行われています。環境基準のうち「人の健康の保護に関する項目」は国内の河川、湖沼、海域のほとんどの地点で基準を達成していますが、「生活環境の保護に関する項目」は、湖沼などの閉鎖的な環境で達成が低い状況にあり、富栄養化などが問題になっています。これは家庭からの生活排水や市街地、農地などの流入水などにも起因しており、公共下水道や合併処理浄化槽の整備などの取り組みが行われています。

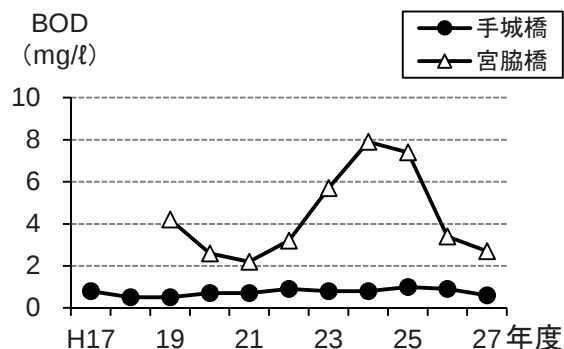
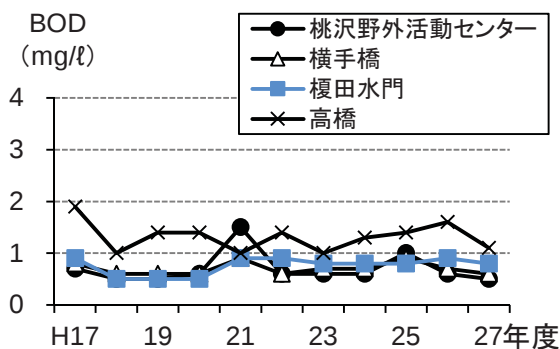
改善傾向にある河川の水質

本町の公共用水域の状況を把握するため、毎年17地点で水質の測定をしています。測定項目は、生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目の一部について行っています。

BOD（生物化学酸素要求量）は、河川における水質汚濁の指標となるものです。平成27年度の測定結果をみると、ほとんどの地点で低い値を示しています。

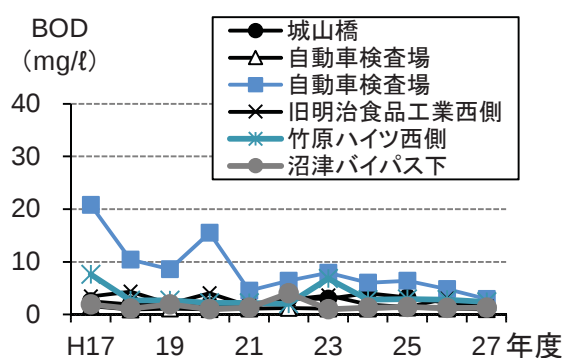
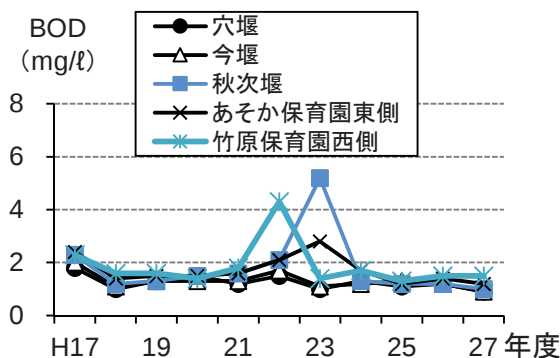


桃沢川（高橋付近）



桃沢川（左）・梅ノ木沢川（右）の BOD の推移

【資料：長泉町の環境行政】



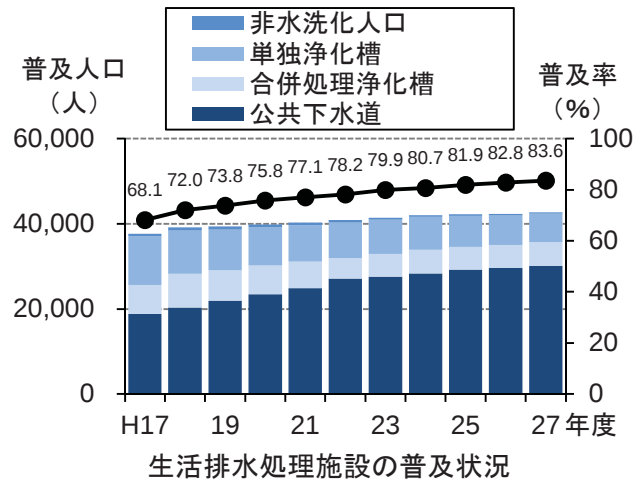
久保田川（左）・その他の河川（右）の BOD の推移

【資料：長泉町の環境行政】

整備が進む公共下水道・合併処理浄化槽

本町の生活排水処理の状況をみると、公共下水道や合併処理浄化槽は年々整備が進み、環境への負荷の大きい単独浄化槽は減少しています。また、汚水処理人口普及率は年々増加しており、平成 27 年度は 83.6% となっています。

注) 汚水処理人口普及率 = (公共下水道 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100(%)



町民参加による水生生物調査の実施

水生昆虫などの水生生物の種類を調べることで、水質を判定することができます。

本町では、身近な水辺へのふれあいを促進し、水質浄化に対する意識の高揚を図ることを目的に、昭和 61 年度から長泉町立北中学校の先生、生徒の協力を得て水生生物調査を実施しています。また、平成 6 年度からは一般町民を対象にした水生生物観察会も実施しています。

平成 27 年度の水生生物の調査結果によると、桃沢川の畑総橋上流及び梅ノ木沢川の手城橋では水質階級 1（きれいな水）、梅ノ木沢川の城山橋では水質階級 2（少し汚い水）、黄瀬川の本宿南地点では水質階級 3（汚い水）でした。



桃沢川での観察会



水生生物の採集



水生生物の分類

有機塩素系化合物による地下水汚染の発生

地下水の有機塩素系溶剤による汚染については、平成元年 4 月にトリクロロエチレンなどの化学物質による広域的な地下水汚染を防止し、住民の健康を保護することを目的に「静岡県東部 5 市 4 町地下水汚染防止対策協議会」が設立され、関係団体が強調して広域的に汚染防止対策の推進を図っています。

平成 27 年度の調査箇所は、本町が 31 箇所、協議会が 5 箇所、合計 36 箇所で行われました。その結果、町が実施した地下水調査で 3 箇所（テトラクロロエチレン）、環境基準を超えていました。

生活環境 2 大気環境

大気汚染物質は工場から排出される硫黄酸化物、自動車などから排出される窒素酸化物のほか、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどがあり、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められています。

睡眠や会話を妨げたり、快適な生活環境を損なう工場や建設作業、自動車の走行から発生する騒音・振動は、日常生活に影響を与えるものとして規制しています。このうち、騒音については、自動車・新幹線・航空機の走行音について環境基準が定められています。

悪臭は「嗅覚」という人の感覚に直接知覚され、不快感を与える公害です。特定悪臭物質の濃度または臭気指数（人間の嗅覚による臭気判定）による規制が行われています。

光化学オキシダント注意報の発令

光化学オキシダント（ O_3 ）については、静岡県が注意報、警報などの発令を行っています。平成 27 年度は注意報は発令されませんでした。

廃棄物焼却に伴う大気汚染や工場騒音・生活騒音の苦情発生

大気汚染の公害苦情は、全ての公害苦情件数の約半分を占めており、特に野焼きなどの廃棄物焼却に対する苦情が多くなっています。また、騒音に対する公害苦情は大気汚染に次ぐ多さとなっており、特に工場騒音や生活騒音に対する苦情が多くなっています。

特定物質の濃度規制を実施している悪臭

本町では特定物質の濃度による規制を行っており、悪臭に係る規制地域の指定状況は、市街化区域がE区域（窒素化合物、低級脂肪酸以外の物質に厳しい基準値を設定した区域）に区分されています。

また、本町では悪臭についての定期測定は行っていないですが、公害苦情は大気汚染、騒音に次ぐ多さとなっており、特に工場からの悪臭に対する苦情が多くなっています。



光化学オキシダント注意報

大気中のオキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、気象条件からその状態が続くと認められるときには、都道府県から「光化学オキシダント注意報」が発令され、「光化学スモッグ」が発生しやすい状況にあることを知らせます。

大気中の光化学オキシダントの濃度が高まると、「目がチカチカする」「目が痛い」「のどが痛い」「せきが出る」「吐き気がする」などの症状が出ることがあります。こうした症状が出たときは、まず目を洗ったり、うがいをしたりして、屋内で休みをとりましょう。症状が回復しないときは、早めに医師の診察を受けましょう。また、注意報が発令されたときには、大気汚染物質を排出している工場・事業場に排出量の削減を実施するように要請したり、幹線道路などでは電光掲示板などで自動車の使用の自粛をお願いしたりして、光化学オキシダントの発生を減らすよう努めています。

【資料：政府広報オンライン】

生活環境 3 公害

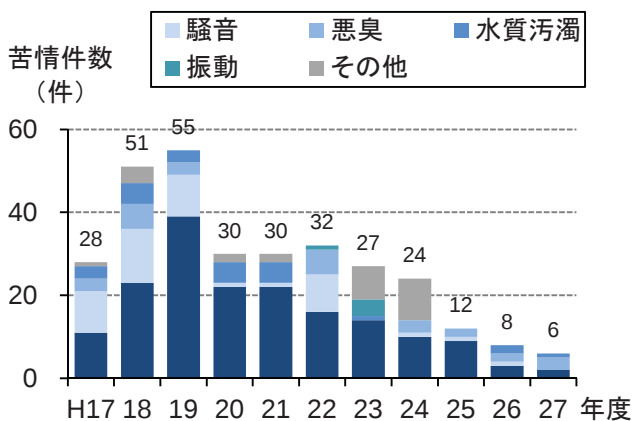
「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動や人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などによって、人の健康または生活環境に関する被害が生じることをいいます。これらの公害に対する苦情は、事故などによる一過性のものから恒常的に継続するものまで、その種類や規模など、かなり広い範囲で存在します。

公害を未然に防ぐため、行政と事業者間で公害防止協定の締結や立入検査の実施などが行われています。

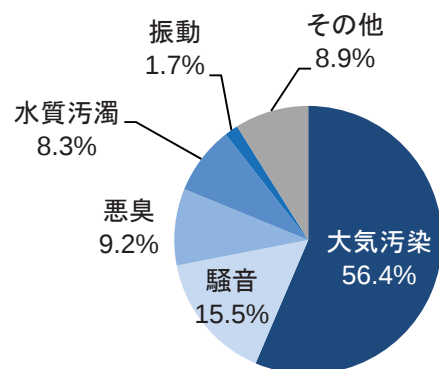
公害苦情の半分は大気汚染

日頃、生活している中で起こっている公害（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭など）に関する相談の受け付け、実態の調査、原因者への指導などを行い、問題の解決に努めています。

公害苦情件数は、平成 19 年度の 55 件をピーク減少し、平成 27 年度は 6 件となっています。平成 17～27 年度の合計 303 件のうち、最も多いのは大気汚染(56.4%)であり、次いで騒音(15.5%)、悪臭(9.2%)が多くなっています。



公害苦情件数の推移
【資料：長泉町の環境行政】



公害苦情件数の合計（平成17～27年度）
【資料：長泉町の環境行政】

事業所と結んでいる公害防止協定

工場や事業所などの活動に伴う公害の発生を防止するため、町と工場・事業所との間で公害防止協定を締結し、公害防止及び意識の向上に努めています。平成 27 年度末の公害防止協定締結事業所数は 36 事業所となっています。また、それ以外にも環境保全協定の締結が 1 事業所あるほか、環境・安全・安心や地域コミュニティの育成に配慮した環境創造型まちづくりを推進することを目的とした「環境創造型まちづくり協定」が 4 事業者と 3 協定締結しています。

また、平成 27 年度における公害防止協定に基づく立入検査件数は 10 件でしたが、行政措置（指導）を受けた事業所はありませんでした。

第5節 廃棄物・地球環境



廃棄物 地球環境 の概要

廃棄物

- ❖ 町民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。
- ❖ ごみの量の半分が紙・布ごみであり、近年では有機性廃棄物が多くなっています。

地球温暖化・エネルギー

- ❖ 町有施設や学校・家庭における温室効果ガスの低減を図っています。
- ❖ 一般家庭向けに新エネ・省エネ機器への補助を実施しています。



廃棄物 地球環境

1 廃棄物

戦後、我が国の高度経済成長を支えた大量生産・大量消費型の社会経済活動は、膨大な量の廃棄物を排出する社会をもたらしました。また、生活様式の変化とともに、生ごみや紙類、容器包装に使用されるプラスチック、家電製品や家具などの粗大ごみ、有害物質を含む廃棄物の増加などが問題となりました。ごみの増加により、最終処分場のひっ迫という新たな課題も生じました。

このような問題に対処し、環境への負荷の低減が図られた循環型社会の形成を図るため、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、3Rの優先順位が法定化されました。

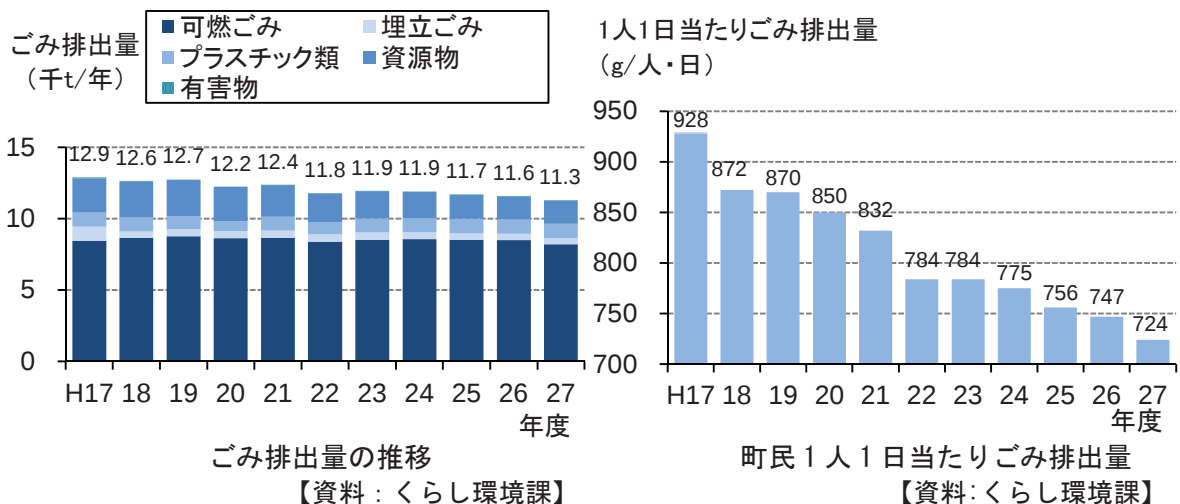
5 区分12種21分別のごみ分別

家庭系から排出されるごみは、5区分12種21分別を実施しています。ごみの種別に応じた収集日、ごみの分別と排出方法などを家庭ごみ収集カレンダーやごみの出し方便利帳で周知徹底を図っています。また、ごみの分別が徹底されていない収集不可能なごみ袋に「レッドカード」を貼り付けています。

減少しているごみの量

ごみ排出量は年々減少傾向にあり、平成27年度は11,283 tでした。

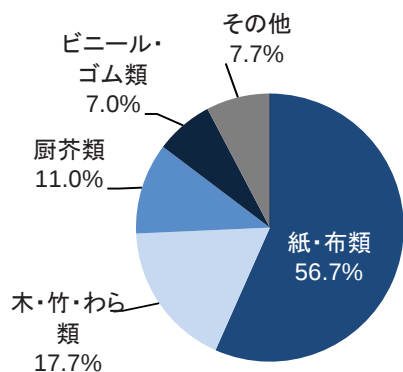
町民1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあり、平成27年度は724g/人・日でした。



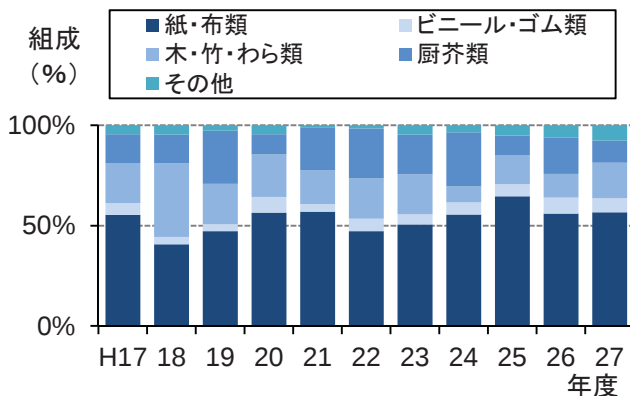
半分を占める紙ごみと増える有機性廃棄物

焼却場に収集・運搬されたごみの種類をみると、平成27年度は紙・布類が約半分（56.7%）を占めており、次いで、木・竹・わら類（17.7%）、厨芥類（11.0%）が多くなっています。

平成19年度から庭木剪定枝を木屑処理機でチップ化し、リサイクルする事業を開始しており、平成27年度の搬入量は1t/年でした。



ごみの種類の割合（平成 27 年度）
【資料：くらし環境課】

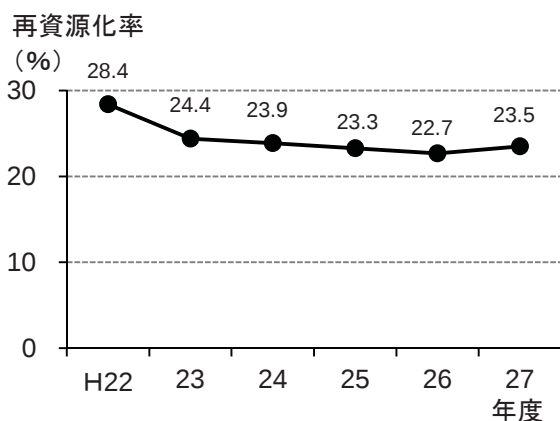


ごみの種類の推移
【資料：くらし環境課】

再資源化率は横ばい、徐々に普及しつつある生ごみ処理機

平成 27 年度の再資源化率は 23.5% であり、横ばいとなっています。

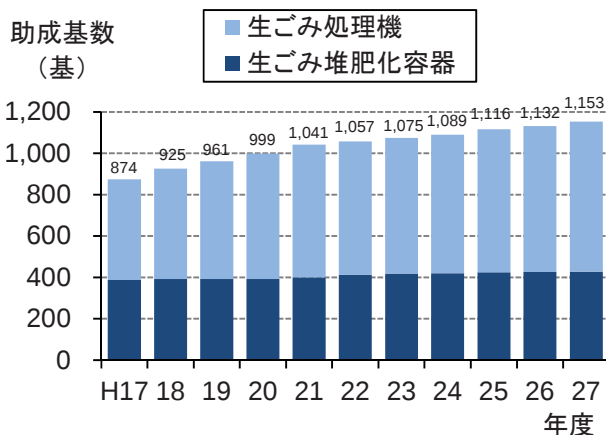
また、平成 5 年度以降、生ごみ処理器などの設置助成を行っており、一般家庭及び事業所から排出される生ごみの自己処理を推進しています。助成件数は平成 27 年度に合計約 1,153 基となりましたが、近年では申請件数が減少傾向にあります。



再資源化率※の推移

※再資源化率＝（直接資源化量＋施設処理による資源化量）／総ごみ処理量

【資料：くらし環境課】



生ごみ処理機器等申請数の推移（累計）

【資料：くらし環境課】

大型店を中心に広がるマイバッグの持参とレジ袋の削減

消費者が商店などで買い物時に繰り返し受け取るレジ袋は、原料である化石燃料の消費や廃棄物の増加など、環境に大きな負荷を与えています。そのため、町では平成 20 年 11 月より大型店などを対象に環境を守るためのレジ袋削減に関する協定を締結し、同時にマイバッグ持参運動を推進しています。その結果、平成 27 年度のマイバッグ持参率の平均は 88.7% となっています。

中間処理・最終処分施設の現状

中間処理施設は焼却場、空き缶処理施設、資源物ストックヤードを有しており、焼却場は平成 10～11 年度にリニューアルを行って、150t/24h の連続燃焼式として稼働しています。また、最終処分場の整備は PFI（Private Finance Initiative；民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などを整備すること）事業方式を採用し、平成 18 年 4 月から稼働しています。

廃棄物
地球環境

2

地球温暖化・エネルギー

近年の人間活動の拡大に伴って二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）などの温室効果ガス（GHG）が大気中に排出されることで、地球温暖化が進行しています。平成 26 年に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発表した最新の報告書である「第 5 次評価報告書・統合報告書」によると、21 世紀末までに世界平均気温は 0.3～4.8℃上昇し、平均海面水位は最大で 82cm 上昇すると予測されており、極端な高温や熱波、集中豪雨、熱帯低気圧の強力化などの可能性が指摘されています。

平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」（COP21）において、全ての国が参加する平成 32 年（2020 年）以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含め、アメリカや中国など 195 か国の国が参加しており、先進国だけの参加に留まった京都議定書以来となる歴史的な枠組みとなっています。

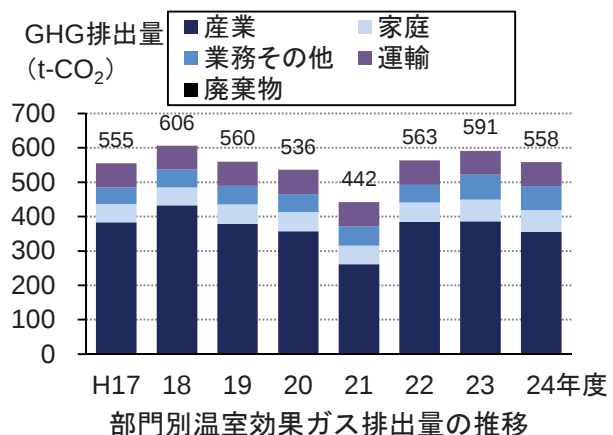
平成 28 年 5 月に政府は「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。今後はこの計画に基づき、削減目標の達成に向けた総合的な地球温暖化対策が進められていくことになります。

町 全域からの温室効果ガス排出量

本町における平成 24 年度の二酸化炭素排出量は 558 千 t-CO₂ で、平成 17 年度と比べると +0.6% 増加しています（全国は -0.5% の減少）。

平成 24 年度の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、産業部門が 63.7% を占めており、次いで業務その他部門（12.4%）及び運輸部門（12.4%）、家庭部門（11.4%）、の順に多くなっています。

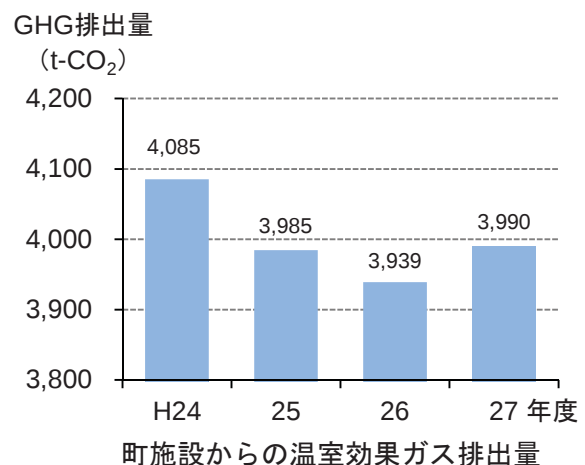
平成 17 年度からの増減では、業務その他部門（+42.6%）と家庭部門（+21.1%）の増加が著しくなっています。これは、世帯数や業務用延べ床面積の増加により、二酸化炭素排出量が増加したものです。なお、産業部門（-7.3%）は、主に特定排出者（製造業）からの排出削減により減少したものです。



【資料：長泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）】

町 有施設の温室効果ガス排出量

本町では、平成 26 年 3 月に「第 3 次長泉町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。同計画では、平成 24 年度を基準年度とし、平成 30 年度までに 5%削減する目標を掲げました。平成 27 年度は平成 24 年度と比べて 2.3%減少しています。



【資料：くらし環境課】

町有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入

町有施設では、太陽光発電システムを役場庁舎（北館、西館）、長泉小学校、南小学校、北小学校、勤労者体育センター、ウェルピアながいずみなどに導入しています。

省エネルギー設備は役場本庁舎、北館などに LED 照明やエコアイス（氷蓄熱式空調システム）などを導入しています。また、ウェルピアながいずみでは、自然光を積極的に取り入れ、アリーナ室を含む全館に LED 照明を採用し、明るさセンサーにより照明の照度を調整するしくみになっており、この工夫が評価され、（社）照明学会から「照明普及賞」を受賞しました。このほか、駐車場には電気自動車の急速充電スタンドを設置しています。



長泉町役場北館の
太陽光発電システム

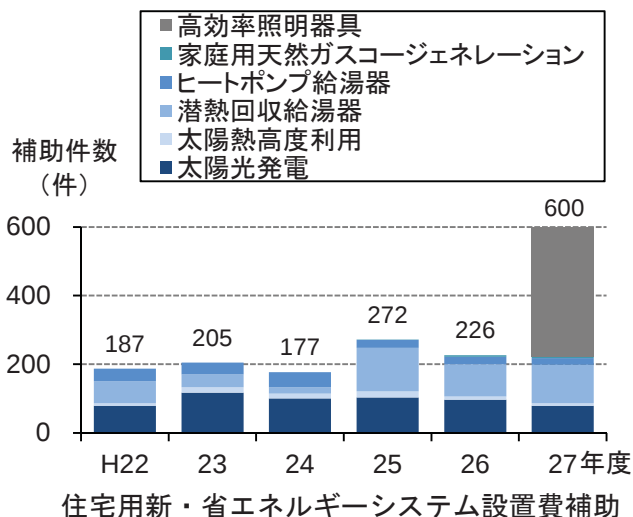
町有施設の再生可能エネルギー・省エネルギー設備

設置場所	設置内容
役場庁舎（北館）	太陽光発電システム 30kW
役場庁舎（西館）	太陽光発電システム 18kW（蓄電 15kW）
長泉小学校、南小学校、北小学校	太陽光発電システム 15kW
勤労者体育センター	太陽光発電システム 18kW（蓄電 15kW）
ウェルピアながいずみ（長泉町健康づくりセンター）	太陽光発電システム 50kW

再生可能エネルギーへの補助を実施

本町では、家庭用太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム、潜熱回収給湯器、ヒートポンプ給湯器、家庭用天然ガスコージェネレーション、高効率照明器具の設置に対する補助金補助金（長泉町住宅用新・省エネルギーシステム設置費補助金）の給付を実施しています。

平成 27 年度からは新たに高効率照明器具（LED）の購入補助を行っています。なお、一般家庭を対象とした高効率照明器具（LED）の購入補助制度としては、県内の市町で初の事例となります。

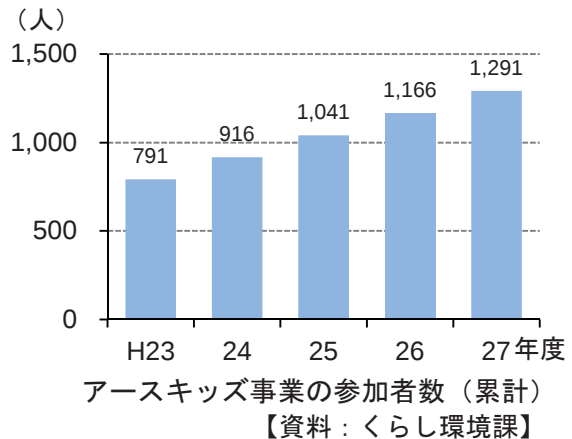


次世代自動車普及率は約 6%

「静岡県の自動車保有台数調査」によると、平成 27 年 4 月 1 日現在で本町の次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及率は、対全車種割合では 5.8%（県平均は 5.0%）、対乗用車割合では 12.3%（県平均は 11.6%）でした。

学校・家庭向けの省エネルギーの啓発

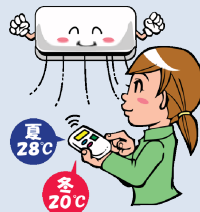
家庭における二酸化炭素排出量の削減を目的に、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと共同で「アースキッズ事業」を実施しています。アースキッズ事業は小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、チャレンジブックを活用して2週間、家庭で取り組みをしてもらうものです。実績は、平成27年度が125人となっています。



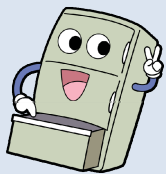
家庭でできる省エネルギーの取組



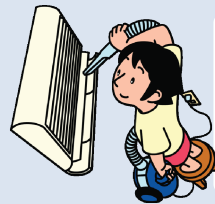
白熱ランプから
LED ランプに交換する
→50.8kg-CO₂/年の削減
→2,410 円/年の節約



冷暖房の設定温度を
夏 28℃、冬 20℃にする
→47.5kg-CO₂/年の削減
→2,250 円/年の節約



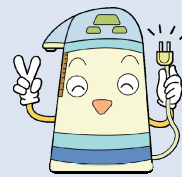
冷蔵庫にものを
詰め込みすぎない
→25.0kg-CO₂/年の削減
→1,180 円/年の節約



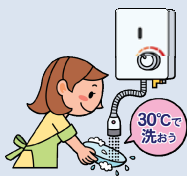
エアコンのフィルターを
月に1～2回掃除する
→18.2kg-CO₂/年の削減
→860 円/年の節約



洗濯物は
まとめ洗いをする
→3.4kg-CO₂/年の削減
→3,980 円/年の節約



電気ポットを使用しない
時はコンセントを抜く
→61.3kg-CO₂/年の削減
→2,900 円/年の節約



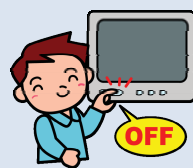
食器を洗う時は
低温に設定する
→19.9kg-CO₂/年の削減
→1,490 円/年の節約



野菜の下ごしらえに
電子レンジを使う
→32.6kg-CO₂/年の削減
→3,600 円/年の節約



パソコンを使用しない
時はコンセントを抜く
→18.0kg-CO₂/年の削減
→850 円/年の節約



テレビを見ないときは
電源を消す
→9.6kg-CO₂/年の削減
→450 円/年の節約

【資料：家庭の省エネ徹底ガイド（資源エネルギー庁）】

第6節 環境教育・環境情報



環境教育 環境情報 の概要

環境教育

- ❖ 小・中学校の総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動、一般家庭などを対象としたアースキッズ事業や親子水生生物観察会などによって環境教育を実施しています。

環境保全活動

- ❖ 民間団体や企業などの一部では環境保全活動が積極的に行われています。
- ❖ 町民アンケートによると、大切な環境として鮎壺の滝や愛鷹山水神社の湧水、駿河平自然公園などの場所があげられています。



環境情報

- ❖ 「長泉町の環境行政」や「広報ながいずみ」による環境情報の発信を行っています。
- ❖ 環境報告書を発行している事業者があります。

環境教育
環境情報

1

環境教育・環境保全活動

現在の環境問題を解決するためには、家庭や学校、職場や社会活動の場などのあらゆる場面において、町民一人ひとりが積極的に行動していくことが大切です。また、地域コミュニティによる地域の特色や状況に応じた環境保全の取り組みも重要となってきました。こうしたことから、学校では各教科や総合的な学習の時間において、地域では社会教育や NPO などの民間団体により、職場では企業の社会的責任や環境マネジメントシステムの観点から、環境教育・環境学習の取り組みが進められています。

なお、環境保全活動の意欲増進及び環境教育の推進を目的とした「環境保全活動・環境教育推進法」が平成 16 年 10 月から施行されています。

学校や家庭で行われている環境教育・環境学習

町内の小・中学校では、総合的な学習の時間などに理科や社会、道徳などの教科書やインターネットなどを活用した環境教育を実施しています。また、児童会や生徒会、有志ボランティアなどを中心にアルミ缶やペットボトルキャップ、牛乳パック、古紙などの回収を行っているほか、校内美化活動、ごみの分別、草花の植栽・管理、落ち葉の堆肥利用、資源（水、電気）を大切にす活動などを行っています。

また、家庭で省エネルギー、省資源、ごみ減量などの環境活動を進める契機として「アースキッズ事業」、「親子水生生物観察会」を定期的に開催し、環境学習の機会づくりを行っています。



学校での環境教育

民間団体や企業で行われている環境保全活動

個人、民間団体、自治会、NPO、事業者などによる自発的な環境保全活動が町内各地域で行われています。例えば、水と緑の杜公園では、「桃沢川から愛鷹山を考える会（MAC）」を中心とした地元町民参加による森づくりや維持管理が行われており、その取り組みが評価されて平成 12 年には「21 世紀の『人と建設技術』賞」、平成 19 年には「都市景観賞・まちづくり活動部門」の「優秀賞」を受賞しました。

また、最近では企業の社会的責任（CSR）の観点から、環境保全活動を積極的に展開している事業所も多く、湧水の保全・整備、河川清掃への参加、事業所周辺の清掃、自然観察会の実施、森づくりなどが行われています。



森づくり活動

大切にしたい環境の保全

平成 28 年度に実施した「長泉町環境基本計画に関するアンケート調査」によると、大切にしたい環境として、鮎壺の滝や愛鷹山水神社の湧水、駿河平自然公園などが上位にあがりました。

環境教育
環境情報

2 環境情報

環境に配慮した暮らしや事業活動を行っていくために、環境情報は必要不可欠です。近年ではインターネットや携帯電話メール、地上デジタル放送など、さまざまなメディアにより、環境情報を発信したり、活用することが容易にできるようになっています。

また、企業の社会的責任（CSR）の高まりを受け、環境に配慮した事業活動などについて社会にPRするための「環境報告書」を発行する事業所が増えています。平成16年6月には環境報告書の普及啓発と信頼性向上を目的として、「環境配慮促進法」が制定されました。

このように、近年では環境情報や環境報告書に関する重要性が高まっており、制度や仕組みづくりが充実してきています。

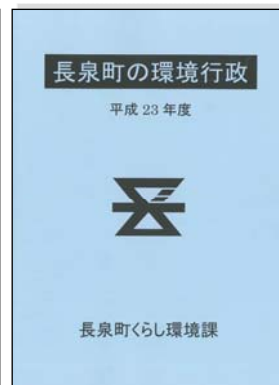
町からの情報発信

町では、公害苦情処理、地球温暖化対策、公共用水域水質測定結果、水生生物調査結果などをまとめた冊子「長泉町の環境行政」を毎年度発行しています。

また、各種補助制度の紹介や環境に関する啓発などを「広報ながいずみ」や町ホームページなどのメディアにより、情報提供しています。



町のホームページ



長泉町の環境行政

事業者による環境報告書の発行

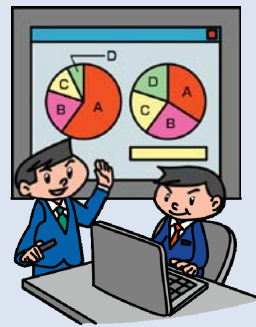
近年では、町内でも ISO14001 やエコアクション 21 など環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所が増えています。これらの事業所では、事業による環境負荷や環境保全の取り組み状況をとりまとめた環境報告書を発行しています。環境報告書は、環境に配慮した事業活動をアピールするための重要なツールとなります。



環境報告書

環境報告書とは、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取り組みなどの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。環境面で企業を評価する動きが広がっていることを受けて、大企業を中心に環境報告書の作成・公表が進んでいます。

環境報告書は、経営者や従業員の意識の高まりや環境マネジメントシステムの見直しツールとして役立つとともに、社会からの適正な評価を受けたり、社会的な説明責任の履行する手段としても重要です。



【資料：環境省】

第3章 計画の目標



第1節 基本理念

第2節 望ましい環境像

第3節 環境目標

第1節 基本理念



基本理念とは、町・町民・事業者が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものです。

長泉町環境基本条例の第3条では、町の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受けることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、4つの基本理念を定めています。本計画においても、同条例の基本理念を踏襲して掲げます。

●環境の恵みを受け、良好な環境を将来の世代へ引き継ぐ

私たちの便利な暮らしは、大気や水質の汚染、廃棄物の増加などの環境への負荷を増大させる一方で、野生生物の絶滅が生じるなど、次第に環境を悪化させてきました。しかし、人が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境は、将来の世代も含めて共有されるべきものであり、今後も継承していく必要があります。

●町・町民・事業者それぞれが自主的かつ積極的に取り組む

私たちの日常生活や事業活動が環境への負荷の要因となっていることから、すべての主体（町・町民・事業者）が、それぞれの立場に応じて成すべき役割を公平かつ協働して行うことにより、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築していく必要があります。

●環境への負荷を低減して自然と共生する循環型社会をつくる

本町は愛鷹山や黄瀬川、桃沢川をはじめ、豊富な地下水などの自然環境に恵まれています。これら自然環境のもたらす恵みを受けることができるよう、環境を適正に保全するとともに自然環境の回復を図り、人と自然が共生する環境を目指していかなければなりません。また、環境に負荷を与えないような資源循環型社会を構築していく必要があります。

●すべての事業活動や日常生活で地球環境の保全を推進する

地球環境の保全は人類共通の課題であるとともに、町民の健康で文化的な生活を確保する上でもとても重要です。また、日常生活や事業活動が地球環境に負荷を与えていることから、町・町民・事業者それぞれの活動において、自らの課題として積極的に地球環境の保全を推進していかなければなりません。



環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものを「環境への負荷」と呼んでいます。例えば、汚れた水を流す、エネルギーを使用して二酸化炭素を出す、開発により森林を伐採するなどがあり、私たちはこのような環境への負荷をできるだけ少なくしていかなければなりません。

第2節 望ましい環境像



望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本町がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標であり、概ね30年後を想定しています。

基本理念のもと、町・町民・事業者の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。



望ましい環境像

みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ

～いつまでも住み続けたい e まちをめざして～

こんなまちを目指します

豊富で透き通ったきれいな水。

愛鷹山麓やクレマチスなどの緑豊かな街並み。

わたしたちのまちの大きな特徴である豊富な水や緑は、子どもや大人、人や環境、暮らしや産業など、長泉町にある全てのもの（みんな）を元気にしてくれる原動力となっているものです。

また、水や緑はそのまま環境の資源として、

または産業で使われて町外へも恵みをもたらしています。

このような水と緑を生み出す「ふるさと」としての意識を高めるとともに、

ここに住むすべての人が誇りに思えるような「ふるさと」となるよう、

安全・安心でいつまでも住み続けたいと思える

環境（e）のいいまち（eまち）を目指します。



第3節 環境目標



望ましい環境像を実現するための柱として環境目標を定め、これらの下に具体的な施策を展開していきます。また、環境目標をわかりやすく示すため、30年後の環境イメージを示します。

① 人と自然がともに生きるまち

今まで私たちの便利で快適な暮らしは、森林や農地、川、地下水、そこに生きる動植物などの自然環境を一方的に利用することで成り立ってきました。しかし、すべての自然環境は地球上でつながっていて、どこかの環境に問題が起これば、必ずほかの環境に影響が及びます。そのため、人と自然がともに生きることができ、自然からの恵みを元気の源として、将来まで引き継いでいくことができるまちをつくりま



30年後の環境イメージ

- ★ 健全な森がもたらす豊かな水は、多くの生き物を育んでいます。
- ★ 水源涵養や節水、地下に浸透させることにより、水の循環が保たれています。
- ★ きれいな小川には、ホタルやメダカなどの生きものが生息できる水辺があります。
- ★ 人工林は町民や事業者のボランティアによって健全な状態に管理されています。
- ★ 針葉樹の一部は広葉樹へ転換され、季節感を味わえる森林になっています。
- ★ 愛鷹山麓や桃沢川沿いの里地里山は、都市部と山間部の交流エリアとしての役割を果たしており、週末には多くの人が四季折々の自然体験を楽しむために訪れています。
- ★ 環境に配慮しながら農作物を生産する人が増え、農産物は地域内で消費されています。

② 心地よく 住みやすいまち

身近に公園など憩いの場所がたくさんある、街なかに緑があふれている、自然とふれあうことができる、景色がきれい、歴史や文化を肌で感じることができる…。これらの要素はいずれも、私たちの暮らしの中で安らぎや快適さを感じさせるものとなっています。このような環境を増やしていくことにより、みんなが心地よく、住みやすく、今後もずっとここで暮らしたいと思えるまちをつくりま



30年後の環境イメージ

- ★ 森や川では、子どもたちが虫捕りや水遊びを楽しみながら、のびのびと育っています。
- ★ 自然豊かな公園の整備が進み、市街地にいながら自然とのふれあいを楽しむことができるようになっています。
- ★ ブロック塀が生け垣になっているなど、街に緑が増え、緑のネットワークとして愛鷹山麓までつながっています。
- ★ 公共施設や公園、道路は緑や花に覆われ、家庭や事業所でも各自思い思いの自慢の庭がつくられるなど、まちじゅうが緑と花にあふれています。
- ★ どこからでもきれいな富士山が見え、建築物も自然と調和したものになっています。
- ★ 歴史資源が守られ、風情を感じられる街並みになっています。
- ★ 山間部などには不法投棄がなく、川や街なかにもごみが散乱している場所はありません。

③ 水と空気がきれいで 安全なまち

私たちが健康な生活を送るためには、水や空気がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ化学物質などによる影響のない安全な環境が必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を減らし、安全・安心で住み続けることができるまちをつくります。



30 年後の環境イメージ

- ★ 下水道や合併処理浄化槽などが全ての世帯に普及し、水のきれいな小川が増えています。
- ★ 大気汚染や騒音などがなくなっており、おいしい空気や静かな環境になっています。
- ★ 生活道路などの歩道・自転車専用道路の整備も進み、歩きやすいまちになっています。
- ★ 公共交通機関が発達し、必要以上に車を使用しなくても過ごせるまちになっています。
- ★ 人口が増えても公害は発生しておらず、苦情を言う人もいなくなっています。
- ★ 化学物質の管理が徹底され、自然界への放出は少なくなっています。

④ 地球にやさしい 循環するまち

今までの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルは、資源の枯渇や環境への負荷の増大、ごみの増大を引き起こすとともに、地球温暖化のような地球規模の問題を引き起こしました。そのため、これからは地球にやさしい資源エネルギーが循環するまちをつくります。



30 年後の環境イメージ

- ★ 生ごみは乾燥したり、堆肥化することによって減量化されています。
- ★ ごみの減量やリサイクルが進み、埋め立てごみが少なくなっています。
- ★ 太陽光を利用した発電や熱利用、バイオマスの利用などの再生可能エネルギーが広く普及し、エネルギーの地産地消が進んでいます。
- ★ 省エネルギー型機器や設備の導入、緑化などにより、家庭や事業所におけるエネルギーの有効利用が進んでいます。

⑤ みんなで環境をまもり つくりだすまち

すべての人が、これからも安心して暮らせる環境をつくるためには、一人ひとりが地球で起きている環境問題のことをよく勉強し、環境を大切に思う心を持つことが大切です。町民・事業者・町が協働し、みんなで環境を守り、創り出すことによって、私たちの誇りとなるような環境の“ふるさと”をつくります。



30 年後の環境イメージ

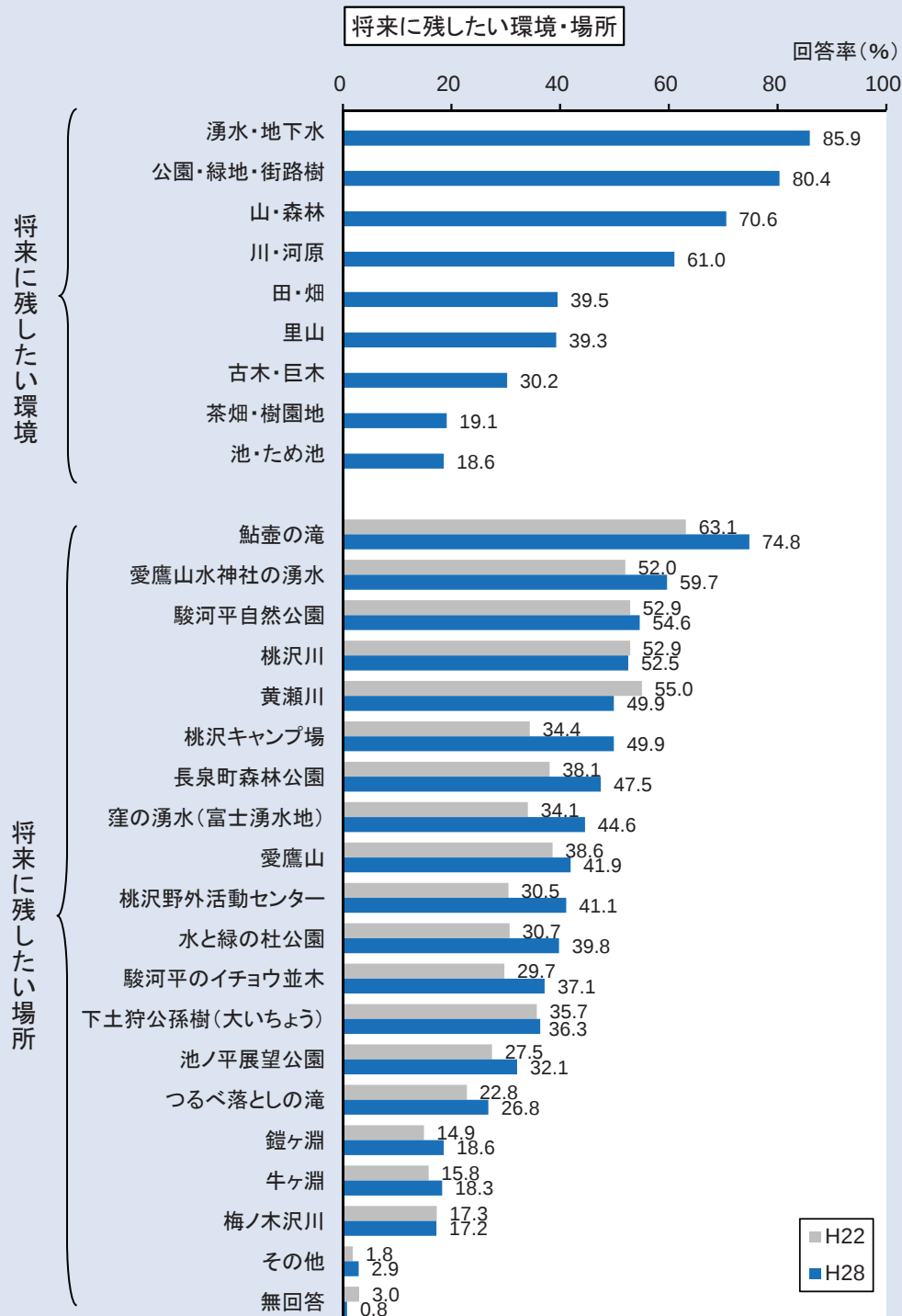
- ★ 子どもから大人まで、環境教育・環境学習が生活の一部として定着しています。
- ★ 環境保全活動に町民や事業者が積極的に参加し、環境をよくする行動にみんなが自主的に取り組んでいます。
- ★ 官民一体となった環境イベントが実施され、多くの町民や事業者が参加しています。
- ★ 町民全員が環境のことを考えて行動しています。
- ★ 環境に関する情報を気軽に見ることができて、活用できるようになっています。



将来に残したい環境・場所は？

平成 28 年度に実施した「長泉町環境基本計画（後期計画）に関するアンケート」によると、大切にしたい環境について、最も回答率が高いのは「湧水・地下水」（85.9%）であり、次いで「公園・緑地・街路樹」（80.4%）、「山・森林」（70.6%）などでした。

また、大切にしたい場所について、最も回答率が高いのは「鮎壺の滝」（74.8%）であり、次いで「愛鷹山水神社の湧水」（59.7%）、「駿河平自然公園」（54.6%）、「桃沢川」（52.5%）などでした。



第4章 環境施策

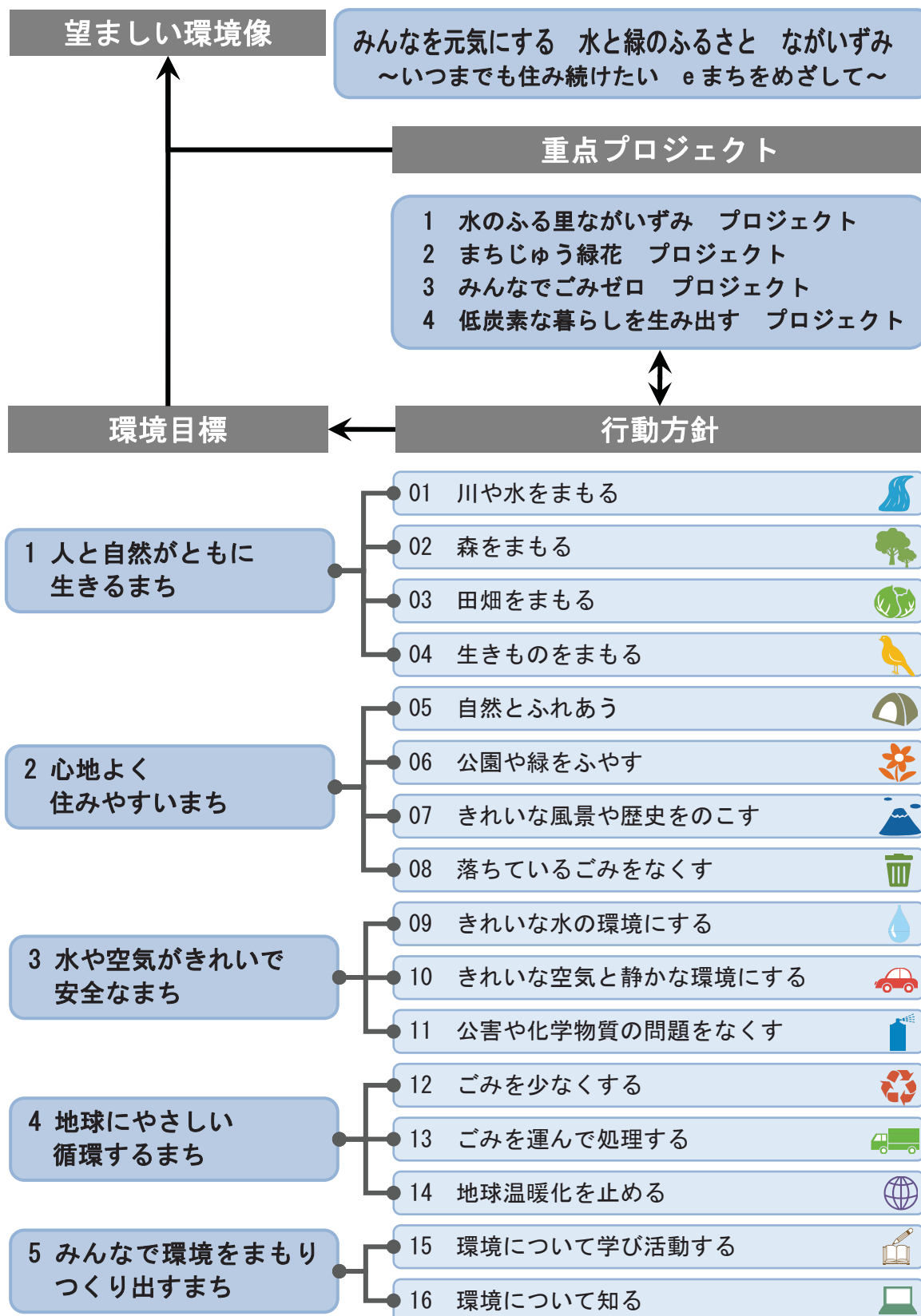


第1節 環境施策の体系

第2節 重点プロジェクト

第3節 行動方針

第1節 環境施策の体系



第2節 重点プロジェクト

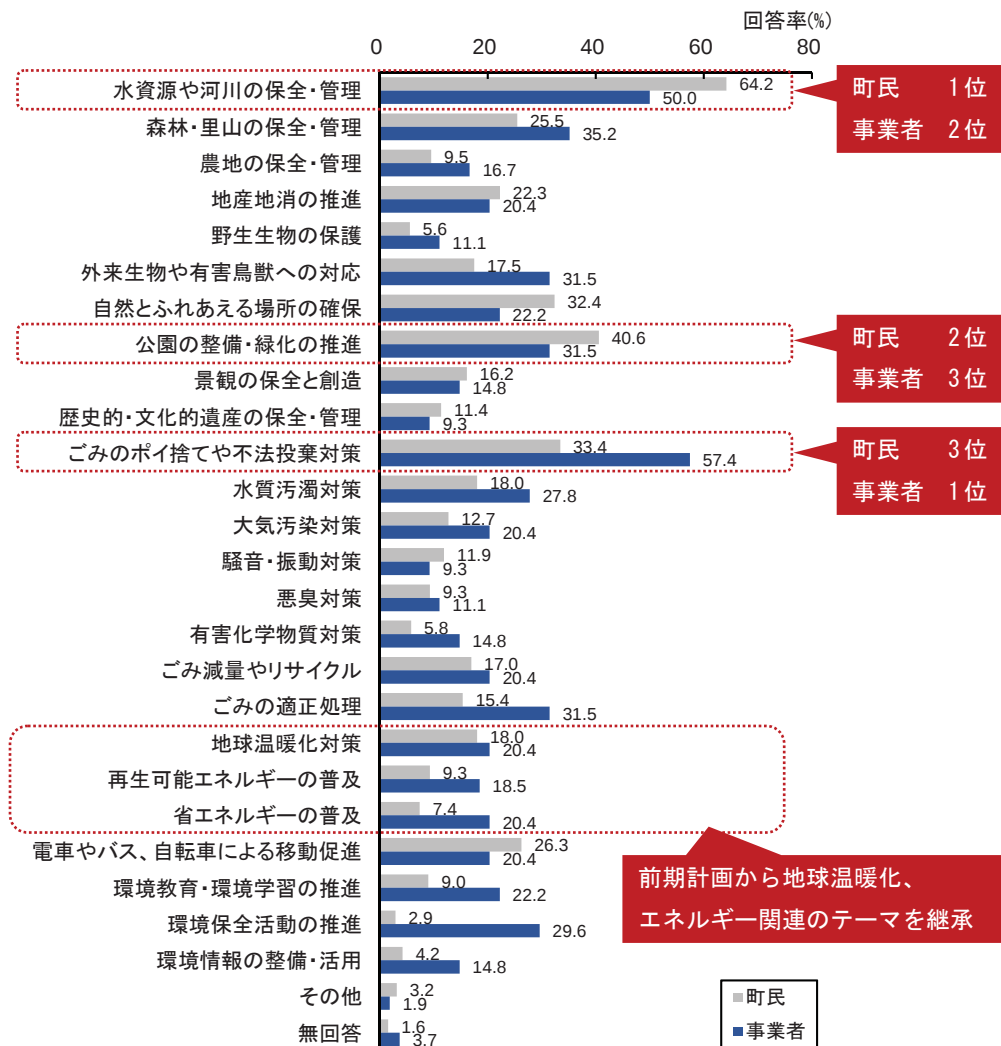


① 重点プロジェクトとは

環境基本計画に掲載される広範囲の取り組みの中から、重要度の高いもの、優先的に行うべきもの、効果の大きなもの、分野横断的なもの、ある地域に限定したものなどを選択し、限られた時間や予算の範囲内で効果的に推進していくためのものです。このような趣旨を踏まえ、本プロジェクトは町・町民・事業者との協働により実施していくものとします。

② 重点プロジェクトのテーマ

平成28年度に行った「長泉町環境基本計画（後期計画）に関するアンケート」では、「行政に期待する環境施策」として、「水資源や河川の保全・管理」「公園の整備・緑化の推進」「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」などが上位に挙げられました。前期計画の重点プロジェクトも踏まえ、この3つのテーマに「地球温暖化」「エネルギー」関連のプロジェクトを加えた4つの重点プロジェクトを設定することとしました。



行政に期待する環境施策

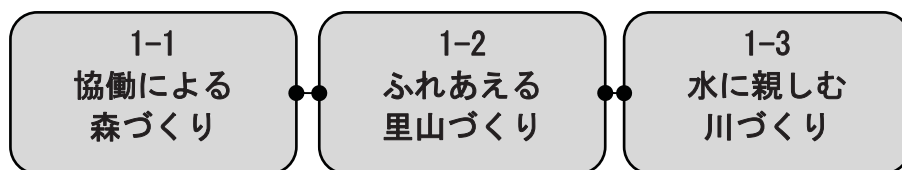
【資料：長泉町環境基本計画（後期計画）に関するアンケート（平成28年度）】

重点
プロジェクト 1「ながいずみの水を守ろう！」
水のふる里ながいずみ プロジェクト

■ 目的

本町の貴重な資源である水資源を守るため、森林や里山を保全するとともに、ごみのないきれいな河川づくりや自然観察などを行い、みんなで「ふる里ながいずみの水」を大切にしていきます。

■ 取り組み項目



■ 重点取り組みの内容

1-1 協働による森づくり

本町の豊かな水資源を生み出す源であり、さらには防災面でも大きな役割を果たしている森林を保全し、健全な状態で管理するため、町民・事業者・町の協働による森づくりを行います。具体的には、水と緑の杜公園などにおける針葉樹から広葉樹への転換や森づくりを総合学習に取り入れるとともに、町民・事業者の参加による間伐・植林などを推進します。



主体	取り組み内容
町	● 水と緑の杜公園における針葉樹から広葉樹への転換をはじめ、在来種による森づくりを推進します。【工事管理課】 ● 森づくりを総合学習に取り入れるための組織づくりに努めます。【くらし環境課】
町民 事業者	● 森づくりのための間伐や植林へ参加しましょう。 ● 事業所敷地内の在来種による小さな森づくりを行いましょう。 ● 森づくりを通じて、環境を大切にする企業姿勢をPRしましょう。



1-2 ふれあえる里山づくり

森づくりを行った場所や、現在も里山*環境が残っている場所などをフィールドとしたさまざまなイベントを企画・開催します。町民もイベント開催に参加することで里山環境の意識の向上を図ります。



主体	取り組み内容
町	● 水と緑の杜公園だけでなく、周辺施設も利用して森づくり事業やアマゴの放流など、様々な体験活動を関連部署と連携しながら推進します。 【産業振興課、工事管理課、くらし環境課】
	● 関連部署と連携しながら、水と緑の杜公園周辺でイベントを開催し、里山に関する意識啓発を図ります。【産業振興課】
町民 事業者	● 里山に関するイベントを自主的に開催しましょう。
	● 里山に関するイベントを環境学習に活用しましょう。

※里山とは、集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山。

1-3 水に親しむ川づくり

河川一斉清掃や滞留ごみの定期的回収を進め、未来の子どもたちのために、ごみのないきれいな川づくりを進めます。また、水遊びイベントや水生生物観察会、魚の放流などを実施することにより、河川に対する親近感を高め、きれいな川を維持できるようにします。



主体	取り組み内容
町	● 町内河川一斉清掃などの実施により河川美化を図り、同時に町民が現状の認識をすることにより、河川美化意識の高揚を図ります。【くらし環境課】
	● 狩野川水系における水質の保全を促進するため、流域市町や企業及び各種団体などによる河川の環境美化活動を実施するとともに、より効果的な意識啓発の方法について検討します。【くらし環境課】
	● 河川の滞留ごみはポイ捨てによるものも少なくないことから、定期的に清掃を行うとともに、河川のごみ一層の美化意識向上を目指します。 【くらし環境課】
	● 水生生物観察会の実施、魚の放流、川遊びなど、親子で水と親しむイベントを企画し、利用者の増加を目指します。【くらし環境課】
町民 事業者	● 町内河川一斉清掃に参加しましょう。
	● 水遊びイベントなど、自然とふれあえるイベントに積極的に参加しましょう。
	● 河川へのごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
	● ごみが散乱しないよう空き缶回収箱などの管理を徹底しましょう。

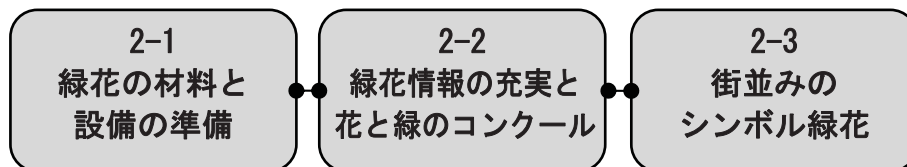


重点
プロジェクト 2「緑と花の彩るまちにしよう！」
まちじゅう緑花 プロジェクト

■ 目的

本町はクレマチスの苗木が全国シェアの60%を占めるなど、緑や花は町の大きな特徴となっていますが、今後さらに増やしていくことにより、緑と花に囲まれたまちづくりを行います。具体的には、緑花（りょっか）材料や花を植える花壇・散水栓などの整備を行うとともに、目につきやすい街並みをシンボリックに緑花していくことを目指します。

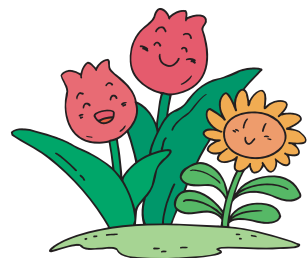
■ 取り組み項目



■ 重点取り組みの内容

2-1 緑花の材料と設備の準備

緑花材料である種や苗の供給を行うとともに、栽培設備の整備を図ります。具体的には、希望する公共施設への緑花の配布や花壇の整備を図ります。なお、希望者への緑花の配布については、毎年、町で緑花のテーマを決め、そのテーマに沿った種類の緑花を町内の花屋さんと連携して、公共施設へ配布することが考えられます。



主体	取り組み内容
町	● 希望する地区に緑花を配布するとともに、配布する緑花の品種の変更について検討します。【工事管理課】 ● 地域が管理する花壇などの整備を行います。【工事管理課】
町民 事業者	● 地区や公民館などにおいて町から配布された緑花の手入れを行いましょう。 ● 雨水貯留槽を設置して散水などに活用しましょう。

2-2 緑花情報の充実と花と緑のコンクール

ふれあい出前講座や園芸講習会の開催などにより、緑花に関するさまざまな情報提供を行います。また、町民・事業者に緑花の維持管理についてアドバイスできる人材を育成します。

さらに、花づくりや花壇の管理を通じて緑花意識の高揚を図るため、花と緑のコンクールを開催します。



主体	取り組み内容
町	● まちじゅう緑花に関するふれあい出前講座を開催します。【工事管理課】
	● 園芸講習会（ガーデニングスクール）を開催します。【工事管理課】
	● 緑花維持管理リーダーの人材を育成します。【工事管理課】
	● 花と緑のコンクールを開催します。【工事管理課】
町民事業者	● 緑花のふれあい出前講座へ積極的に参加しましょう。
	● 花の時期や水やりなど、管理方法を学習しましょう。
	● 花と緑のコンクールに参加しましょう。

2-3 街並みのシンボル緑花

公共施設や公園、道路などの緑花を進めるとともに、駅や学校など、人が多く集まり、目につきやすい場所を緑花していきます。また、小さな広場やスペースにもきめ細かい緑花を施します。

さらに緑のカーテンの推進やブロック塀から生け垣への転換など、家庭や事業所の緑花を進めます。



主体	取り組み内容
町	● 各公共施設では、施設内の緑化木等の維持管理、フラワーポットによる緑化を推進します。【各施設】
	● 身近な広場整備を進めるとともに、新設の都市計画道路整備では街路樹の設置を推進します。【建設計画課】
	● 公共施設への花の配布、ハンギングバスケットの設置を推進します。【工事管理課】
	● 小さな広場やスペースの緑化を推進します。【工事管理課】
	● ゴーヤの苗を配布し、つる性植物による緑のカーテン事業を普及します。【くらし環境課】
	● 生け垣や花壇などによる緑化を進めましょう。
町民事業者	● 緑のカーテンを設置しましょう。
	● 剪定枝や生ごみを使用し、土の再生をしましょう。



クレマチスによる緑のカーテン

本町の特産物であるクレマチスは、苗木の全国シェアが60%を占める日本一の産地です。クレマチスは600種以上もあることから、年間を通じて花を楽しむことができます。また、クレマチスはつる性植物なので、アサガオやゴーヤなどと同じく緑のカーテンになります。夏の強烈な日差しを遮って快適な室内温度を保つとともに、美しく可憐なクレマチスの花を楽しめてまさに一石二鳥です。長泉町といえば「クレマチスのカーテン」といわれるよう、皆さんもチャレンジしてみませんか。



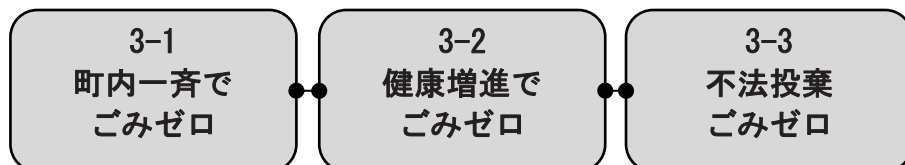
クレマチスの緑のカーテン

重点
プロジェクト3「ごみなくして 健康になろう！」
みんなでごみゼロ プロジェクト

■ 目的

一斉清掃や各種イベントの実施などを通じて、黄瀬川や桃沢川などの河川、愛鷹山麓の森林などの豊かな自然を、不法投棄やポイ捨てごみのないきれいな環境に保ちます。

■ 取り組み項目



■ 重点取り組みの内容

3-1 町内一斉でごみゼロ

ごみゼロ運動を町内全体に広めるため、町内一斉ごみゼロ運動を展開します。具体的には、現在実施している空き缶拾い運動や清掃の日の徹底のほか、ごみゼロ祭りの開催、率先してごみ減量を行っている事業者の認定制度づくりなどを行います。また、地域の清掃を通じて、地域の人の輪や安全・安心の輪、町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪の拡大を目指します。



主体	取り組み内容
町	● 各区環境指導委員の協力を得て、空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などの町内一斉ごみゼロ運動を実施します。【くらし環境課】
町民 事業者	● 町内一斉ごみゼロ運動に参加しましょう。 ● 事業者がリーダーとなって清掃活動を実施しましょう。 ● 地域の清掃を通じた地域の人の輪や安全・安心の輪、町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げましょう。 ● ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。

3-2 健康増進でごみゼロ

本町では健康都市宣言を掲げ、健康な人づくり、まちづくりを進めている中で、河川や道路、公園などに落ちているごみを拾いながら歩いていただくウォーキング事業を開催します。また、家庭においても地域の環境をより良くするためウォーキングをしながらごみゼロを目指します。



主体	取り組み内容
町	● 既存のウォーキングマップなどを活用し、ごみを拾いながらウォーキングを行います。【くらし環境課、健康増進課】
町民 事業者	● 自治会やPTAなど地域単位や各家庭で散策し、ごみを拾いながらウォーキングを実施しましょう。

3-3 不法投棄ごみゼロ

愛鷹山麓などで発生している不法投棄をゼロにするため、不法投棄に関するパトロールの強化や罰則の周知、監視カメラの設置などを行います。



主体	取り組み内容
町	● 不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図ります。【くらし環境課】
	● 不法投棄の抑止のため不法投棄を行った者への罰則について周知するとともに、動画などにより若年層へ啓発します。【くらし環境課】
	● 不法投棄の防止を図るため、監視カメラや看板の設置等で啓発活動を継続して行います。【くらし環境課】
町民 事業者	● 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をしましょう。
	● 不法投棄パトロールに参加しましょう。



重点プロジェクトを検討した「長泉町 e まち町民会議」

広く町民や事業者の皆さんの意見を計画に反映するため、前期計画では「長泉町 e まち町民会議」を設置し、ワークショップ形式による計画案の検討を行いました。会議では毎回、グループ内で進行役や書記、発表者などの役割分担を行いながら、将来像の検討、重点プロジェクトの検討などを行いました。また、重点プロジェクトの検討過程では、「e まち庁内検討会」のメンバーと協働による検討も行いました。後期計画でも引き続き、e まち町民会議で検討した重点プロジェクトを踏襲・発展させていきます。

【参加者の意見・感想】（ふりかえりアンケートより抜粋）

- ❖ 長泉町の良さ、自然の恵みなど、長泉町の環境を考えるいい機会になりました。
- ❖ これから長泉町の環境づくりの一役を担うことができうれしく思います。
- ❖ みんなの気持ちが入った「望ましい環境像」が見えてきて良かったです。
- ❖ 参加者の環境に対する想いが伝わってきました。 など



町民代表・事業者代表として重点プロジェクトの検討に携わっていただきました。



ワークショップ形式により、自由な発想と合意形成、意見集約を行いました。



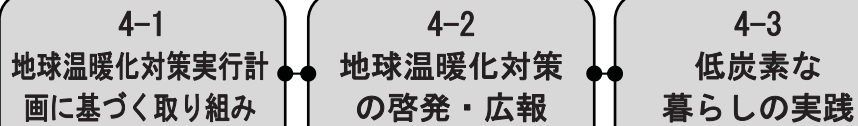
グループで話し合った結果は模造紙にまとめ、各会議の最後に発表しました。

重点
プロジェクト 4「地球温暖化防止を实践しよう！」
低炭素な暮らしを生み出す プロジェクト

■ 目的

本町では、平成 28 年度に「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。今後は本実行計画に基づき、地球温暖化対策に向けた啓発・広報を行うとともに、町民・事業者・町が連携協力して、低炭素な暮らしの実践を図っていきます。

■ 取り組み項目



■ 重点取り組みの内容

4-1 地球温暖化対策実行計画に基づく取り組み

平成 28 年度に策定した「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、町民・事業者・町が連携協力して温室効果ガスの削減に取り組みます。また、社会情勢や環境の変化に対応するために、定期的に計画の見直しを実施します。



主体	取り組み内容
町	● 「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、町全域の地球温暖化対策を実施します。
町民 事業者	● 「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進に協力しましょう。

4-2 地球温暖化対策の啓発・広報

地球温暖化対策を推進するためのあらゆる啓発・広報を行います。町では省エネルギーや節電に関する出前講座を実施します。また、ホームページや広報などを通じて地球温暖化に関する情報提供を充実させます。



主体	取り組み内容
町	● 省エネルギー・節電に関するふれあい出前講座を開催します。 ● ホームページや広報の活用による地球温暖化に関する情報提供を行います。
町民 事業者	● 省エネルギー・節電に関するふれあい出前講座を利用しましょう。 ● 地球温暖化に関する積極的な情報収集を行いましょう。

4-3 低炭素な暮らしの実践

町では町有施設に再生可能エネルギーや省エネルギー施設・設備を率先して導入するとともに、家庭や事業所における普及を図るため、補助制度の拡充を行います。一方、町民・事業者は再生可能エネルギー・省エネルギー施設・設備の導入を推進するとともに、日常生活や事業活動でできる省エネ行動やごみ減量を実践します。町・町民・事業者の各主体が率先して低炭素な暮らしを実践します。

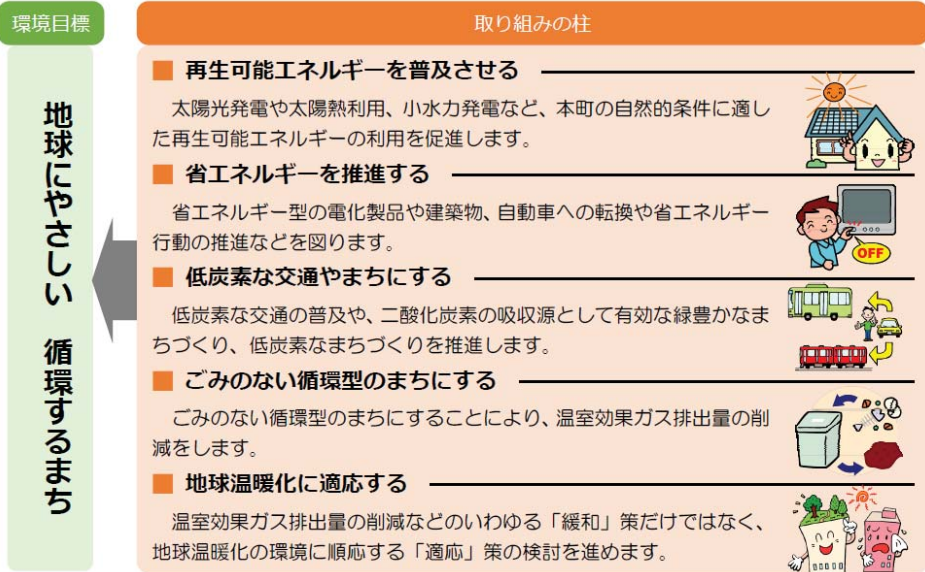


主体	取り組み内容
町	● 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの導入を促進するため、設置補助の実施や情報提供などを行います。 ● 家庭を対象に燃料電池コージェネレーションシステム、高効率照明（LED）などの設置に対する補助を行います。 ● 公共施設において、省エネルギー型の建築物を導入します。 ● 町の公共施設などに太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入するとともに、普及啓発や環境教育などに活用します。
町民 事業者	● 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入しましょう。 ● 燃料電池コージェネレーションシステム、高効率照明（LED）、蓄電池システム、高効率空調、高効率ボイラー、廃熱及び未利用熱利用などを導入しましょう。 ● 省エネルギー診断（うちエコ診断）、省エネナビやエネルギー管理システム（HEMS、BEMS、FEMS）を導入しましょう。 ● 日常生活や事業活動の中で省エネルギーを実践しましょう。



長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

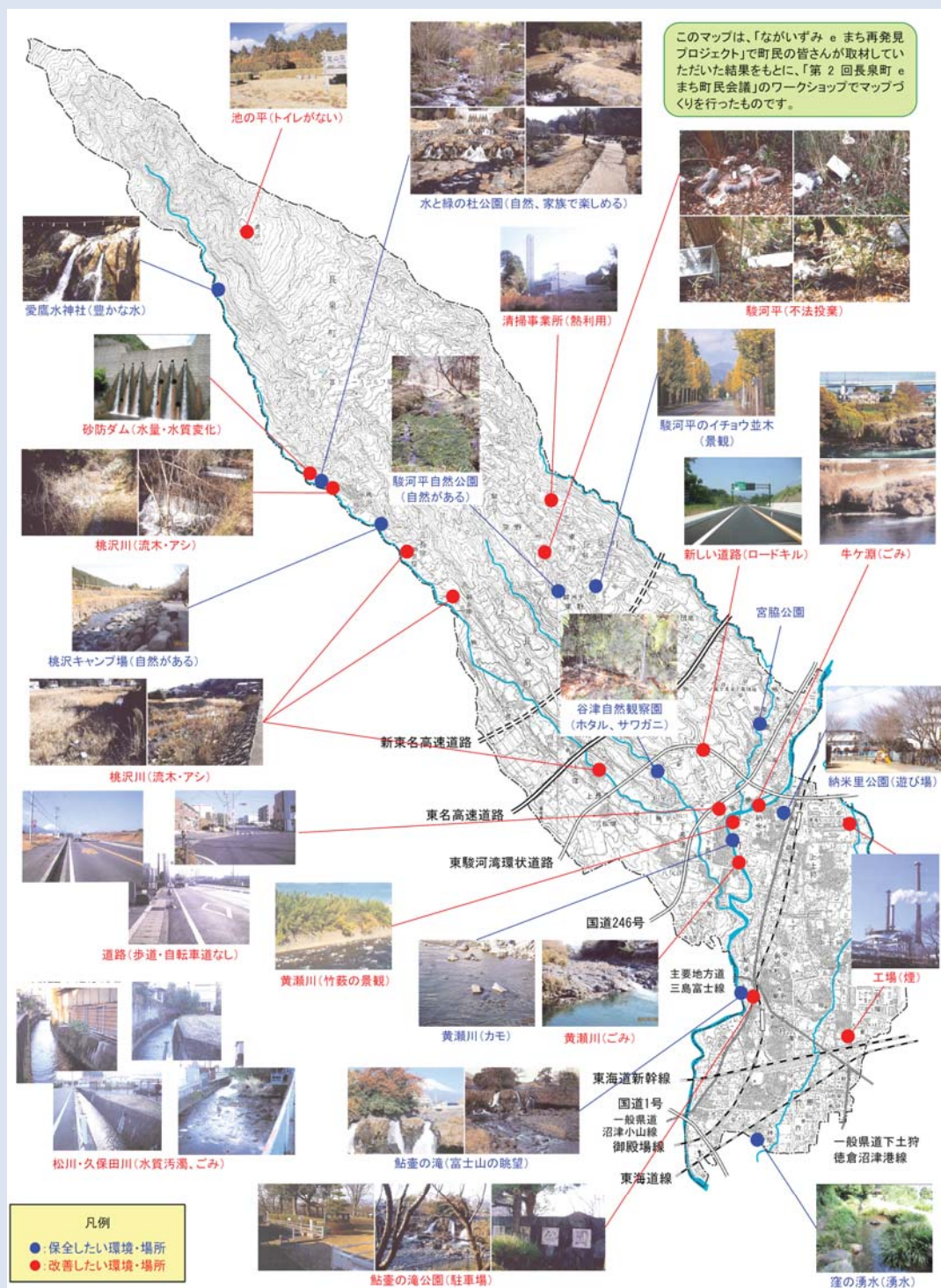
本町では平成28年度に「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。本実行計画では、環境基本計画の環境目標「地球にやさしい 循環するまち」の実現に向け、「再生可能エネルギーを普及させる」「省エネルギーを推進する」「低炭素な交通やまちにする」「ごみのない循環型のまちにする」「地球温暖化に適応する」の5つの柱を設定し、町・町民・事業者の取り組みを紹介しています。





ながいずみ e まち再発見プロジェクト

前期計画の策定に先立ち、町民の皆さんの視点から地域の環境について情報収集するため「ながいずみ e まち再発見プロジェクト」を実施しました。具体的には、e まち町民会議のメンバーの皆さんなどの協力を得ながら、町内の「保全・改善したい環境」について写真撮影や取材をしていただき、その結果を「ながいずみ e まち再発見マップ」としてまとめました。このマップを見ながら、環境課題の整理や重点プロジェクトの検討を進めました。



行動方針の見方は？

行動方針 1～16 を示しています。

行動方針

資料調査、アンケート調査、会議（e まち町民会議、e まち庁内検討会、環境審議会）の結果を踏まえて、環境の現状と課題をまとめています。

指標の名称、定義、現状値、5年後の数値目標を設定します。

①～④は重点プロジェクトに位置付けられているものを示します。

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
□□□□□□	○	□□□□課
□□□□□□	②	□□□□課
□□□□□□	○	□□□□課

[illegible]

長泉町環境基本計画

環境目標 1 人と自然が ともに生きるまち

行動方針 1 川や水をまもる



■現状と課題



本町の地下には表流水の数十倍にもものぼる伏流水があり、貴重な工業用水や生活用水となっていますが、愛鷹山水神社や窪の湧水などでは、湧水量が減少しつつあります。また、「長泉町環境基本計画（後期計画）」に関するアンケート（以後、アンケートと呼ぶ）によると、地下水や湧水に対する町民の満足度や重要度、町民及び事業者が行政に期待する施策などが多かったことから、水資源に対する町民や事業者の想いも強いことが分かります。

これらの状況を踏まえ、本町の産業や暮らしを支える重要な水資源を枯渇させないように、水源涵養や雨水の地下浸透、節水などの取り組みを町・町民・事業者が一体となって行っていく必要があります。

また、アンケートによると、町を代表する黄瀬川や桃沢川は、「将来に残したい環境・場所」として上位にあがっていますが、水辺のごみの散乱などについての課題が指摘されています。誤飲による生物への影響や美観の観点から、ごみのない水辺環境としていく必要があります。町内はもとより、管轄する県・国のほか、河川上流部の市町との連携・協力を強める必要があります。

■数値目標（*：累計）

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
河川清掃参加者数*	河川清掃に参加した人の数	2,490 人	3,500 人

■町の施策（①～④：重点プロジェクト）

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
地下水の保全と水質管理	○ 水の需要に対応するため、地下水の水質管理のための水質検査、基準値超過地点をはじめとした定点定期観測を継続して実施します。	上下水道課
	○ 節水についての啓発を行います。	くらし環境課
河川美化活動の実施	① 町内河川一斉清掃などの実施により河川美化を図り、同時に町民が現状の認識をすることにより、河川美化意識の高揚を図ります。	くらし環境課
	① 狩野川水系における水質の保全を促進するため、流域市町や企業及び各種団体などによる河川の環境美化活動を実施するとともに、より効果的な意識啓発の方法について検討します。	くらし環境課
	① 河川の滞留ごみはポイ捨てによるものも少なくないことから、定期的に清掃を行うとともに、河川のごみ一層の美化意識向上を目指します。	くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み (①～④：重点プロジェクト)

取り組み内容	町民	事業者
① 町内河川一斉清掃に参加しましょう。	★	★
○ 水は大切な資源であると認識して節水を心がけましょう。	★	★
① 河川へのごみのポイ捨てをしないようにしましょう。	★	
○ 河川環境の保全に向けた周辺市町や事業者組織による取り組みを理解して協力しましょう。	★	★



代表的な湧水

■愛鷹山水神社

元長窪にある愛鷹山水神社の裏手の渓谷には、コケラ石と呼ばれる竜のうろこを連想させる岩が連なっています。愛鷹山の伏流水は竜の口にあたる岩穴から湧き出して岩を刻み、神社の横で高さ3mの滝となって、水音を響かせています。湧き口までは立ち入ることができませんが、境内まで引かれているパイプから誰でも水をくむことができますため、多くの人がここを訪れて水をくんでいきます。



■窪の湧水（富士湧水池）

本町と清水町の町境にあたる段丘地に、本町内では唯一といわれる富士山の伏流水が湧き出しています。この湧水は、安政元年に発生した大地震の時、突然湧き出したと伝えられています。水源から50mほどのせせらぎ水路が整備されています。水路沿いの木々がもたらす緑陰とあいまって、涼しげな別天地をつくっています。

【資料：静岡県の湧き水100（静岡県）】



黄瀬川の名の由来

「キセ」とは崖や岸の意味があります。沖積平野を流れる狩野川に比べ、黄瀬川には河岸段丘が発達していて、納米里付近や鮎壺の滝から本宿まで切り立った崖が続いています。渡ることが困難な川という古代の人の印象から、キセの川（黄瀬川）となったと考えられています。

【資料：長泉町史・上巻】



環境目標 1 人と自然がともに生きるまち

行動方針 2 森をまもる



■現状と課題



愛鷹山の国有林や自然環境保全地域など、本町には自然豊かな森林が残っています。一方、人工林は9割以上が伐採適期を迎えていますが、分散していて施業の共同化が行いにくい状況にあります。このような森林は木材の生産のほか、水源涵養や災害防止、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を持っているため、健全な状態に維持することが重要です。そのため、森林の機能に応じた適切な対応を行うとともに、できる限り森林面積が減らないようにしていく必要があります。また、持続可能な森林

としていくためには、木材や間伐材が使われることが重要となります。今後は町が率先して地元の木を使いながら、町民や事業者にPRして、活用を図っていく必要があります。

アンケートによると、今後は自然環境の保全活動に参加したいと考えている町民・事業者も多いことが分かりました。その一方で、林業従事者は高齢化や担い手不足、木材の価格低迷などにより、その人数や組織が減少・弱体化しています。そこで、森づくりの新たな担い手として、町民ボランティアの力や事業者のCSR活動などを活用する仕組みを検討する必要があります。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
民有林の間伐面積*	民有林で1年間に間伐を行った面積	195ha	350ha

■町の施策 (①~④: 重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
総合的な森林管理	○ 長泉町森林整備計画に基づき、森林の保全・整備に努めます。	産業振興課
林道の整備	○ 森林組合と調整し、林道の整備を図っていきます。	産業振興課
在来種による森づくり	① 水と緑の杜公園における針葉樹から広葉樹への転換をはじめ、在来種による森づくりを推進します。	工事管理課
森林の保全と適正利用	○ 保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用を図るとともに、法令などの制限に従い、事業者に対し指導・助言等を行います。	産業振興課
	○ 森林の利用転換については、森林の多面的機能の低下を防止することに十分留意し、周辺の土地利用との調和を図りつつ対応するよう指導します。	産業振興課
	○ 森林の土地の形質の変更については、水害や水の確保への影響、環境悪化などに留意した上で森林の適正な利用が図られるように指導します。	産業振興課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
森林の保全と適正利用	○ 国有林については、国土の保全や水資源かん養などの公益的機能に優れていることから、水土保持を重視する森林として、林野庁静岡森林管理署と連携しながら保全を促進します。	産業振興課
森林施業の推進	○ 町有林の人工林については、適正な間伐を継続的に実施し、山林を保全していきます。	企画財政課
	○ 他の関連部署も含めて森林組合と打ち合わせ等を行い、森林施策の円滑な実行を図ります。	産業振興課
	○ 森林組合との連携を密にし、林業従事希望者には支援していきます。	産業振興課
	○ 里山林の森林整備の一環として町民参加型の植林・育成活動を行い、町民が森林づくりに関わる機会を提供します。	産業振興課
	○ 森林所有者と企業を1つのまとまりとして間伐に寄与する紙等を使用し、町内で豊かな森づくりを図ります。	産業振興課
	○ 森林所有者間による話し合いを実施し、施業実施協定を締結して計画的な森林整備を図ります。	産業振興課
	○ 事業者と協働による森林整備を推進するため、「しずおか未来の森サポーター」への参加を促進します。	産業振興課 くらし環境課
木製品の利用促進	○ 関係部署との調整により、具体的な活用方法を計画し、地元産木材の需要拡大に努めます。	産業振興課
	○ 公共施設の木造化や、木製品の高度利活用など、木材の積極的な利用を促進します。	産業振興課
	○ FSCやSGECなどの森林認証を受けた木製品、ふじのくに森の町内会「間伐に寄与する紙」などを積極的に活用するとともに、町民・事業者にも働きかけます。	産業振興課 くらし環境課
森林や里山でのイベントなどの意識啓発	① 水と緑の杜公園だけでなく、周辺施設も利用して森づくり事業やアマゴの放流など、様々な体験活動を関連部署と連携しながら推進します。	産業振興課 工事管理課 くらし環境課
	① 関連部署と連携しながら、水と緑の杜公園周辺でイベントを開催し、里山に関する意識啓発を図ります。	産業振興課

■ 町民・事業者に期待する取り組み (①～④：重点プロジェクト)

取り組み内容	町民	事業者
① 森づくりのための間伐や植林へ参加しましょう。	★	★
① 事業所敷地内の在来種による小さな森づくりを行いましょう。		★
① 森づくりを通じて、環境を大切に作る企業姿勢をPRしましょう。		★
○ 「しずおか未来の森サポーター」に参加しましょう。		★
○ FSCやSGECなどの森林認証を受けた木製品、ふじのくに森の町内会「間伐に寄与する紙」などを積極的に活用しましょう。	★	★
① 里山に関するイベントを自主的に開催しましょう。	★	
① 里山に関するイベントを環境学習に活用しましょう。	★	★

環境目標 1 人と自然が ともに生きるまち

行動方針 3 田畑をまもる



■現状と課題



農地は農作物の供給だけではなく、生物多様性や良好な景観形成、治水などの多面的機能を持っています。しかし、都市化や農業の衰退などにより、畑地や果樹園、水田などは住宅地や工場、道路などへ転用されて減少したり、耕作放棄地が発生しています。農家数や農家人口は減少し続けているため、農業後継者の育成を図るとともに、新規就農者や定年帰農者を増やすことが重要です。また、農業経営の基盤強化により、農地転用や耕作放棄地の発生を防ぐことも重要です。

アンケートによると、今後は有機農作物の利用をしたいという町民・事業者が多く、全国的にも食の安全性に関する意識が高まっています。農畜産業はその地域の大気、水、土壌を使って行われるため、環境に配慮した農畜産業は地域の環境保全や人の健康維持にもつながります。町内の四ッ溝柿やあしたか牛などの特産物を含め、地元の農畜産物を率先して購入し、食べる「地産地消」を推進することによって地域の農畜産業、そして地域の環境を守ることができます。また、減農薬や減化学肥料による環境保全型農業の推進を図るとともに、耕畜連携による環境への負荷を低減した循環サイクルを構築する必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
認定農業者数	認定農業者として登録されている経営体の数	15 経営体	25 経営体
学校給食での地場産品の使用割合（日）	学校給食で地場産品を 1 品でも使用している日の割合	80.8%	80.0%

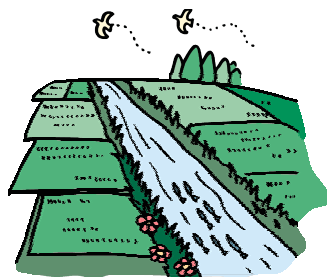
■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
総合的な農業振興と自然環境に配慮した土地利用	○ 長泉町農業振興地域整備計画などに基づき、計画的な農業の振興を図るとともに、耕作放棄地解消に力を入れ、農地の有効利用を図ります。	産業振興課
	○ 周辺の自然的土地利用に配慮しつつ、町の新たな活用創出の拠点となるよう、計画的な土地利用を誘導します。	建設計画課
	○ 長泉沼津 IC 周辺の開発は、自然的土地利用との調和を図りながら、物流関連産業等の誘致を推進します。	産業振興課
農地・水保全管理活動の支援	○ 地域ぐるみのさまざまな農地・水保全管理活動の指導・助言などの支援を行い、農村環境や農地などの保全や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。	産業振興課
農業生産基盤の整備	○ 農道については、緊急性の高い工事・修繕を優先的に実施し、耕作環境に支障の出ないよう努めます。	産業振興課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
農業の担い手づくりの推進	○ 水路については、農業生産基盤の改善を図るため、今後も地元要望に対し、修繕を継続していきます。	産業振興課
	○ 農業委員会と連携し、新たな担い手確保、認定農業者の育成に取り組んでいきます。	産業振興課
	○ 担い手に対して、経営の規模拡大を働きかけていきます。	産業振興課
地産地消の推進	○ 地産地消推進、食育活動を実施し、消費者に信頼される産地づくりを図ります。	産業振興課
	○ 町内保育園・幼稚園年長児を対象に食育に関するぬり絵を配布・展示し、特産品の普及や野菜摂取の重要性を呼びかけます。	健康増進課
	○ 地域食材を活かしたメニューを考案し、町民にレシピなどを提供します。	健康増進課
	○ 地域の特徴を活かした、長泉町の食文化や郷土料理などを広めます。	健康増進課
	○ 農業協同組合と連携し、地域食材の流通経路や販売方法を検討します。	産業振興課
食育の推進	○ 地域・学校・職場などとの連携、協働による食育を推進し、健全で豊かな食生活の実現及び地域農業・食文化の振興を図ります。	健康増進課 産業振興課
	○ 地域食材を活かした学校給食では、安心して安全な、おいしい給食の安定的な供給を図ります。	給食センター
環境保全型農業の推進	○ 環境保全型農業による減農薬、減化学肥料栽培の取り組みを周知し、支援していきます。	産業振興課
	○ 農業従事者を中心に土壌管理等を支援します。	産業振興課
	○ 家畜排泄物については適正に管理し、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに活用するため、技術の普及並びに意識の向上を図ります。	産業振興課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 地域ぐるみの農地・水・環境保全向上活動に参加しましょう。	★	★
○ 農業経営のスペシャリストである認定農業者になりましょう。		★
○ 地域食材の積極的な購入や、地域の食文化・郷土料理の継承などにより、地産地消に協力しましょう。	★	★
○ 家庭や職場などで食育を行いましょう。	★	★
○ 減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業を行い、安心安全な農産物を提供しましょう。		★
○ 環境保全型農業を行っている農家の農作物を購入しましょう。	★	★



環境目標 1 人と自然が ともに生きるまち

行動方針 4 生きものをまもる



■現状と課題



資料調査によると、町内では1,666種の動植物が確認されており、山地や里地里山などの環境には、さまざまな動植物が生息・生育しています。しかし、近年では市街地が増加しており、動植物の生息・生育できる環境は減少しています。また、山地を開発した道路などでは、野生動物のロードキル（轢死）が発生しており、生息・生育地の減少や分断により、動植物が絶滅する可能性が高まると考えられます。ちなみに、静岡県版レッドリストの掲載種は、本町でも127種が確認されています。今後はこれらの絶滅の可能性のある動植物について広く周知し、注意喚起するとともに、貴重な動植物の保護について検討する必要があります。

一方、町内では特定外来生物のブルーギルのほか、生態系被害防止外来種などの外来生物が確認されており、生態系や農林水産業への被害が懸念されています。そのため、外来生物法について町民・事業者にも周知するとともに、特定外来生物の駆除・防除に向けた取り組みが必要です。

さらに、シカやイノシシなど、特定の野生鳥獣の個体数が増加したり、生息地が山麓へ移動することなどにより、人の生活や農林業への被害が報告されています。これらの動植物については、生態系や人の健康などを守るために適正に管理していくことが重要です。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
水生生物観察会の参加人数*	水生生物観察会に参加した人の数	348人	530人

■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
自然環境の保全・整備	○ 地元住民とともに愛鷹山の自然環境の保全整備に努めます。	産業振興課 くらし環境課
自然観察会や保護活動の実施	○ 河川に生息する水生生物の種類により水質の状況を判断する目的で、水生生物調査を町民参加のもとで定期的に行います。 ○ 環境美化運動推進協議会や地域団体などと連携し、桃沢川にアマゴの稚魚を放流します。	くらし環境課
町民の自然保護思想の高揚	○ 町民の自然保護思想の高揚を図り、必要に応じ周辺市町と協力しながら広域的な対応を図り、町民へPRします。	産業振興課 くらし環境課
鳥獣保護と有害鳥獣対策の推進	○ 有害鳥獣防護柵等設置費補助金の活用を促すとともに、法令に基づく有害鳥獣捕獲業務を町猟友会に委託し、農畜産物被害の防止に努めます。	産業振興課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 親子で水生生物調査に参加しましょう。	★	
○ 自然環境や動植物を守ることの重要性について理解して行動しましょう。	★	★
○ 外来生物について知り、外来生物法を遵守した取り組みを行いましょう。	★	★
○ 収穫していない作物や生ごみの管理や防護柵の設置などにより、有害鳥獣による被害を未然に防止しましょう。		★



絶滅の可能性のある動植物

昔は身近な生き物であったメダカやホタルも、今では絶滅の可能性のある種として「静岡県版レッドリスト」に掲載されています。本町でもかつては、ホタルを見ることができましたが、今ではごく限られたエリアに残るのみとなっています。また、メダカは静岡県全体では「絶滅危惧Ⅱ類」に分類されますが、県東部・伊豆地域に限定すれば「絶滅危惧ⅠA類」にランクが上がり、より絶滅の可能性が高まります。このような生きものが絶滅しないよう、生息環境を含めて保護していく必要があります。



メダカ（絶滅危惧ⅠA類※）
※県東部・伊豆地域における区分



水や生きものとふれあうイベント

■水生生物観察会

本町では、水とのふれあいや水質浄化に対する意識高揚を目的として、水生生物による水質判定を毎年行っています。平成28年度の桃沢野外活動センターでの調査では、ヒラタカゲロウやヘビトンボ、カワゲラなどのきれいな水に生息する水生昆虫が多く見られ、水質階級1の「きれいな水」と判定されました。そのほか、コガタシマトビケラやカワニナ、サワガニなど、たくさんの種類が確認されました。



ヒラタカゲロウとヘビトンボ

■アマゴの放流

長泉町環境美化運動推進協議会は毎年、町内の幼稚園とともに桃沢川の上流でアマゴの稚魚を放流しています。放流は自然環境の保全を目的に行う恒例行事となっており、地元のNPO法人や事業者などのメンバーも参加しています。



アマゴの放流

環境目標 2 心地よく 住みやすいまち

行動方針 5 自然とふれあう



■現状と課題



アンケートによると、自然とのふれあいの場所についての町民の満足度が高く、将来に残したい環境・場所として鮎壺の滝や駿河平自然公園が多くなっています。本町には愛鷹山麓や桃沢川などを中心に自然とふれあえる場所が多く分布しています。これらの場所は、人々の憩いの場となっているだけでなく、環境教育・環境学習の場所としても大きな役割を果たしているため、あらゆるタイプのふれあいの場が充実し、利用しやすい環境が整っていることが望ましいと考えられます。

平成 21 年度には水と緑の杜公園の整備が完了しました。同公園は「ながいずみ e まち再発見プロジェクト」でも、「大自然を感じる」「家族でも気軽に來ることができる」などの理由から、その活用に期待がかけられています。今後は、あらゆるメディアを活用してふれあいの場の PR を行うとともに、ふれあいの場で行われる自然観察会などのイベントを地域活動団体などと連携して充実させていく必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
桃沢野外活動センターの利用者数	桃沢野外活動センターを利用した人の数	34,385 人/年	35,000 人/年

■町の施策 (①～④：重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
自然とのふれあいの場の創出	○ レクリエーション需要に対応するため、利用者のニーズに沿った野外活動施設などの整備を図り、自然環境活用型の森林の有効利用を進めて町民が自然に親しむ場を創出します。	産業振興課 健康増進課
	○ 水と緑の杜公園などの水辺を活かした個性ある環境を維持・管理します。	工事管理課 建設計画課
	○ 桃沢野外活動センターは、利用者をより多く獲得できるよう魅力的な事業の企画運営について指定管理者に依頼し、人と自然とのふれあいを促進します。	健康増進課
ふれあいイベントの実施	○ 水と緑の杜公園だけでなく、周辺施設も利用して森づくり事業やアマゴの放流など、様々な体験活動を関連部署と連携しながら推進します。	産業振興課 工事管理課 くらし環境課
	① 水生生物観察会の実施、魚の放流、川遊びなど、親子で水と親しむイベントを企画し、利用者の増加を目指します。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
ふれあいの場のネットワーク化や紹介による活用	○ 街中から愛鷹山麓に位置する観光・レクリエーションスポットへのアクセスが向上するように幹線道路の整備を促進します。	工事管理課 建設計画課
	○ 公共サインや歩行者サインによる誘導を行います。	工事管理課
	○ 河川や水路、寺社林や屋敷林など、街なかに残る自然を保全します。	建設計画課
	○ ハイキングコースのマップを配布し、自然とのふれあいを促進します。	産業振興課
	○ 地域の特性に十分配慮し、歩行者空間整備事業を推進します。	工事管理課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 桃沢野外活動センターなどの野外活動施設を積極的に使いましょう。	★	
○ ハイキングコースのマップを活用しましょう。	★	
① 水遊びイベントなど、自然とふれあえるイベントに積極的に参加しましょう。	★	
○ 屋敷林や工場内の緑地などを自然とのふれあいの場として残して活用しましょう。	★	★



町内の主な自然とのふれあいの場

■四季を通じて楽しめる「駿河平自然公園」

長さ 130mの吊り橋や芝生広場、展望台、湧水を利用したせせらぎや池などが整備された総面積約 4.3ha の公園です。桜の名所としても知られており、周辺にはクレマチスの丘やビューフェ美術館、井上文学館などがあり、四季を通して多くの人々が訪れます。



■愛鷹山ハイキングコースの起点「長泉町森林公園」

森林公園は町の北西部、池ノ平（標高 846m）の南東斜面にあり、総面積約 12.9ha の広大な森の公園です。昭和 53 年にできたこの公園の中には総延長 1,715mの散策路や休憩所、展望場、トイレなどが整備されています。池ノ平展望公園やつるべ落としの滝に続くハイキングコースの起点にもなっています。



■野外活動の拠点「桃沢野外活動センター」

桃沢地域の自然の中で、宿泊や野外体験活動を通して、健康増進を図るための施設です。野外には炊事場やキャンプ場があるほか、桃沢川では水遊びができます。また、水と緑の杜公園に続く遊歩道が整備されています。



環境目標 2 心地よく 住みやすいまち

行動方針 6 公園や緑をふやす



■現状と課題



公園緑地はレクリエーションの場としてだけでなく、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育場所など、さまざまな役割が期待されています。本町の場合、人口増加率や出生率が県内1位となるなど、子育て世代の人口が急増しており、それに伴って公園緑地のニーズも高まっています。また、アンケートでは、町内にはたくさんの公園があるものの小さい公園が多く、小学生以上の子どもが遊べるような広い公園が少ないという指摘もありました。公園緑地の整備には、

その量と質の両面が問われていると考えられます。そこで、人口増加に対応した計画的な公園の整備・管理を行うとともに、町民のニーズにあった公園緑地とするため、協働による公園計画づくりや公園管理を推進していく必要があります。

また、本町はクレマチスの出荷や、クレマチス・竹類などの美術館・植物園が人気の観光スポットとなっているなど、緑や花がひとつのキーワードとなっています。また、町と町民との協働により、県立静岡がんセンター周辺道路の花壇を花で飾るフラワーロード事業を実施しています。今後もあらゆる場所に緑や花を増やしていくためには、公共施設での緑化を進めるとともに、家庭や事業所における緑化の推進が必要です。また、地球温暖化対策にも効果的な屋上緑化や壁面緑化などの普及啓発も行っていく必要があります。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
町民 1 人当たりの公園広場の面積	公園広場の合計面積を人口で割った数	10.4m ² /人	11.0m ² /人
公共施設の花苗配布数*	平成 16 年度以降に、公共施設に配布した花苗数 (累計)	271,750 本	419,434 本
花壇コンクール参加数*	平成 19 年度以降に花壇コンクールに参加した件数	156 件	264 件
町民が管理する花壇数	町民が管理している花壇の数	78 箇所	80 箇所

■町の施策 (①～④: 重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
公園緑地の保全と整備・活用	○ 広場整備を推進するとともに、公園・広場の空白地域において用地取得の調査を継続します	建設計画課
	○ 駿河平自然公園の施設改修工事など、町のシンボルとなる公園を整備します。	工事管理課
	○ 子どもから高齢者まで、幅広い世代が一緒に集う憩いの場として、鮎壺公園を整備・維持管理します。	建設計画課 工事管理課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
公共施設・公園・道路などの緑化推進	② 各公共施設では、施設内の緑化木等の維持管理、フラワーポットによる緑化を推進します。	各施設
	② 身近な広場整備を進めるとともに、新設の都市計画道路整備では街路樹を植栽します。	建設計画課
	② 公共施設への花の配布、ハンギングバスケットの設置を推進します。	工事管理課
	② 小さな広場やスペースの緑化を推進します。	工事管理課
	② 希望する地区に緑花を配布するとともに、配布する緑花の品種の変更について検討します。	工事管理課
	② 地域が管理する花壇などの整備を行います。	工事管理課
	○ 町民との協働によるがんセンター周辺の道路の花壇管理を継続します。	工事管理課
家庭や事業所における緑化推進	② まちじゅう緑花に関するふれあい出前講座を開催します。	工事管理課
	② 園芸講習会（ガーデニングスクール）を開催します。	工事管理課
	② 緑花維持管理リーダーの人材を育成します。	工事管理課
	② 花と緑のコンクールを開催します。	工事管理課
	② ゴーヤの苗を配布し、つる性植物による緑のカーテン事業を普及します。	くらし環境課
	○ 土地利用事業指導、開発許可や景観計画の届出において、緑地の確保を適切に指導します。	建設計画課
	○ 工場立地法に基づく緑地率の周知・指導に努めます。	産業振興課

■町民・事業者に期待する取り組み（①～④：重点プロジェクト）

取り組み内容	町民	事業者
② 地区や公民館などにおいて町から配布された緑花の手入れを行います。	★	
② 雨水貯留槽を設置して散水などに活用しましょう。	★	★
② 緑花のふれあい出前講座へ積極的に参加しましょう。	★	
② 花の時期や水やりなど、管理方法を学習しましょう。	★	
② 花と緑のコンクールに参加しましょう。	★	★
② 生け垣や花壇などによる緑化を進めましょう。	★	★
② 緑のカーテンを設置しましょう。	★	★
○ 開発面積に応じた緑化率の基準を遵守しましょう。		★
② 剪定枝や生ごみを使用し、土の再生をしましょう。	★	★



水と緑の杜公園

愛鷹山と桃沢川の溪流沿いにある「水と緑の杜公園」は、自然との共生をテーマとし、川の地形を生かしながら芝生広場や遊歩道、つり橋、あずま屋、バイオトイレなどが整備されています。水遊びや小鳥のさえずりを聞きながらの散策などを楽しむことができます。町民やNP0、長泉町と協働による公園管理や体験活動、観光イベントなどを行い、地域の活性化に貢献しています。このような実績が評価され、「21世紀の“人と建設技術”賞」をはじめ、数々の受賞をしています。



水と緑の杜公園

環境目標 2 心地よく 住みやすいまち

行動方針 7 きれいな風景や歴史をのこす



■現状と課題



本町は富士山や愛鷹山への眺望、県の天然記念物やジオポイントに指定されている鮎壺の滝などの景観資源に恵まれており、アンケートや「eまち町民会議」では、保全したい環境として「駿河平のイチョウ並木」などがあげられました。このような景観資源の保全を今後も図っていく必要があります。その一方、景観を阻害するものとして、高層マンションや電線類、手入れ不足の竹林などの意見が多くあげられました。自然景観に調和しない人工構造物や屋外広告物、荒廃した自然景観の多くは、

好ましくない景観として人々に認識されます。逆に自然環境と調和した街の景観は、住んでいる人や訪れる人に好印象を与え、地域活性化につながる例もあることから、調和した景観となるような町全体での取り組みが大切です。

本町には県指定天然記念物の「下土狩のイチョウ」や町指定史跡の「麦原塚古墳」など、20件の指定文化財があります。また、「eまち町民会議」では城跡や寺社などの歴史の面影を残す歴史資源を保全したいという意見が出ています。このような歴史的・文化的資源を残していくことは、まちの魅力の向上につながることから、今後もできる限りの保存・保護を行うとともに、周知するための資料や案内板の充実を図る必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
景観に対する町民の満足度☆	町民アンケートで「景観が素晴らしい」に「満足」「やや満足」と回答した人の合計	68.3%	72.0%

☆町民アンケートで「景観が素晴らしい」に「満足」「やや満足」と回答した人の合計（無回答を除く）。

■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
総合的な景観形成の推進	○ 景観条例、景観形成基本計画、景観計画等に基づき、良好な景観形成を推進します。	建設計画課
自然景観の保全	○ 愛鷹山麓の緩斜面に広がる山林や斜面緑地、農地について、管轄する法律に基づき指導・助言に努めていきます。	産業振興課
	○ 景勝地や名所として親しまれてきた滝、淵、湧水などを、伊豆半島ジオパークのジオポイントなどとして保全します。	産業振興課 生涯学習課 (文化財展示館)
	○ 景観条例に定める眺望点の指定に向けて、調査や必要な整備を進めます。	建設計画課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
都市景観の創造	○ 景観形成基本計画、景観計画等に基づき、良好な都市景観の形成を推進します。	建設計画課
	○ 公園や公共公益施設では、デザイン・色彩・造形に配慮し、町民が親しみの持てる景観をつくります。	建設計画課 工事管理課 健康増進課
	○ 道路やその沿道は、景観形成基本計画、景観計画等に基づき、建築物、屋外広告物の届出制度等を活用し、良好な景観形成を推進します。	建設計画課 工事管理課
	○ 都市計画道路高田上土狩線の無電柱化を計画するとともに、既存幹線道路の無電柱化を検討します。	建設計画課
	○ 既成市街地内の工場は、修景や緑化を進め、周辺環境と調和する景観とします。	建設計画課 産業振興課
歴史的景観資源の保護	○ 史跡などの文化財について、説明板などの設置や文化財展示館を拠点とした文化財情報を提供します。	生涯学習課

■町民・事業者に期待する取り組み (①～④：重点プロジェクト)

取り組み内容	町民	事業者
○ 敷地内に残る古木など、良好な街並みを形成する景観資源の保全に協力しましょう。	★	★
○ 住宅や事業所を新築・改修する際には、周辺の景観に調和した色彩やデザインとしましょう。	★	★
② 生け垣や花壇などによる緑化を進めましょう。	★	★
○ 屋外広告物の規制を遵守しましょう。		★
○ 文化財について関心を持ち、保護活動に協力しましょう。	★	



鮎壺の滝

黄瀬川の中流にかかる鮎壺の滝は、本町と沼津市の境界にあり、県指定の天然記念物となっています。「鮎壺」の名は、ここで鮎の遡上が止められ、滝つぼに群れていたことに由来するといわれています。高さ約9m、幅約65mで、溶岩の間から流れ落ちる迫力ある景観が見られます。滝の周囲は鮎壺公園として整備され、春には滝と富士山、桜が一望できる絶景ポイントとして、お花見の名所にもなっています。下流に架かるつり橋から眺める景観も、一層素晴らしいものがあります。

鮎壺の滝は、地質学的には約1万年前に富士山から流出した三島溶岩流の末端付近に位置しています。滝では三島溶岩流の断面を観察でき、溶岩流の下には愛鷹ローム層の一部と思われる黄褐色ロームの地層があります。また溶岩流の底面には、複数の溶岩樹型が見られます。



鮎壺の滝と富士山

環境目標 2

心地よく 住みやすいまち

行動方針 8

落ちているごみをなくす



■現状と課題



アンケートによると、ポイ捨てによるごみの散乱や不法投棄に対する町民の関心度は高く、満足度は低くなっています。また、「ながいずみeまち再発見プロジェクト」では、黄瀬川に散乱するごみや、駿河平・桃沢川の不法投棄の問題の指摘が多く、たばこのポイ捨て、犬のふんなどを改善したいという意見もありました。ポイ捨てによるごみの散乱はマナーの問題が大きな要因であることから、平成9年に施行した「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」を周知するとともに、町民や事業者の環境美

化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくりを継続的に行っていく必要があります。一方、山間部では依然として不法投棄が無くならない状況にあります。不法投棄は回収・処理のコスト増大だけでなく、その場所の大気や水、土壌を汚染するなど、被害は甚大になる可能性があります。今後は罰則の周知やパトロールによる監視強化、清掃による捨てにくい環境づくりなど、県や警察、周辺市町との連携による総合的な取り組みが不可欠です。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
清掃の日参加延べ世帯数*	清掃の日に参加した延べ人数 (累計)	35,258 世帯	46,800 世帯
不法投棄防止パトロール日数	1年間に不法投棄防止のためのパトロールを行った日数	200 日/年	200 日/年

■町の施策 (①～④: 重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
ポイ捨てごみ対策の実施	○ 空き缶の投げ捨て防止や再資源化の啓発について住民意識の高揚を図ることを目的とし、空き缶拾い活動(ごみゼロ運動)を実施し、さらに日頃の啓発によって日常的なごみ捨ての抑制を目指します。	くらし環境課
	③ 各区環境指導委員の協力を得て、空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などの町内一斉ごみゼロ運動を実施します。	くらし環境課
	③ 既存のウォーキングマップなどを活用し、ごみを拾いながらウォーキングを行います。	くらし環境課 健康増進課
不法投棄対策の推進	③ 不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図ります。	くらし環境課
	③ 不法投棄の抑止のため不法投棄を行った者への罰則について周知するとともに、動画などにより若年層へ啓発します。	くらし環境課
	③ 不法投棄の防止を図るため、監視カメラや看板の設置等で啓発活動を継続して行います。	くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み (①～④：重点プロジェクト)

取り組み内容	町民	事業者
③ 町内一斉ごみゼロ運動に参加しましょう。	★	★
③ 事業者がリーダーとなって清掃活動を実施しましょう。		★
③ 地域の清掃を通じた地域の人々の輪や安全・安心の輪、町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げましょう。	★	★
③ 自治会やPTAなど地域単位や各家庭で散策し、ごみを拾いながらウォーキングを実施しましょう。	★	
③ 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をしましょう。	★	★
③ ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。	★	★
① ごみが散乱しないよう空き缶回収箱などの管理を徹底しましょう。		★
③ 不法投棄パトロールに参加しましょう。	★	★



ながいずみ歩こうマップ

水と緑豊かな長泉町の自然にふれながら、家族や仲間とウォーキングを楽しんでいただくため、「ながいずみ歩こうマップ」を発行しました。マップでは駿河平、上長窪、南一色、桜堤遊歩道、健康ながいずみ、原分、本宿等の各9コースについて、距離や所要時間、ルート、主な見どころなどを紹介しています。本計画では、このマップを活用してごみを拾いながらのウォーキングを計画する予定です。



不法投棄パトロール

町では山間部や町内ステーションへの不法投棄を防止するため、パトロールの実施や不法投棄ごみの回収、仮バリエードの設置、不法投棄者の特定及び指導などを行っています。しかし、近隣市町からの流入ごみが増化傾向にあることや、投棄された箇所が分散化の傾向にあり、柵の設置などの対策を講じた部分以外の箇所にも投棄が広がるなど、新たな課題が生じています。



山間部の不法投棄（駿河平）

環境目標 3 水や空気がきれいで 安全なまち

行動方針 9 きれいな水の環境にする



■現状と課題



本町は豊富な地下水に恵まれており、町の産業や暮らしを支える大切な資源になっています。町では河川水質を毎年測定するとともに、水生生物調査による河川水質の判定を実施しています。アンケートでも、町民が最も重要だと感じているのは「水質汚濁がない」ことであるため、今後もあらゆる方法により定期的な水質の点検を行っていく必要があります。

一方、地下水の有機塩素系化合物は町内 36 地点で測定を行っていますが、テトラクロロエチレンが環境基準を超過している場所があります。地下水は一度汚染されると回復するまでに長い時間がかかることから、汚染が確認されている場所では、今後も監視を続けるとともに、状況に応じた対策を講じていく必要があります。

本町の下水道や合併処理浄化槽を含めた污水处理人口普及率は、年々増加し、それに伴って河川の水質は概ね改善傾向にあります。しかし、下水道が整備された地域であっても、下水道への接続を行わなければ効果はなく、さらに各家庭・事業所からの汚濁負荷量を減らしていくことも大切なことです。そのため、今後も下水道や合併処理浄化槽の整備を推進していくとともに、下水道が整備された地域では、下水道への早期接続を働きかけていく必要があります。また、家庭や事業所から油や洗剤、食べ残しなどの汚濁負荷量を低減するよう啓発を行うとともに、廃食用油の回収などを推進する必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
黄瀬川環境基準達成率	黄瀬川における BOD の環境基準達成率	100%	100%
公共下水道普及率	公共下水道人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100	70.6%	75.3%
污水处理人口普及率	(公共下水道 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100	83.6%	88.3%

■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
水質の監視	○ 河川の水質汚濁を防止するため、定期的な水質調査を行うなど、監視体制を強化するとともに、市街化による田畑の減少、企業の移転等により水量が減少しているため、測定箇所の見直しを検討します。	くらし環境課
	○ 河川に生息する水生生物の種類により水質の状況を判断する目的で、水生生物調査を町民参加のもとで定期的に行います。	くらし環境課
	○ ゴルフ場で使用される農薬による河川への影響調査を隔年で実施します。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
生活排水処理施設の普及促進	○ 処理開始区域内の全世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう、戸別訪問などの啓発活動を実施し、普及に努めます。	上下水道課
	○ 公共下水道への接続が可能な地域において、汲み取り及び単独浄化槽などで処理を行っている方々へは、接続切り替えの指導を行い、し尿及び浄化槽汚泥の排出を抑制します。	上下水道課
	○ 公共下水道の整備予定区域以外のエリアについては補助金を活用して転換されるよう啓発を行い、合併処理浄化槽の設置を促進します。	くらし環境課
汚濁負荷量の低減	○ 使用済みの植物油（天ぷら油）の自主回収を広報誌等でPRし、自主回収の促進をします。	くらし環境課
広域的な連携による水質保全	○ 狩野川水系における水質の保全を促進するため、流域市町や企業及び各種団体などによる河川的环境美化活動（河川清掃・アマゴの放流・河川美化ポスター募集）を行います。	くらし環境課
	○ 有機塩素系化合物などの取扱い事業所の把握と指導を行うとともに、水質検査を行います。	くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 親子で水生生物調査に参加しましょう。	★	
○ 公共下水道処理開始区域では速やかに公共下水道に接続しましょう。	★	
○ 公共下水道処理開始区域以外では合併処理浄化槽の導入を進めるとともに、定期的な管理を徹底しましょう。	★	
○ 水質汚濁の規制を遵守するとともに、事業排水の浄化設備を設置して汚水を削減しましょう。		★
○ 河川環境の保全に向けた周辺市町や事業者組織による取り組みを理解して協力しましょう。	★	★



生活排水による水質汚濁

単独浄化槽の場合、台所や洗濯で使用了生活排水は直接、川に流れていくため、水質汚濁の原因となります。例えば、家庭から天ぷら油 500mlを流したら、魚たちが川にすむことができる水質（BOD 5mg/ℓ以下）にするためには、風呂おけ 500 杯分のきれいな水が必要となります。川をきれいにするために、私たち一人ひとりができることを考えてみましょう。

【川をきれいにする家庭での気づかい】

- ◆ 油は使い切るよう工夫し、捨てるときは新聞紙などに染みこませて処理する。
- ◆ 流しの三角コーナーや排水口に水切り袋などを置く。
- ◆ 米のとぎ汁は、捨てないで植木や花などにかける。
- ◆ 洗たく洗剤は、決められた量を計って使う。
- ◆ 風呂の残り湯は、洗たくや掃除に使う。
- ◆ 浄化槽の点検と清掃を定期的に行う。
- ◆ 身近な川や排水路の清掃に協力する。



環境目標 3 水や空気がきれいで 安全なまち

行動方針 10 きれいな空気と静かな環境にする



■現状と課題



本町の大気汚染や騒音、悪臭などの苦情の多くは事業所や家庭に起因するものです。事業所が発生源のものは、個別法による規制・指導や立ち入り検査、公害防止協定の締結により未然に防止していくことが必要です。一方、家庭から発生する野焼きや近隣騒音など是对応が難しいことが多くなっています。各種メディアによる啓発を強化するとともに、当事者同士の相互理解を進め、問題の解決に努めていく必要があります。

本町は広域交通網の要所となっており、交通の流れは街中の一般県道沼津小山線や主要地方道大岡元長窪線などから国道 246 号へと変化しましたが、両県道は依然として混雑が続いています。また、「e まち町民会議」では、生活道路の多くは狭く危険で、自転車の利用にも支障があるという意見がありました。このように、自動車の利用が増える背景にはモータリゼーションの進展のほか、公共交通機関や自転車などが利用しにくいという理由があると考えられます。道路環境の改善による渋滞解消や自転車の利用しやすい道路整備をはじめ、循環バスなどの公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
大気・騒音 苦情件数	公害苦情のうち、大気汚染と騒音に関する苦情数	5 件/年	10 件以下/年

■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
大気や騒音振動の監視	○ 県と連携して、大気汚染や騒音・振動の測定を行うとともに、大気測定について定期測定の必要性を検討します。	くらし環境課
	○ 道路交通量の多い地点について騒音測定を実施するとともに、幹線道路や高速道路の特に交通量の多い地点での定期測定の必要性について検討します。	くらし環境課 建設計画課
工場などによる大気汚染や騒音・振動の発生抑制	○ 県と連携して、工場・事業所における大気汚染物質の規制基準の遵守はもとより、一層の排出削減のため、工場・事業所に対する規制・指導を行います。	くらし環境課
交通による大気汚染や騒音・振動の発生抑制	○ 効果的な都市計画道路の整備により道路ネットワークの構築を進め、交通渋滞などの発生を抑制します。	建設計画課 工事管理課
	○ 統一性を持った道路案内板の整備、公共サインの充実、駐輪場の適正利用を図るなど、道路や鉄道に関連する施設の整備を進め、人や車が道路をより安全に利便よく利用できる環境を整えます。	建設計画課 工事管理課 地域防災課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
	○ 都市計画道路開通に合わせた運行経路等の再検討、バスの乗り方教室の実施など、公共交通機関の利用促進や、新規バス路線の誘導を図り、交通渋滞の解消や環境への負荷を低減します。	企画財政課
	○ 道路交通騒音、振動公害について、道路管理者に対して改善に向けた取り組みを要望します。	建設計画課 くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み

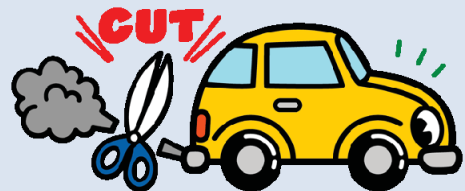
取り組み内容	町民	事業者
○ 野焼きをしないようにしましょう。	★	★
○ 工場や事業所からの大気汚染・騒音・振動の規制を遵守し、より一層の環境負荷削減に努めましょう。		★
○ 道路交通センサスや調査に協力しましょう。	★	★
○ 自動車の利用を避け、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を心掛けましょう。	★	★
○ 道路整備について、理解・協力をしましょう。	★	★
○ 自動車の急発進や急停止などをせずにエコドライブを心掛け、アイドリング音を出さないようにしましょう。	★	★
○ 近隣の迷惑になるような大きな音や振動を出さないようにしましょう。	★	



エコドライブ 10 のススメ

「エコドライブ」とは環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことであり、省エネルギーとともに自動車から排出される窒素酸化物などの排出削減につながり、大気汚染対策にも有効なものです。自動車を運転する際には、以下に示すようなエコドライブを実践しましょう。

- ① 不要な荷物を積まないようにしましょう。
- ② エンジンがかけたらすぐに出発しましょう。
- ③ やさしい発進を心がけましょう。
- ④ 車内を冷房で冷やし過ぎないようにしましょう。
- ⑤ 無用なアイドリングはやめましょう。
- ⑥ エンジンブレーキを積極的に使いましょう。
- ⑦ 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
- ⑧ 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害などの情報をチェックしましょう。
- ⑨ タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。
- ⑩ 渋滞などを招くことから、違法駐車はやめましょう。



【資料：チャレンジ 25 キャンペーン ホームページ】

環境目標 3 水や空気がきれいで 安全なまち

行動方針 11 公害や化学物質の問題をなくす



■現状と課題



本町の公害苦情は大気汚染、騒音、悪臭に対するものが多く、全国的にダイオキシン類が問題となった平成13年度には、約100件近い苦情が寄せられたこともあります。公害苦情を未然に防ぐため、事業所には公害防止協定の締結や立ち入り検査の実施、町民には発生した苦情へ速やかな対応と解決を図っていくことが必要です。かつて公害苦情は、工場などから発生することがほとんどでしたが、近年では近隣騒音や野焼きなど一般家庭が当事者となるケースも多くなっており、法令などによる規制だけでは対応が難しくなっています。そのため、町民のマナー啓発や相互のコミュニケーションを図ることが重要です。

また、ダイオキシン類など人の健康や生態系に悪影響を与える恐れのある化学物質のほか、町内の各事業所からは多種多様の化学物質が大気中、水中、廃棄物中に放出・移動していると考えられます。化学物質の不適切な流出・放出が、地下水汚染や土壌汚染などに結びつかないように適切な管理が求められます。大規模事業所では、PRTR制度に基づく化学物質管理の徹底を呼び掛けるとともに、中小規模の事業所や家庭においても、化学物質の使用量や適正な廃棄手法の選択などを徹底する必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
公害苦情件数	公害苦情件数の年間件数	6件/年	15件以下/年
公害防止協定締結数	町が公害防止協定を結んでいる事業者の数	35社	43社

■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
公害の未然防止と苦情への対応	○ 内陸フロンティア推進区域、がんセンター周辺、既存工業団地周辺への企業立地を推進し、市街地の住工混在の解消や無秩序な宅地化の防止などに努め、適正な土地誘導を図り、計画的な市街地整備を図ります。	企画財政課 建設計画課
	○ 町内企業に環境対策への協力を求めるため、環境保全協定などの締結を拡大させ、町と事業者との連携体制の確立を進めて、事業者の自主的な環境への負荷の低減を促進します。	くらし環境課
	○ 工場などに対し、県と連携して定期的な立入調査を実施するとともに、きめ細かな公害対策の指導に努めます。	くらし環境課
	○ 公害苦情に対しては、早期の解決を模索するとともに、再発防止に向けた対応方法も検討していきます。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
化学物質の管理	○ 有害化学物質を使用している企業に対し、使用量などの調査を実施するとともに、県の情報提供に注意し、使用企業に対して代替品などの検討を図っていきます。	くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 日常生活に関する公害については、町民同士や地域内で解決するよう心がけましょう。	★	
○ 公害防止協定を締結するとともに、立ち入り調査に協力しましょう。		★
○ 洗剤や農薬をはじめとする化学物質の使用を極力減らしましょう。	★	★
○ 化学物質の適切な管理や廃棄を徹底して、環境中への放出を防ぎましょう。	★	★



公害

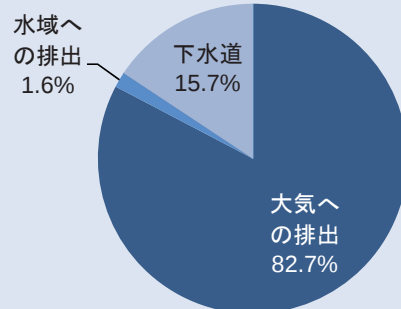
環境基本法では、事業活動その他の活動に伴って、相当範囲にわたって、人の健康や生活環境に被害が生ずることを「公害」と定義しています。公害には、「典型7公害」と呼ばれる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭があります。しかし、近年では各事業所の環境に対する意識も向上しており、町に寄せられる公害苦情の件数は減少してきています。



PRTR 制度と化学物質

PRTR 制度（化学物質の排出移動量登録制度）とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、「事業所から環境（大気・水・土壌）への排出量」と「廃棄物や下水道による事業所外への移動量」を事業者自ら把握して国に届け出るとともに、国はそれを公表する制度です。

環境省によると、平成26年度における長泉町からの第1種指定化学物質の排出・移動量合計は139,969kg/年で、そのうち大気への排出が115,738kg/年（82.7%）、公共用水域への排出が2,268kg/年（1.6%）、下水道への移動が21,963kg/年（15.7%）となっています。本町は第2次産業が盛んなまちであるため、化学物質の排出量・移動量も多い傾向があります。



第1種指定化学物質の排出・移動
（平成26年度・長泉町）

【資料：PRTR インフォメーション広場】

環境目標 4 地球にやさしい 循環するまち

行動方針 12 ごみを少なくする



■現状と課題



町民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの大部分は紙や生ごみ、木竹などの有機性廃棄物となっています。再資源化率はやや減少傾向となっており、今後は不用品活用バンクをはじめ、再利用や再資源化を促進する取り組みの活発化が必要です。

ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であり、町民一人ひとりの意識に関わる問題です。町民・事業者がごみ問題全体について関心をもち、実際の行動に結びつく施策の推進が必要です。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
1人1日当たりごみ排出量	ごみ総排出量÷人口÷365日	724 g/人・日	695 g/人・日
再資源化率	(直接資源化量+施設処理による資源化量)÷総ごみ処理量×100	23.5%	29.1%
生ごみ処理機器補助基数*	助成を行った生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の基数(累計)	1,153基	1,390基

■町の施策 (①～④: 重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
ごみ減量に向けた総合的な施策の検討	○ 一般廃棄物処理基本計画の策定時には、廃棄物減量等推進審議会を設置し、町民・事業者との連携がとれた実現性の高い施策の検討などを行います。	くらし環境課
ごみの発生抑制(リデュース)の推進	○ レジ袋削減に関する協定の締結やマイバッグの持参、簡易包装、グリーン購入の推進など、ごみの減量につながる販売・購入スタイルを普及するとともに、協定締結店舗の増加を目指します。	くらし環境課
	○ 水切りの徹底、生ごみ処理機器への補助、EMぼかしを使った生ごみ処理の推進代替への支援、他市町の事例研究などにより、生ごみの減量を推進します。	くらし環境課
	○ ごみの排出にかかる公平性の確保、ごみ処理経費の負担軽減を図るため、生活系直接搬入ごみの有料化を検討します。	くらし環境課
	○ 適正処理の指導、多量排出者への減量化計画の作成指導、木屑処理機を利用した再資源化・バイオマスエネルギーとしての活用などにより、事業系ごみの減量を促進します。	くらし環境課
	○ 庁内の文書や町が配布する資料は、電子媒体を活用することにより、ペーパーレス化の推進を図ります。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
ごみの発生抑制（リデュース）の推進	○ 展開検査の頻度を高めたり、再資源化が可能な品目について受け入れを制限するなどにより、直接搬入ごみの減量を推進します。	くらし環境課
ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進	○ フリーマーケット・バザーの開催支援、不用品活用バンクの利用促進など、再利用を促進するイベントの支援やしきみづくりを行います。	くらし環境課
	○ 集団回収や店頭回収を奨励します。	くらし環境課
	○ 廃食用油の廃油ステーション増設の検討や、剪定枝などの再資源化を推進します。	くらし環境課
	○ 広報などを活用した堆肥の活用方法の紹介や、堆肥の回収、流通ルートの検討など、生ごみの堆肥化の推進を図ります。	くらし環境課
ごみに関する普及啓発・調査研究	○ 家電4品目の適正処理をPRし、小型家電の回収及び再資源化を図ります。	くらし環境課
	○ アルミ缶回収や地域清掃活動、焼却場等への社会科見学、出前講座など、学校教育との連携による意識啓発をします。	くらし環境課
	○ 広報や出前講座、生涯学習講座などを活用し、町民・事業者への情報提供と意識啓発を図ります。	くらし環境課
	○ イベントやキャンペーン・ごみ処理施設の見学による意識啓発を図ります。	くらし環境課
	○ 「廃棄物減量等推進審議会」の運営や廃棄物に関するデータの収集・蓄積などにより、ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討を行います。	くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み（①～④：重点プロジェクト）

取り組み内容	町民	事業者
○ マイバックの持参によるレジ袋の削減に協力・協賛しましょう。	★	★
○ 必要なものを必要な量だけ購入しましょう。	★	
○ 簡易包装や裸売りなどの徹底、箸やスプーンなど商品以外の付属物を必要最低限にして容器包装を減らしましょう。		★
○ 使い捨て商品は購入・販売を自粛し、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品を選びましょう。	★	★
○ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に登録されている販売店を積極的に利用しましょう。	★	
○ 生ごみの水切りや堆肥化によりごみを減量しましょう。	★	★
○ 食品廃棄物の発生抑制と再資源化に努めましょう。		★
○ 「廃棄物処理法」の多量排出事業者は、減量化計画を作成しましょう。		★
○ ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得しましょう。	★	★
○ ごみゼロ運動に参加しましょう。	★	★
○ フリーマーケットや不用品活用バンクを活用しましょう。	★	
○ 資源の集団回収や店頭回収に協力しましょう。	★	★
○ 廃食用油の回収に協力しましょう。	★	★
○ 小型家電のリサイクルに協力しましょう。	★	
○ マイボトルやマイカップを持参しましょう。	★	★

環境目標 4 地球にやさしい 循環するまち

行動方針 13 ごみを運んで処理する



■現状と課題



本町ではごみを5区分・12種・21分別により収集し、中間処理施設で焼却、ストックヤードでの分別などを実施した後に、PFI方式による最終処分場で処理しています。「eまち町民会議」では、ごみの分別指導、くらし環境課の環境対策とPRなどについての意見がありました。ごみを分別収集し、運搬して適正処理するというごみ処理の安全性や効率性が求められます。

最終処分場の容量には限りがあることから、最終処分量が少なくなるような分別の徹底・指導を行うとともに、中間処理施設や最終処分場における環境対策の徹底とPRなどを図る必要があります。また、ごみの減量や資源化、分別や適正処理などについて、町民一人ひとりの意識を変えていくことが重要です。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
最終処分場の埋立ごみ搬入量	最終処分場へ搬入を行った埋め立てごみ量	1,372 t/年	1,497t/年
最終処分場の1人当たり埋立ごみ搬入量	最終処分場へ搬入を行った埋め立てごみ量÷人口	32.1 kg/人・年	35.6kg/人・年

■町の施策 (①～④：重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
効率的な収集・運搬	○ 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」の活用、不適切排出のごみ袋へのレッドカード貼り付けなどにより、分別排出の周知徹底を図ります。	くらし環境課
	○ 民間の古紙・紙パック拠点回収があるため、今後の拠点回収のあり方について研究し、拠点回収を促進します	くらし環境課
	○ 各自治会との協力による管理体制を強化するなど、ネットの整頓を含めてステーションの適正管理をします。	くらし環境課
	○ 個別訪問によるごみ収集「にこにこ収集」を継続し、ごみ出しの困難な高齢者や障がい者に対する支援を行います。	くらし環境課
	○ ステーションの場所や車両の車種など、効率的な収集・運搬方法の検討をします。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
適切な中間処理の実施	○ できるだけ有償となるよう、質の高い資源物を確保するとともに、適正な再資源化ルートを選定をします。	くらし環境課
	○ 再資源化量を正確に把握するため、計量を充実します。	くらし環境課
	○ 焼却場の適正な維持管理を行います。	くらし環境課
	○ ごみ処理の広域的な取り組みについて推進します。	くらし環境課
適切な最終処分の実施	○ 前最終処分場の適正管理、PFI 事業者に対する監理など、最終処分場の適正な維持管理を行います。	くらし環境課
	○ 最終処分場の延命化を図るため、埋め立てごみの発生抑制を広く呼びかけます。	くらし環境課
	○ 不適物の混入を防止する啓発を行います。	くらし環境課
	○ 事業者に対する産業廃棄物の最終処分場への持ち込み禁止を徹底し、自ら処理するよう指導します。	くらし環境課
適切な汚泥処理の推進	○ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の効率化、収集経路の適正化などを行い、収集サービスの質が低下しないよう許可業者への指導を行います。	くらし環境課
	○ し尿及び浄化槽汚泥の処理を行ういずみ苑では、第2次包括的運営管理業務を導入し、適切な運営管理を図ります。	裾野市長泉町衛生施設組合
	○ 乾燥焼却設備の撤去工事を実施し、工事期間から発生した脱水汚泥を外部搬出処理します。	裾野市長泉町衛生施設組合
	○ 脱水汚泥の外部搬出処理を行います。	裾野市長泉町衛生施設組合

■町民・事業者に期待する取り組み (①～④：重点プロジェクト)

取り組み内容	町民	事業者
○ 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」を参考にごみの減量化や分別の徹底を図りましょう。	★	
○ 画鋏やカミソリなどの危険物を混入させないようにしましょう。	★	
○ ガスボンベやライターなどは決められた方法で排出するようにしましょう。	★	
○ ネットの整頓を含め、ごみステーションを清潔で安全に利用できるように心掛けるとともに、自治会での管理に協力しましょう。	★	
○ 自力でごみ出しが困難な場合（高齢者・障がい者のみ）は、戸別訪問によるごみ収集「にこにこ収集」を活用しましょう。	★	
○ 販売店では、本町で収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の処理に協力しましょう。		★
○ 焼却場や最終処分場の見学などにより、ごみ処理の現状を理解しましょう。	★	
○ 最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくしましょう。	★	★

環境目標 4 地球にやさしい 循環するまち

行動方針 14 地球温暖化を止める



■現状と課題



町全域からの温室効果ガス排出量は、平成 17 年度と平成 24 年度を比較するとほぼ横ばいですが、特に家庭やオフィスなどからの温室効果ガスが著しく増加しています。また、総排出量はそのまま何も対策を行わない場合、平成 32 年度には平成 17 年度比で 6.6% 増加すると予測されます。そのため、平成 28 年度に策定した「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を着実に推進し、町民・事業者とともに温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があります。

また、本町では自動車保有台数が増加し、交通量の増加による慢性的な道路渋滞などが発生しています。そのため、交通から発生する温室効果ガスの削減にも取り組んでいくことが求められます。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
町公用車の低公害車の導入割合	町が所有する公用車に占める低公害車の割合	32.6%	65%
太陽光発電設置件数*	太陽光発電の設置に対して補助を行った件数（累計）	619 件	770 件
アースキッズ参加者数*	平成 19 年度以降、アースキッズに参加した人の数（累計）	1,291 人	2,500 人
うちエコ診断受診世帯数	うちエコ診断を受診した世帯数（累計）	20 世帯	125 世帯

■町の施策 (①～④: 重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
地球温暖化対策の総合的な実施	④ 「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、町全域の地球温暖化対策を実施します。	くらし環境課
	○ 「長泉町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、町施設のエネルギー使用量の削減、廃棄物の削減などにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります。	くらし環境課 企画財政課 各施設
太陽光発電・太陽熱利用システムの普及	④ 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの導入を促進するため、設置補助の実施や情報提供などを行います。	くらし環境課
	④ 町の公共施設などに太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入するとともに、普及啓発や環境教育などに活用します。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
その他の再生可能エネルギーの導入	○ 町内にある小水力発電施設について PR するとともに、事業者が小水力発電を導入する際に、手続きなどのアドバイスをを行います。	くらし環境課
	○ ごみ収集車に廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を使用し、バイオマスエネルギーなどの利用を促進します。	くらし環境課
	○ 公共施設に太陽風力ハイブリッドシステムや小型風力発電、地中熱利用システムの設置、小水力発電の導入の可能性について検討します。	くらし環境課
省エネルギーな機器等への転換	④ 家庭を対象に燃料電池コージェネレーションシステム、高効率照明（LED）などの設置に対する補助を行います。	くらし環境課
	○ 蓄電池システム、高効率空調、高効率ボイラー、廃熱及び未利用熱利用の普及促進を図ります。	くらし環境課
	○ 省エネルギー診断（うちエコ診断）の推進、省エネナビやエネルギー管理システム（HEMS、BEMS、FEMS など）の導入促進を図ります。	くらし環境課
	○ 省エネ法の特定事業者として、公共施設におけるエネルギーの使用の合理化を図ります。	くらし環境課
	○ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などの次世代自動車及び充電設備の設置や低燃費車を普及促進するとともに、公共施設に電気充電・水素充填設備の設置を検討していきます。	くらし環境課 企画財政課
省エネルギーな建築物への転換	④ 公共施設において、省エネルギー型の建築物を導入します。	くらし環境課
	○ 次世代エネルギー基準適合した省エネルギー型の住宅・建築物を普及促進するとともに、「住宅性能表示制度」（住宅の品質確保の促進等に関する法律）や「住宅省エネラベル」（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の情報を提供します。	くらし環境課
	○ 省エネルギー性能の低い既存建築物に対して、省エネ改修や ESCO 事業等を促進します。	くらし環境課
省エネルギー行動の推進	○ 子どもたちに家族の環境リーダーになってもらい、家庭での地球温暖化防止の取り組みを進めるアースキッズ事業を推進します。	くらし環境課
	○ イベント時には温暖化防止を啓発するための展示などを行います。	くらし環境課
	④ 省エネルギー・節電に関するふれあい出前講座を開催します。	くらし環境課
	④ ホームページや広報の活用による地球温暖化に関する情報提供を行います。	くらし環境課
	○ 緑のカーテンコンクールなど、省エネルギーに関するイベントを開催し、意識啓発を図ります。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
省エネルギー行動の推進	○ 町内の先進的な地球温暖化対策の取り組みを紹介し ます。	くらし環境課
	○ 公民館など地域のクールスポットづくりによる地域 全体の省エネ推進を図ります。	くらし環境課
	○ 打ち水についての広報を行います。	くらし環境課
	○ エコドライブを推進するとともに、ノーカーデーの 実践、時差出勤などを普及促進します。	くらし環境課
低炭素な交通の普及	○ 効果的な都市計画道路の整備により道路ネットワ ークの構築を進め、交通渋滞などの発生を抑制します。	建設計画課 工事管理課
	○ 統一性を持った道路案内板の整備、公共サインの充 実、駐輪場の適正利用を図るなど、道路や鉄道に関 連する施設の整備を進め、人や車が道路をより安全 に利便よく利用できる環境を整えます。	建設計画課 工事管理課 地域防災課
	○ 福祉や交通を含めて都市全体の構造を見直すため に、コンパクト・シティ・ネットワークを進めます。	各担当課
	○ 「立地適正化計画」、東駿河湾パーソントリップ調 査結果等を踏まえ、将来の公共交通を検討します。	建設計画課
	○ 地域それぞれの実情に合わせた生活交通のあり方に ついて検討を進めます。	建設計画課
	○ バスの乗り方教室、バス路線図の作成、自治会への 説明等を実施します。	企画財政課
	○ 民間路線バス事業者に対して、運行補助金を交付し ます。	企画財政課
	○ JR 沿線の自治体等と鉄道の利便性向上等の働き掛け を行います。	企画財政課
	○ 道路の整備に合わせて、バス路線を見直します。	企画財政課
	○ バス車両のバリアフリー化など、誰もが利用しやす い利便性の高い公共交通の実現を図ります。	企画財政課
低炭素なまちづくりの推進	○ コンパクトなまちづくりを推進するための「立地適 正化計画」を策定します。	建設計画課
	○ 省エネルギー型の街路灯などの設置を推進します。	建設計画課
	○ 低炭素型のスマートタウンや工業団地の整備を普及 促進します。	産業振興課
	○ 都市計画事業や再開発事業においては、コージェネ レーションシステムの導入や建物間における電気・ 熱エネルギーの融通など、地域エネルギーシステム を採り入れたまちづくりの構築を図ります。	建設計画課
	○ 事業者と町の間で「環境創造型まちづくりにおける 連携に関する協定」を締結し、環境と経済の好循環 なまちづくりを行います。	くらし環境課
地球温暖化への適応	○ 人の健康や都市生活、農畜産業や自然環境に対する 影響の緩和、災害の減災など、地球温暖化に対する 適応策についての施策を推進します。	くらし環境課 各担当課

■町民・事業者に期待する取り組み (①～④：重点プロジェクト)

取り組み内容	町民	事業者
④ 「長泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進に協力しましょう。	★	★
④ 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入しましょう。	★	★
○ 小水力発電、小型風力発電、地中熱利用システム、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーを積極的に活用しましょう。		★
○ 再生可能エネルギーについての理解を深め、普及拡大に協力しましょう。	★	★
④ 燃料電池コージェネレーションシステム、高効率照明（LED）、蓄電池システム、高効率空調、高効率ボイラー、廃熱及び未利用熱利用などを導入しましょう。	★	★
④ 省エネルギー診断（うちエコ診断）、省エネナビやエネルギー管理システム（HEMS、BEMS、FEMS）を導入しましょう。	★	★
○ 省エネ法の特定期事業者はエネルギーの使用の合理化を図りましょう。		★
○ より環境負荷の小さなエネルギーの調達方法、二酸化炭素排出量の少ない燃料への転換を進めましょう。		★
○ 自動車を買うに替える時には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車などの次世代自動車を選びましょう。	★	★
○ 次世代エネルギー基準に適合した住宅・建築物を選択しましょう。	★	★
○ 省エネルギー性能の低い既存住宅や建築物は、省エネ改修やESCO事業などを行いましょう。	★	★
○ 「住宅性能表示制度」や「住宅省エネラベル」を活用しましょう。	★	
④ 日常生活や事業活動の中で省エネルギーを実践しましょう。	★	★
④ 省エネルギー・節電に関するふれあい出前講座を利用しましょう。	★	★
④ 地球温暖化に関する積極的な情報収集を行いましょう。	★	★
○ 省エネルギーに関する意識啓発イベントへ参加しましょう。	★	★
○ 地球温暖化対策の取り組みの町への報告や提案を行いましょう。	★	★
○ 地域のクールスポットを積極的に利用しましょう。	★	
○ 環境自主行動計画の策定や環境マネジメントシステムなどを取り入れ、省エネルギーの取り組みを継続的に改善しましょう。		★
○ ノーカーダーを実践するとともに、徒歩や自転車による移動を心がけ、バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用しましょう。	★	★
○ エコドライブを心がけましょう。	★	★
○ 住宅を購入する場合は、低炭素型の住宅地などを選択しましょう。	★	
○ 町との間で「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」を締結し、環境と経済の好循環なまちづくりに協力しましょう。		★
○ 熱中症の予防や対処方法について習得し、実践しましょう。	★	★
○ 蚊が繁殖しにくい環境づくりを心がけましょう。	★	★
○ 保水性建材や高反射性塗装の活用、風の道や水路の整備、貯留した雨水の散水利用などにより、ヒートアイランド対策を実施しましょう。		★
○ 農業や畜産業に関する温暖化への適応策を実践しましょう。	★	★
○ 災害の関心を高め、適応の対策に協力しましょう。	★	★

環境目標 5 みんなで環境をまもり つくり出すまち

行動方針 15 環境について学び活動する



■現状と課題



環境問題を解決するためには、家庭や学校、職場や社会活動の場などのあらゆる場面において、町民一人ひとりが環境保全と創造に向けて積極的に行動していくことが大切です。このような人材を育成するためには、環境について学ぶ場所や機会づくりが不可欠です。本町では小・中学校の総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動、一般家庭などを対象としたアースキッズ事業や親子水生生物観察会などによって環境教育を実施しています。しかし、アンケートによると、環境教育・環境学習に関する満足度は低いため、幼児から大人、家庭から地域、学校、職場など、あらゆる成長段階や場所における総合的な環境教育・環境学習が必要です。

民間団体や企業などの一部では環境保全活動を積極的に行っています。また、アンケートによると、町民が今後行いたい取り組みとして「環境保全の実践」「環境学習体験への参加」などが上位となっています。ちなみに、町民が将来に残したい環境・場所として鮎壺の滝や愛鷹山水神社の湧水、駿河平自然公園などが上位にあげられているため、これらの場所での環境保全活動を活性化することが望まれます。

■数値目標 (*: 累計)

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
環境に関する講座や教室の参加者数*	環境に関する講座や教室に参加した人の数 (累計)	405 人	460 人

■町の施策 (①～④: 重点プロジェクト)

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
環境教育・環境学習の推進体制の強化	○ 自然豊かな長泉町の環境を守り、共生していくために、環境学習推進の体制を強化します。	くらし環境課 こども育成課
	○ 長泉町の自然や環境の様子をまとめたリーフレットなどを作成し、学校に配布します。	くらし環境課 こども育成課
	○ 静岡県地球温暖化防止活動推進センターと協働で環境学習を行い、環境問題に取り組みます。	くらし環境課 こども育成課
	○ 現在行っている自然教室・遠足・社会科見学などに環境教育・環境学習を取り入れます。	こども育成課
	○ 環境学習の地域指導者を養成できる組織育成に努めます。	くらし環境課
	○ 緑の少年団活動を推進します。	工事管理課
	① 森づくりを総合学習に取り入れるための組織づくりに努めます。	くらし環境課

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
環境について学ぶ機会や場所の提供	○ 自然観察会や生活排水、リサイクルについての学習会開催（学校の長期休業中など）などを通じて、環境保全意識の高揚を図るとともに、日常生活、地域に密着した幅広い取り組みを進めます。	くらし環境課 こども育成課
	○ 学校との連携により、ポスター・作文などのコンクールを実施し、環境教育の啓発に努めます。なお、展示方法の改善などにより、事業効果の向上ができないかについても検討します。	くらし環境課 こども育成課
	○ 主体的に環境保全に取り組む児童生徒を育成するため、児童会・生徒会活動を通して意識を高めていきます。	こども育成課
	○ 環境問題や再利用・再資源化を学習する展示コーナーや町のイベントなど、環境学習の場が提供できるか検討します。	くらし環境課
	○ 桃沢野外活動センターは、利用者をより多く獲得できるよう魅力的な事業の企画運営について指定管理者に依頼し、人と自然とのふれあいを促進します。	健康増進課
環境保全活動の活性化	○ 町民や事業者、環境保全団体などによる環境保全活動に目を向け、行政主導でない環境活動の活性化を目指して支援します。	くらし環境課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 家庭や職場で積極的に環境学習を行いましょう。	★	★
○ 学校における環境教育に協力し、子どもが学んだことを親子で実践しましょう。	★	
○ 緑の少年団活動に参加・協力しましょう。	★	★
○ 自然観察会や学習会に参加しましょう。	★	★
○ 地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。	★	★



アースキッズ事業

アースキッズ事業は毎年、町と静岡県、静岡県地球温暖化防止活動推進センターが連携しながら実施しているものです。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。

取り組みの成果や現状をレポートとして受け取ることができ、これがその後の継続的な実践の大きなきっかけとなります。今後は参加家庭を拡大し、長期継続的な取り組みとすることが必要です。



アースキッズ事業

環境目標 5 みんなで環境をまもり つくり出すまち

行動方針 16 環境について知る



■現状と課題



本町では「長泉の環境行政」や「広報ながいずみ」、町のホームページなどを活用して環境情報の発信を行っていますが、アンケートによると、環境情報の整備・活用についての町民の満足度が低くなっています。また、環境保全の取り組みや事業の環境負荷などをとりまとめた環境報告書を発行している事業所が増えています。このような環境情報を活用することは、環境教育や環境保全活動の促進にもつながると考えられます。そのため、今後はあらゆるメディアを通じ、町民や事業者のニーズ

に合った環境情報の充実を図っていく必要があります。また、町の環境行政の環境報告書のほか、町内の事業者による環境報告書の発行を促進していく必要があります。

■数値目標

指標	定義	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
環境情報に対する町民の満足度*	町民アンケートで「環境情報が整備・活用されている」に「満足」「やや満足」と回答した人の合計	51.2%	55.0%

☆町民アンケートで「環境情報が整備・活用されている」に「満足」「やや満足」と回答した人の合計（無回答を除く）。

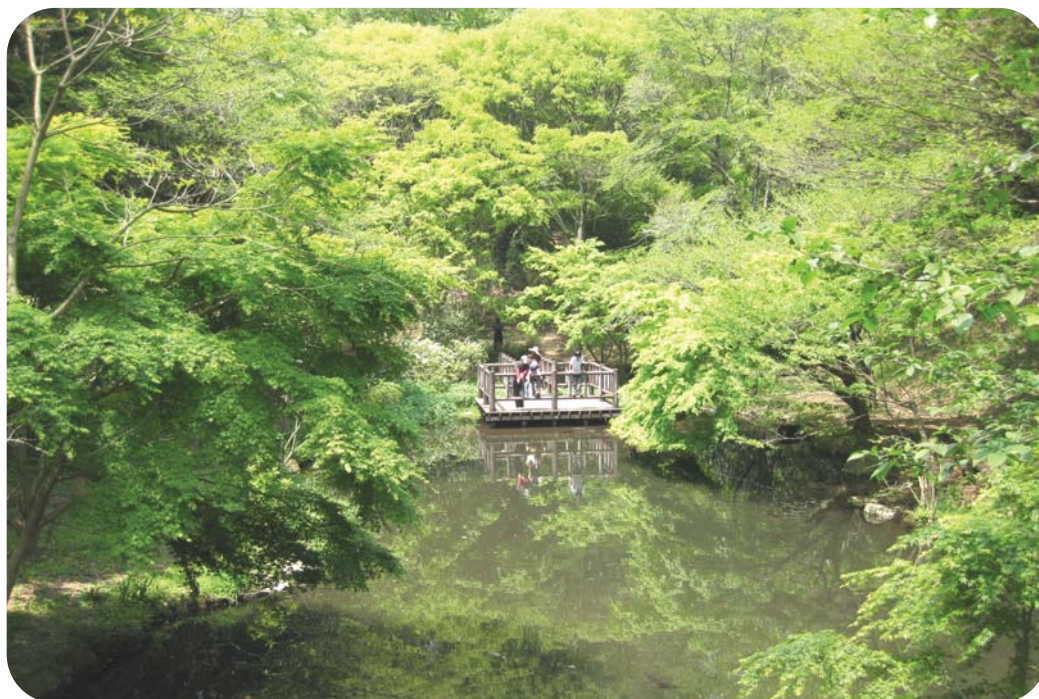
■町の施策

取り組みの方向	取り組み内容	担当課
町の環境情報の提供	○ 「長泉の環境行政」の作成、町のホームページなどで環境情報の公表を行います。 ○ 環境保全に積極的に取り組みをしている地区を紹介します。	くらし環境課
環境情報の環境教育への活用	○ 小中学校での総合的な学習の時間にインターネットを使用します。	こども育成課

■町民・事業者に期待する取り組み

取り組み内容	町民	事業者
○ 町の提供する環境情報に関心を持ち、活用しましょう。	★	★
○ 各地区における環境情報を発信しましょう。	★	★
○ 環境基本計画の進捗状況をまとめた年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案を出しましょう。	★	★
○ 事業者による環境に関する取り組み状況を示した環境報告書を作成して公表しましょう。		★

第5章 推進体制・進行管理



第1節 推進体制

第2節 進行管理

第1節 推進体制



本計画を確実に推進していくためには、町・町民・事業者などの各主体が自らの責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

そこで、本章では計画の推進のため各主体に期待される役割、庁内の横断的組織や各主体の協働による組織などについて示します。

1 町

町は本計画の策定や進行管理、施策・事業の総合的な推進を図るとともに、町民・事業者が行う環境保全活動の支援・協力を行います。

■e まち庁内会議

環境基本計画に掲げた重点プロジェクトや、町の施策・事業などを総合的かつ計画的に進めていくためには、庁内各課の連携が不可欠です。そのため、横断的な庁内推進組織である「e まち庁内会議」を設置し、関係各課の環境保全に係る施策・事業を調整します。また、計画の進捗状況について把握し、その公表、点検・評価、見直しを行います。

■各担当課

各担当課で施策や事業を行う際には、環境基本計画に基づく環境への配慮を織り込むとともに、町民や事業者の取り組みの推進に対する支援などを積極的に行います。

■事務局

くらし環境課がe まち庁内会議やe まち町民会議、環境審議会などの各種会議の調整を行うとともに、町民や事業者と町を結ぶ窓口として機能する事務局を担当します。

2 町民・事業者

町民及び事業者は、環境保全及び創造の取り組みを積極的に推進していくとともに、町が実施する施策・事業の推進に協力します。また、地域組織や民間団体・NPO での活動への参加や、企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、事業者自らによる積極的な環境保全活動の拡大が望まれます。

■e まち町民会議

e まち町民会議は、町民や事業者などの代表者で組織され、特に重点プロジェクトをはじめとした施策・事業の推進に関するサポートやチェックを行います。

■地域活動団体・NPO など

自治会をはじめとした地域で活動する団体やNPO などの組織は、地域の実情の把握や情報の収集・発信を図るに当たって効果的な組織であり、町全体で施策を実施する上でも重要な役割を果たします。

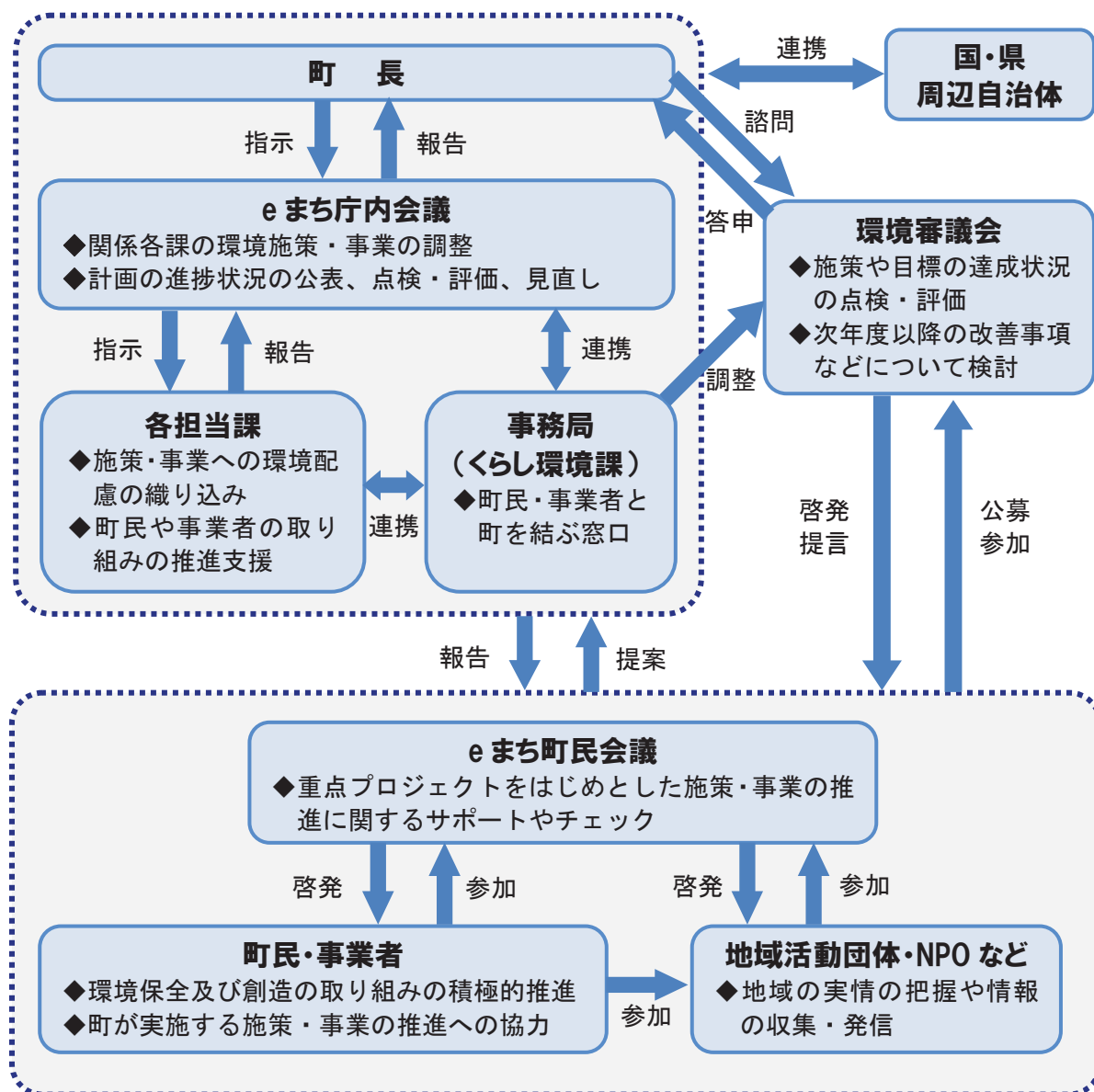
③ 環境審議会

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するための町長の附属機関であり、長泉町環境基本条例第15条に基づいて設置します。

庁内推進組織がとりまとめた町の施策・事業や目標の達成状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

④ 国・県・周辺自治体

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺自治体や県、国などとの連携に努めていきます。



計画の推進体制イメージ

第2節 進行管理



環境基本計画を着実に推進していくため、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、継続的改善の仕組み（Plan、Do、Check、Action のPDCAサイクル）を導入します。

① 計画の策定 (Plan)

町は町民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。計画の策定時には、長泉町環境審議会が町長からの諮問に対する審議を行い、その結果を町長へ答申します。

また、毎年度、年次報告書の点検・評価や施策・事業の見直しなどを図り、総合計画の実施計画などに反映していきます。

② 計画の推進 (Do)

本計画に定められた施策・事業を着実に進めていくため、町・町民・事業者のそれぞれが環境保全及び創造に向けた取り組みを積極的に実践するとともに、協働して進めていきます。

③ 計画の点検・評価 (Check)

■数値目標や個別施策の把握及び評価

本計画に基づく取り組みの進捗状況を把握・評価するためには、現状がどの程度であるのか、また、目標に対して現在どの位置にあるのかを示す「ものさし」が必要です。そのようなものさしとなるものが「環境指標」です。

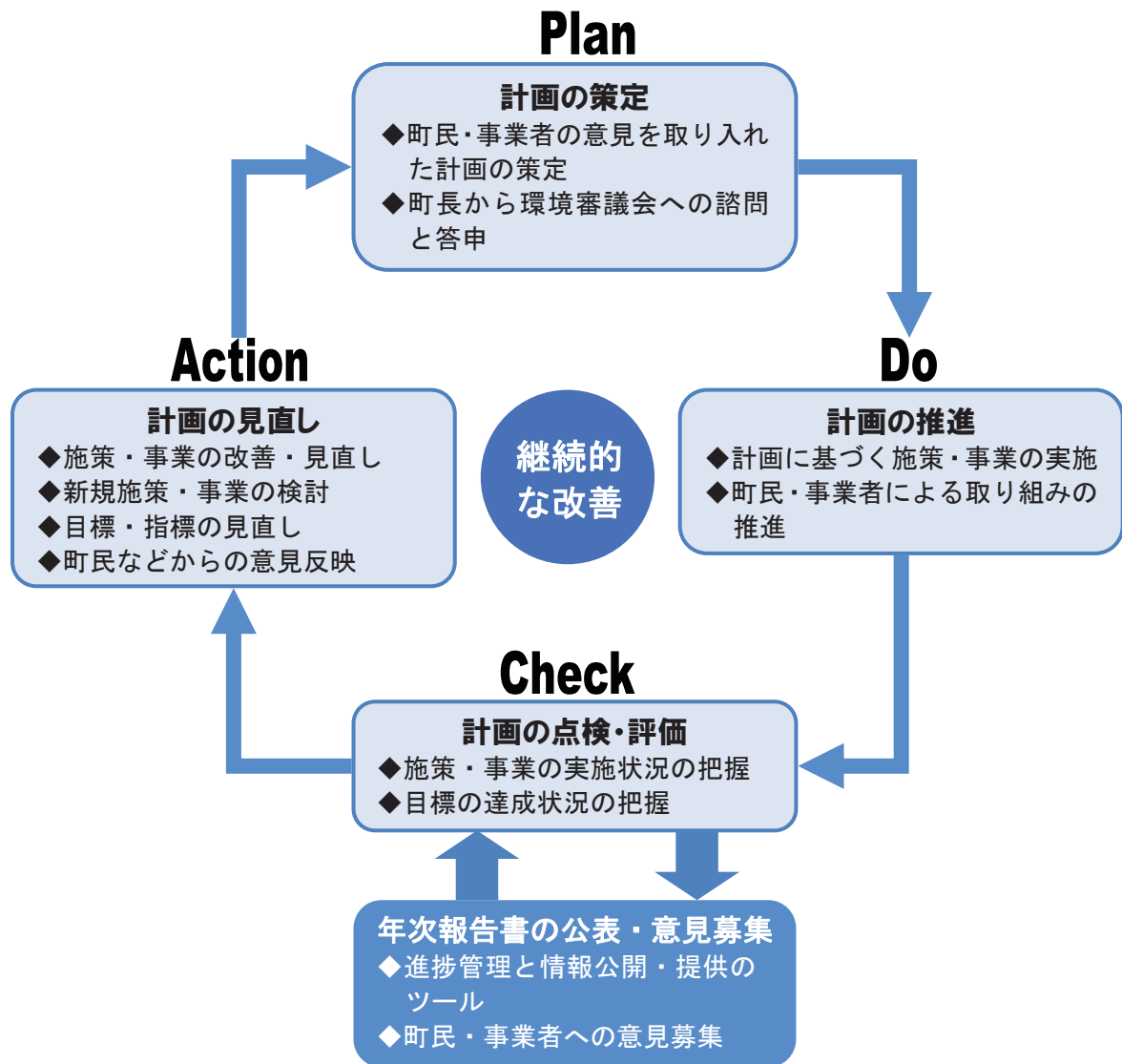
本計画では、「第4章 環境施策」の項目ごとに環境指標と目標値を掲載しています。今後は、この環境指標を用いて項目ごとの目標達成状況や関連する施策全体の進捗を把握・評価していきます。また、各担当課で行う施策の実施状況についても毎年度、進捗把握を行っていきます。

■年次報告書の作成・公表

本計画の施策の進捗状況を把握・評価した結果をとりまとめたものが年次報告書です。進捗管理と情報公開・提供のツールとしての役割を果たします。町民や事業者は年次報告書に対する意見を町へ提出することができます。

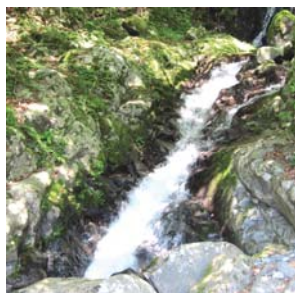
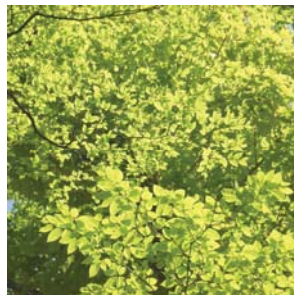
④ 計画の見直し (Action)

年次報告書などで進捗状況が評価された結果を受け、必要に応じて、施策に基づく次年度以降の具体的な取り組みの内容、目標・指標の内容などを見直します。また、社会経済の状況や環境の状況の変化をふまえ、環境基本計画の施策体系などに関わる見直しを、5年後に行うこととします。このような見直しの仕組みを作ることにより、環境基本計画の継続的な改善が可能となります。

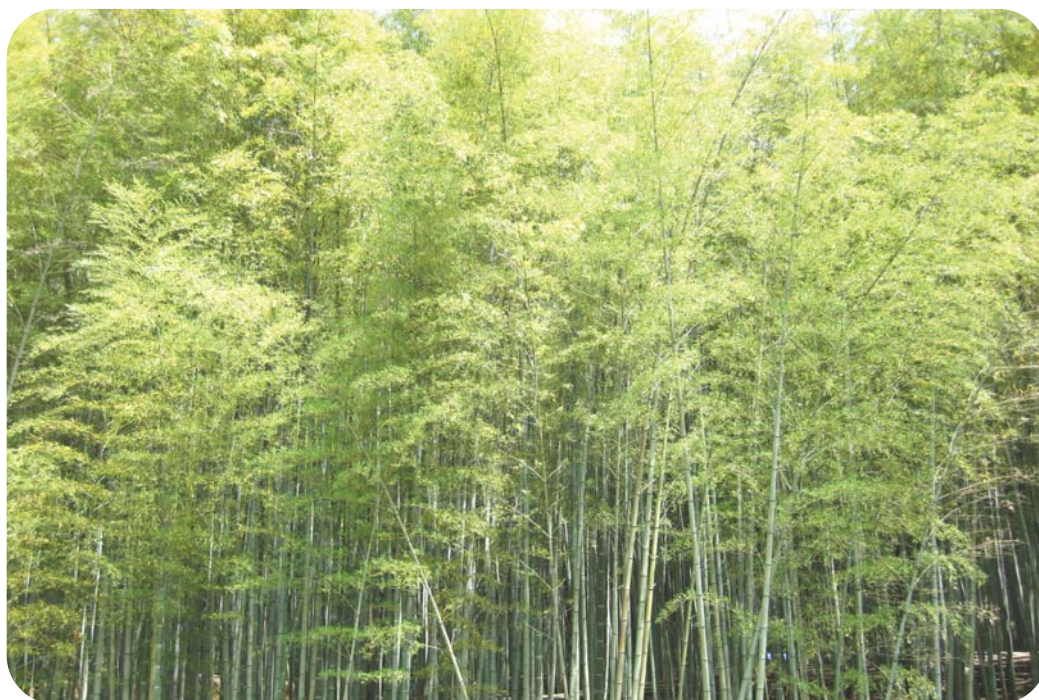


計画の進行管理イメージ





資料編



- 1 計画策定の経緯**
- 2 環境審議会 委員名簿**
- 3 諮問・答申文**
- 4 長泉町環境基本条例**
- 5 用語解説**
- 6 絶滅の可能性のある動植物**

1 計画策定の経緯



■計画策定の経緯

平成 28 年		
7 月	庁内照会・協議	◇前期計画の評価、後期計画の取り組みの検討
7 月 22 日	長泉町環境基本計画(中間見直し)に関するアンケート調査(8 月 5 日まで)	◇町民 1,000 人(有効回答率 37.7%) ◇事業者 100 事業所(有効回答率 54.0%)
11 月	庁内照会・協議	◇計画案の検討
11 月 24 日	第 1 回長泉町環境審議会	◇諮問 ◇計画案の審議
平成 29 年		
1 月 16 日	パブリックコメント	◇1 月 16 日～2 月 14 日まで広報ながいずみ、町のウェブサイト等でパブリックコメントの実施
2 月 15 日	第 2 回長泉町環境審議会	◇計画案の審議 ◇答申案の審議
2 月 22 日	答申	◇環境審議会から町長への答申
3 月	計画策定	

2 環境審議会 委員名簿



■長泉町環境審議会（敬称略）

氏名	所属など	備考
小嶋 睦雄	静岡大学名誉教授 前静岡県環境審議会会長	会長
服部乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター ゼネラルマネジャー	
坂間 福司	区長連絡協議会	副会長
南 信郎	元 e まち町民会議	
松田 竜明	東レ株式会社三島工場 環境保全課長	
白砂 清一	商工会会長	
川島 一郎	環境美化運動推進協議会	
山岸百合子	消費研究会会長	

3 諮問・答申文



■諮問文

長 く 環 第 96 号
平成 28 年 11 月 24 日

長泉町環境審議会 会長 様

長泉町長 遠 藤 日 出 夫

長泉町環境基本計画の変更について（諮問）

このことについて、長泉町環境基本条例第7条第3項及び第5項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

（諮問理由）

長泉町では、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた特性を踏まえ、人と自然とが共生できる循環型社会の構築を図りつつ、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、町、町民及び事業者の協働によってこれらを推進するために、長泉町環境基本条例に基づき、平成24年3月に環境基本計画を策定いたしました。計画策定から5年が経過し、社会経済状況及び環境の状況の変化、計画の進捗状況、他の計画などと整合に対応するために、中間見直しを行うこととしており、環境基本条例第7条第3項及び第5項の規定に基づき、意見を求めるものであります。

以 上

■答申文

長 環 審 第 2 号
平成 29 年 2 月 22 日

長泉町長 遠 藤 日 出 夫 様

長 泉 町 環 境 審 議 会
会 長 小 嶋 睦 雄

長泉町環境基本計画に関する事項について（答申）

平成28年11月24日付け「長く環第96号」により諮問があった長泉町環境基本計画に関する事項について、下記のとおり答申します。

記

長泉町環境基本計画（後期計画）原案は、長泉町の望ましい環境像についての共通認識、各主体の役割と取り組みの基本的な方向・具体的な行動、計画の推進方法や取り組みの実施状況・環境の現状と課題についての認識など、役割が明確化された計画であり、妥当なものと認めます。

長泉町の目指すべき環境像である「みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ〜いつまでも住み続けたいeまちをめざして〜」の実現に向けて、積極的な計画の周知、広報、普及啓発をするとともに、町民、事業者の理解と協働のもとに積極的な環境施策の展開を要望します。

以 上

4 長泉町環境基本条例



(平成 22 年 3 月 24 日条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本町の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、町域の自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第 7 条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的な環境施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、第 15 条に規定する長泉町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制等の措置)

第 8 条 町は、環境の保全上の支障を防止するために必要と認めるときは、関係行政機関と協議の上で、法令に基づき必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第 9 条 町は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する施策の促進)

第 10 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 11 条 町は、町民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解と関心が深められるように、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第 12 条 町は、環境教育及び環境学習の推進並びに町民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 13 条 町は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 14 条 町は、国及び他の地方公共団体並びに町民及び事業者と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 15 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して必要な事項を調査審議するため、長泉町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5 用語解説



●あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。地域住民の働き場が組み込まれていることなど、観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO₂)などが温室のガラスに似た働きをするため気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

●か行

外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、平成16年6月に制定され、平成17年6月より施行されている。海外からの外来生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置などを定めている。生態系などへの被害が認められる生物は、「特定外来生物」として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、平成10年5月に成立し、平成13年4月より施行されている。廃家電製品のリサイクルを推進するため、メーカー、輸入事業者、販売店、自治体、消費者の役割

分担などを定めている。テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目(6製品)を対象に回収・再利用を図る。

環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

環境基本法の規定に基づき、平成6年に策定された計画。本計画では、「循環」「共生」「参加」「国際協力」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。平成12年12月、平成18年3月に見直され、平成18年4月には「第3次環境基本計画」が閣議決定された。

環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境マネジメントシステム (EMS)

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された議定書。日本は平成10年4月28日に署名、平成14年6月4日に批准した。先進締約国に対し、平成20～24年(2008～12年)の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年(1990年)比で、平均5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。平成17年2月16日に発効した。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

さ行

里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例（平成8年3月制定）の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された。平成28年3月には改訂版第3次計画が策定された。

静岡県版レッドリスト

静岡県における絶滅に瀕している野生動植物種を段階ごとに区分したもの。同リストに掲載されている種の詳しい説明や「今守りたい大切な自然」などを掲載した「静岡県版レッドデータブック」も平成16年3月に発刊された。

自然林

人工林以外のすべての森林をいう。原生林と二次林とに大別される。

臭気指数規制

人の臭覚を使つてにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みと

なる法律で、平成12年5月に制定された。廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るもの。

水源涵養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きなどをいう。

生態系被害防止外来種

平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。リストには、計429種類（動物229種類、植物200種類）が掲載されている。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。これに伴い、要注意外来生物のリストは廃止された。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要な酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

生物多様性基本法

生物多様性の保全を目的とした基本法として平成20年6月に施行された。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による地域戦略の策定なども定めている。

遷移

植生が年月を経て変化していくこと。裸地から草原、灌木林、陽樹林、陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、これが成立するまでに通常200年以上を要するといわれる。

潜熱回収給湯器

従来型給湯器の一次熱交換器に加え、二次熱交換器を設置し、排気ガスから潜熱を回収することで、効率を向上させた給湯器のこと。従来のガス給湯器では排気ロスとなっていた潜熱（水蒸気として大気に放出されていた熱）を回収できるため、約80%が限界だった給湯効率を95%までに向上させている。

●た行

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に5年ごとに策定する地域森林計画の対象とされる民有林。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が文化財保護法及び条例に基づき指定したもの。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

都市公園

国または地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開する営造物公園の一つ。地方公共団体が設置・管理する都市公園は、都市計画法に基づいた公園または緑地があり、国が設置・管理する都市公園には、都道府県を超えるような広い見地の公園及び緑地や、国家的事業または国固有の文化財を保存及び活用するための公園または緑地がある。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でクロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械などの脱脂洗浄剤などに使われるなど洗浄剤・溶剤とし

て優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。

●な行

二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた優良な集団的農地を確保・保全する区域。農地の無秩序な開発行為を予防し、耕作しやすい環境を確保することを目的とする。

●は行

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体(植物、動物など)のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

廃棄物

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形または液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

■パリ協定

平成27年12月の国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択された、地球温暖化対策の新たな枠組み。パリ協定の主なポイントとしては、①産業革命前からの気温上昇を2℃未満にすることが目的で、1.5℃に抑えるよう努力する、②今世紀後半、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取って、実質的な排出をゼロにする、③全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告する、④対策の進み具合を確認して強化するため、目標を5年ごとに見直す、⑤先進国は総量削減目標を定め、発展途上国も総量削減目標を持つことを推奨する、⑥先進国が途上国に支援資金を提供、その他の国が自主的に提供することを推奨する、などである。

ビオトープ

生物が互いにつながりを持ちながら生息している

空間を示す言葉。環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もある。環境教育の一環として、小中学校などにおけるビオトープづくりが行われている。

ファルマバレープロジェクト

（富士山麓先端健康産業集積プロジェクト）

静岡県が推進する「世界一の健康長寿県の形成」、「患者・家族」を中心とする考え方や「有徳の志」など、普遍的な価値観の回復と新たな価値の創造を目指すことを目的としたプロジェクト。静岡県東部地域の恵まれた交通インフラや自然環境、健康関連産業の集積を背景に、世界レベルの高度医療・技術開発を目指して先端的な研究開発を促進し、医療からウエルネス産業にいたる先端健康産業の振興と集積を図るもの。

フォッサマグナ

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断位置し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布するU字状の窪地をフォッサマグナと呼ぶ。西縁は糸魚川-静岡構造線（糸静線）、東縁は明確ではないが、一般的に新発田-小出構造線及び柏崎-千葉構造線とされる。このフォッサマグナの南部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地域であり、植物地理学においてこの地域をフォッサマグナ地域と呼ぶ。

伏流水

河川の流水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、水脈を保っている極めて浅い地下水。本来の地下水と異なり、河道の付近に存在して河川の流水の変動に直接影響されるものをいう。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

●ま行

マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物時に使う繰り返し利用が可能なバッグ。環境省などが運動を展開している。

●ら行

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法

で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

●アルファベット

CSR（企業の社会的責任）

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。具体的には「安全で品質のよい製品を提供することにより社会に貢献していく」「環境に配慮して事業活動を改善していくこと」「関連法規が遵守される組織を構築すること」などが挙げられる。

NPO（非営利活動団体）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

PFI（Private Finance Initiative）

公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せず民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。

PRTR 制度

（Pollutant Release and Transfer Register）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」（公布：平成 14 年 1 月完全施行）により設けられた制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計・公表する仕組みが定められている。

6 絶滅の可能性のある動植物



カテゴリー		基本概念	植物	動物
絶滅(EX)		本県で既に絶滅したと考えられる種		
野生絶滅(EW)		飼育・栽培下でのみ存続している種		
絶滅危惧Ⅰ類	ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	キソエビネ、アツモリソウ	
	ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	スジヒトツバ、ベニバナヤマシャクヤク、ハコネラン、ヒロハツリシュラン、フジチドリ、ヒメノヤガラ、フガクズムシソウ、セイタカスズムシソウ、ヒナチドリ、オキナグサ、イヌハギ、フジタイゲキ、サクラソウ、アズマギク、アゼオトギリ	コノハズク、アカモズ、レンズガイ
絶滅危惧Ⅱ類(VU)		絶滅の危険が増大している種	スギラン、ナカミシシラン、ミヤマツチトリモチ、コウヤミズキ、マツノハマンネンサ、ヤシャビシャク、ハコネグミ、ラショウモンカズラ、ミミガタテンナンショウ、サナギスゲ、ナツエビネ、コアツモリソウ、クマガイソウ、スズムシソウ、フウラン、オオバナオオヤマサギソウ、キバナシヨウキラン、サクラスミレ、ミシマサイコ、キセウタ、キキョウ、フジバカマ、タカサゴソウ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、ツレサギソウ、ヤマトキソウ、コマイワヤナギ、ヒトツバショウマ、シラヒゲソウ、コイワザクラ、オノエラン、ウチョウラン、アキノハハコグサ、タヌキモ	モモジロコウモリ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ウズラ、アオバズク、ヨタカ、ハコネサンショウウオ、ニホンアカガエル、ホトケドジョウ※1、メダカ※2、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ、ウラナミジャノメ、ミノブマイマイ
準絶滅危惧(NT)		存続基盤が脆弱な種	オトメアオイ、ヤマシャクヤク、サンショウバラ、アシタカツツジ、アオホオズキ、タテヤマギク、エビネ、キンラン、セツコク、コケオトギリ、スズサイコ、ハコネコメツツジ、イズハハコ、オオアカウキクサ	ヤマドリ、フクロウ、コシアカツバメ、サンコウチョウ、ミヤマホオジロ、モリアオガエル、カジカガエル、カジカ※3、ヘイケボタル
情報不足(DD)		評価するだけの情報が不足している種		モモンガ
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの		ツキノワグマ(富士地域)
要注目種	現状不明(N-I)	現状が不明な種	ワダソウ、ゲンジスミレ、イワウチワ、ヤマアマドコロ、イトイチゴツナギ、ヒロハノカワラサイコ	
	分布上注目種(N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種		ニホンリス、ムササビ、カヤネズミ、オオジシギ、ノビタキ、カワムツ、シマドジョウ、ホシミスジ
	部会注目種(N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	イワイヌワラビ、イチリンソウ、キヨスミウツボ、ヒナノシャクジョウ、ベニシュラン、アオフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、ヒトツボクロ、シデシャジン、カノコソウ、イワシャジン	ヤモリ、アズマヒキガエル、トノサマガエル、ハネナガイナゴ
静岡県版レッドリスト掲載種合計			84	43

注1)カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。

注2)地域区分：東部地域…富士川本支流流域より東の地域。狩野川放水路より南の狩野川左岸流域並びに熱海市以南の地域

※1：県東部地域では CR(絶滅危惧ⅠA類)

※2：県東部・県伊豆地域では CR(天然分布域への移入あり)

※3：県東部地域では VU

【資料：静岡県版レッドデータブック】



守る！育てる！満ちてる！

たからもの
長泉の環境

長泉町環境基本計画

平成 29 年 3 月

【お問い合わせ先】 長泉町くらし環境課

〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828 TEL 055-989-5514 FAX 055-986-5905

E-mail kankyo@nagaizumi.org ホームページ <http://japan.nagaizumi.org>